経営強化計画

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条）

平成 21 年 9 月

家庭の銀行

みちのく銀行

目次	
＜はじめに＞	**1**
Ⅰ．経営強化計画の実施期間	**2**
Ⅱ．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	**2**
１．収益性を示す指標（コア業務純益）	2
２．業務の効率性を示す指標（業務粗利益経費率）	2
Ⅲ．経営の改善の目標を達成するための方策	**3**
１．経営の現状認識	3
（１）青森県・函館市の現状	3
（２）青森県・函館市の経済環境	4
（３）平成 21 年 3 月期決算の概要	7
２．経営計画	9
（１）収益性の確保のための方策	10
（２）業務の効率性の確保のための方策	20
（３）部門別収益管理の高度化	24
Ⅳ．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	**25**
１．業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	25
２．リスク管理の体制の強化のための方策	26
（１）信用リスク管理強化のための方策	27
（２）市場リスク管理強化のための方策	28
（３）不良債権の適切な管理のための方策	28
３．法令遵守の体制の強化のための方策	29
４．経営に対する評価の客観性の確保のための方策	32
５．情報開示の充実のための方策	33
Ⅴ．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	**34**
１．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	34
（１）基本方針	34
①信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢	34
②主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢	34
２．「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化」のための方策	37
（１）中小規模事業者等に対する信用供与残高および貸出比率	37
（２）中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	39
（３）担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	43
（４）中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策	45
３．その他主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策	46
Ⅵ．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	**56**
１．金額及び内容（条件）	56
２．金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	57
Ⅶ．剰余金の処分の方針	**58**
１．配当についての方針	58
２．役員に対する報酬及び賞与についての方針	58
Ⅷ．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	**59**
１．経営管理に係る体制	59
２．各種リスクの管理状況並びに今後の方針と体制整備	62
＜機能強化のための計画の前提条件＞	**63**

＜はじめに＞

当行は、現下の異例な金融環境のなかで、今後ますます厳しさを増すであろう地域経済および中小企業等の皆さまを支援することを目的として、金融機能強化法を活用することといたしました。

経済情勢や金融市場に一段の悪化懸念が残るなか、仮にもそうした事態が生じた場合への十分な備えをもつことにより、平成 20 年 10 月に公表いたしました「みちのく銀行の決意」にあるとおり、お客さまと真剣に向き合って、この地元を元気にしていかなければなりません。それが地域金融機関である我々の使命であると考え、がんばっている地元の中小企業や個人の皆さまに対する、安定的かつ円滑な資金供給力をこれまで以上に強化していく所存であります。

みちのく銀行の決意

みちのく銀行は、頑張っている地元の皆さまをこれまで以上に総力を挙げて応援します。

いま世界は、日本は、そして地域の経済は、未曾有の難局に直面しています。
みちのく銀行は、皆さまに育てられ、成長してきた銀行です。
「ふるさと」が底の見えない難局に突入している今こそ、頑張っている皆さまを総力を挙げて応援します。

何でも相談してください。
本当の問題解決のため、時には厳しいことも言わせていただくかも知れませんし、お客さまのご要望とは異なるご提案をさせていただくこともあると思います。
でも、我々はお客さまにとって何が良いのかを一所懸命に考えます。
地域に根ざした金融機関である我々は決して逃げません。ご相談は真正面から本気で受け止め、「真の問題解決」に向け総力を挙げて取り組みます。

「ネアカ・のびのび・へこたれず」をモットーに、皆さまとともに頑張ります。
「ふるさと」の明るい未来を引き寄せるために。

平成20年10月

みちのく銀行
頭取 杉本康雄
役職員一同

Ⅰ．経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 4 月より平成 24 年 3 月までの経営強化計画を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅延なく金融庁に報告いたします。

Ⅱ．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

１．収益性を示す指標（コア業務純益）

（単位：億円）

	H18/3 期 実績	H18/9 期 実績	H19/3 期 実績	H19/9 期 実績	H20/3 期 実績	H20/9 期 実績	H21/3 期 実績
コア業務純益	84	43	91	31	58	34	54

	計画始期 (H21/3 期)	H21/9 期 計画	H22/3 期 計画	H22/9 期 計画	H23/3 期 計画	H23/9 期 計画	H24/3 期 計画	始期より の改善幅
コア業務純益	54	29	54	28	59	34	71	17

※１．コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

※２．計画始期の水準は、H21/3 期の実績としております。

２．業務の効率性を示す指標（業務粗利益経費率）

（単位：%）

	H18/3 期 実績	H18/9 期 実績	H19/3 期 実績	H19/9 期 実績	H20/3 期 実績	H20/9 期 実績	H21/3 期 実績
業務粗利益 経費率	59.32	58.29	56.80	65.53	64.19	60.30	95.29

	計画始期 (H21/3 期)	H21/9 期 計画	H22/3 期 計画	H22/9 期 計画	H23/3 期 計画	H23/9 期 計画	H24/3 期 計画	始期より の改善幅
業務粗利益 経費率	95.29	64.22	65.07	64.65	64.08	62.64	62.02	33.27

※１．業務粗利益経費率＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

※２．機械化関連費用には、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、およびアウトソーシング費用（システム共同化等運営費用）等を計上しております。

※３．計画始期の水準は、H21/3 期の実績としております。

※４．H21/3 期は、投資信託等の積極的な売却損および減損等の実施により、業務粗利益が大幅に減少したことが要因で、95.29%と高い水準となっております。

Ⅲ．経営の改善の目標を達成するための方策

１．経営の現状認識

当行は、青森県に主要基盤を置く地域金融機関ですが、函館地区においても従来より地元という位置付けで積極的な営業を展開しております。

（１）青森県・函館市の現状

①　青森県

青森県は、三方を海に囲まれ、白神山地や十和田湖など美しく雄大な自然に恵まれた、国内でも有数の農林水産業が盛んな県です。

平成19年度における青森県の総生産は約4兆5千億円で、全国に占める割合は1%程度となっており、業種別の内訳を見ても、農林水産業、政府サービス生産者に占める割合が高いのが特徴となっております。

青森県の強みは、農林水産業の充実、原子力をはじめとするエネルギー関連産業の集積、豊富な観光資源にあります。

【青森県の主な指標】

		実数	全国比	基準日	出　所
人口	（万人）	143.7	1.1%	H17.10.1	総務省統計局
15歳未満	（万人）	19.9	1.1%		
15～64歳未満	（万人）	91.1	1.1%		
65歳以上	（万人）	32.7	1.3%		
県内総生産（名目）	（兆円）	4.5	0.9%	H20.3.31	青森県
事業所数	（万事業所）	6.8	1.2%	H18.10.1	総務省
従業員数	（万人）	57.9	1.0%		
農業生産額	（兆円）	0.3	3.4%	H19.12.31	農林水産省
製造業出荷額	（兆円）	1.6	0.5%		経済産業省
卸売業販売額	（兆円）	1.9	0.5%	H19.6.1	
小売業販売額	（兆円）	1.4	1.1%		
銀行預金残高	（兆円）	3.5	0.6%	H21.3.31	日本銀行

【平成19年度　産業別総生産構成比】　（単位：%）

	全　国	青森県	対　比
農林水産業	1.4	4.4	3.0
製造業	21.1	15.0	△6.1
建設業	6.0	7.4	1.4
卸・小売業	13.3	10.5	△2.8
金融・保険業	6.7	4.2	△2.5
不動産業	11.9	11.3	△0.6
運輸・通信業	6.5	6.3	△0.2
サービス業	22.0	19.8	△2.2
政府ｻｰﾋﾞｽ生産者	9.3	15.6	6.3

注）出所：内閣府

②　函館市

函館市は、日本最初の貿易港として海外に門戸を開くことで、西洋文化を取り入れるなど長い歴史を有し、人口約29万人の地方中核都市として、南北海道における行政、経済、文化の中心地としてその役割を果たしております。

また、函館市の観光産業は基幹産業で、平成19年には約481万人の観光客が訪れるなど日本を代表する観光地としても有名です。

青森市と函館市は、津軽海峡を隔てながらも、古くから人や物の交流が盛んに続けられてきました。昭和63年3月の青函トンネル開通を契機に、両市の関係の一層深まりが期待される中、新青函経済文化圏の形成を目指し、平成元年には経済、観光、文化、スポーツ等の広い分野において、積極的な交流を目指し、「ツインシティ」提携の盟約を締結しております。

平成27年度には北海道新幹線新函館駅が開業する予定です。平成22年12月に開業する新青森駅との所要時間は約40分（1時間20分短縮）にまで短縮され、新青函経済文化圏の実現に向け、今後、ますますの発展が期待されているところです。

（２）青森県・函館市の経済環境

平成20年9月、米国の信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題による世界経済の後退への警戒感が強まるなかで起きたリーマンショックを契機として、世界の金融・経済情勢は混乱局面に入り、各国政府による様々な対応策がとられてきましたが、今なお先行に不安定感は消えず、大変厳しい状況が続いています。

この間、わが国の経済も、こうした金融・経済情勢の混乱の直撃を受け、自動車、電気機械業界といった製造業を中心に国内外の需要の低迷等の影響による大幅な減産、雇用調整等が行われるなど、企業業績は大幅に悪化し、国内の景況感は極めて厳しい状況にあります。

同様に、当行の主要営業基盤である青森県および函館市の経済においても、企業の倒産件数・金額が従来と比べ高水準となったほか、平成 21 年 2 月には青森県の有効求人倍率が全国最下位に転落するなど、一段と厳しい状況にあり、企業の景況感は大幅に悪化しております。

【業況判断ＤＩ】

			H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
全　産　業		全　国	5	8	△4	△46
		青　森　県	△8	△8	△15	△37
		函館地区	△16	△10	△17	△33
	製　造　業	全　国	12	15	2	△57
		青　森　県	4	5	△6	△48
		函館地区	3	△8	△8	△19
	非製造業	全　国	0	3	△7	△38
		青　森　県	△14	△15	△20	△30
		函館地区	△25	△10	△22	△39

注）出所：日本銀行（短観）

【企業動向】

		H18 年	H19 年	H20 年	H21/1～21/3
①鉱工業生産指数	全　国	109.6 (4.4%)	109.1 (△0.4%)	85.3 (△21.8%)	70.6 (△35.0%)
	青　森　県	98.7 (6.5%)	101.3 (2.6%)	83.8 (△17.2%)	76.0 (△31.5%)
②公共工事請負額（億円）	全　国	122,835 (△5.2%)	117,814 (△4.0%)	117,948 (0.1%)	
	青　森　県	1,876 (△4.0%)	1,885 (0.5%)	1,720 (△8.8%)	
	函館地区	862 (△8.4%)	706 (△18.1%)	895 (26.8%)	
③有効求人倍率（倍）	全　国	1.07 (0.04)	0.98 (△0.09)	0.72 (△0.26)	0.52 (△0.20)
	青　森　県	0.45 (　－　)	0.47 (0.02)	0.36 (△0.11)	0.28 (△0.20)
	函館地区	0.56 (△0.03)	0.53 (△0.03)	0.41 (△0.12)	0.38 (△0.13)

注１）（　　）は前年比

注２）①鉱工業生産指数について、H18/12、H19/12、H20/12、H21/3を計上。

（H20/4よりH17年基準へ移行）

②公共工事請負額は、年度（4月～翌年3月）にて計上。

注３）出所：①青森県

②北海道建設業保証、東日本建設業保証、西日本建設業保証

③青森労働局、函館公共職業安定所

【企業倒産】　（単位：件・億円）

		H18 年	H19 年	H20 年	H21/1～21/3
件　　数	全　　国	13,245 (1.9%)	14,091 (6.3%)	15,646 (11.0%)	4,215 (13.4%)
	青　森　県	119 (△0.8%)	102 (△14.3%)	135 (32.4%)	20 (△25.9%)
	函 館 地 区	42 (20.0%)	40 (△4.7%)	44 (10.0%)	11 (37.5%)
金　　額	全　　国	55,005 (△17.9%)	57,279 (4.1%)	122,919 (114.5%)	31,463 (121.6%)
	青　森　県	340 (33.6%)	303 (△10.8%)	547 (80.3%)	238 (290.5%)
	函 館 地 区	76 (△24.6%)	238 (213.9%)	174 (△26.8%)	43 (53.1%)

注１）（　　）は前年比増加率

注２）出所：東京商工リサーチ

【個人消費動向】

		H18 年	H19 年	H20 年	H21/1～21/3
①大型小売販売額（億円）	全　　国	211,449 (△0.9%)	211,938 (△0.2%)	209,502 (△1.1%)	49,081 (△5.7%)
	青　森　県	1,756 (△2.5%)	1,724 (△2.7%)	1,724 (　－　)	437 (△3.3%)
	函 館 地 区	513 (△3.0%)	498 (△2.9%)	507 (1.7%)	131 (6.6%)
②新車登録届出数（千台）	全　　国	3,134 (△6.8%)	2,953 (△5.8%)	2,800 (△5.2%)	634 (△30.6%)
	青　森　県	59 (△1.0%)	57 (△4.3%)	54 (△5.4%)	14 (△16.5%)
	函 館 地 区	16 (△6.1%)	14 (△10.9%)	14 (△0.5%)	3 (△20.2%)
③住宅着工件　数（戸）	全　　国	1,285,246 (2.9%)	1,060,741 (△17.5%)	1,093,485 (3.1%)	199,619 (△21.4%)
	青　森　県	7,574 (0.2%)	6,139 (△18.9%)	6,457 (5.2%)	984 (△2.8%)
	函 館 地 区	1,981 (19.1%)	1,699 (△14.2%)	1,832 (7.8%)	389 (53.1%)

注１）（　　）は前年比増加率

注２）出所：①東北経済産業局、北海道経済産業局

②青森県自動車会議所、自動車販売協会・軽自動車協会

③青森労働局、函館公共職業安定所

（３）平成 21 年 3 月期決算の概要

①　資産・負債の状況（単体ベース）

主要勘定のうち、預金につきましては、前年同期比 104 億円減少の 1 兆 7,220 億円となりました。このうち個人預金は、126 億円増加して 1 兆 3,504 億円となりました。貸出金につきましては、地公体向けを中心に一般貸出は前年同期比 132 億円増加しましたが、住宅ローンを中心に消費者ローンが前年同期比 142 億円減少したことなどから、全体では前年同期比 9 億円減少の 1 兆 2,590 億円となりました。また、有価証券運用につきましては、激変した市場環境のもと、市場動向を睨みながら資金利益の安定的な確保及びリスクアセットの削減を目指して、事業債等の大幅な圧縮等を行ったことと、時価が著しく下落し、回復可能性が認められないと判断した有価証券について売却をしたことにより、前年同期比 583 億円減少の 3,673 億円となりました。

【資産･負債の推移（単体）】　（単位：億円）

	H21/3 実績	H20/3 比	H19/3 比	H20/3 実績	H19/3 実績
資産	18,289	△364	△307	18,653	18,596
うち貸出金	12,590	△9	454	12,599	12,136
うち有価証券	3,673	△583	△1,345	4,256	5,018
負債	17,894	△80	111	17,974	17,783
うち預金	17,220	△104	28	17,324	17,192

②　収益の状況（単体ベース）

資金利益は、有価証券利息配当金が増加したものの、貸出金利息の減少、預金利息の増加等により、前年同期比 2 億円減少の 300 億円となりました。

また、役務取引等利益は、投資信託の販売手数料の減少やローン保険料の増加等により前年同期比 3 億円減少の 8 億円となりました。

その他業務利益につきましては、昨年秋以降の金融市場混乱の影響により、保有する有価証券に多額の含み損が発生しておりましたが、今後の安定的な業績確保を目的として、時価が著しく下落し、回復可能性が認められないと判断した有価証券の売却ならびに積極的な減損処理を行ったことにより、非上場投資信託等の解約償還損及び減損などにより前年同期比 109 億円減少の 95 億円の損失を計上しました。この国債等関係損益を除くコア業務粗利益は前年同期比 13 億円減少の 307 億円となりました。

経費面では、人件費、物件費ともに減少したことなどにより、前年同期比 10 億円減少の 252 億円となりました。

以上により、コア業務純益は前年同期比 4 億円減少の 54 億円となりました。

臨時損益面では、地元経済の停滞を背景とした不良債権処理の増加や予防的に引当金の積み増しを実施したことから、不良債権処理額は前年同期比 53 億円増加の 110 億円となりました。また、株式関係損益は、国債等関係損益と同様の理由により前年同期比 143 億円

減少の 102 億円の損失を計上しました。

この結果、経常利益は前年同期比246億円減少の212億円の損失となり、当期純利益は、経常利益の減少に加え、繰延税金資産を保守的に計上したこと等により前年同期比 287 億円減少の 268 億円の損失となりました。

【損益状況の推移(単体)】

(単位:億円)

	H21/3 実績	H20/3 比	H19/3 比	H20/3 実績	H19/3 実績
業務粗利益	213	△115	△153	328	366
[コア業務粗利益]	[307]	[△13]	[△47]	[320]	[354]
資金利益	300	△2	△35	302	335
役務取引等利益	8	△3	△9	11	17
その他業務利益	△95	△109	△108	14	13
(うち国債等関係損益)	(△93)	(△101)	(△105)	(8)	(12)
経費	252	△10	△10	262	262
(うち人件費)	(118)	(△2)	(1)	(120)	(117)
(うち物件費)	(122)	(△6)	(△9)	(128)	(131)
一般貸倒引当金繰入額	△33	△31	△33	△2	―
業務純益	△5	△73	△108	68	103
[コア業務純益]	[54]	[△4]	[△37]	[58]	[91]
臨時損益	△206	△172	△160	△34	△46
(うち不良債権処理額)	(110)	(53)	(52)	(57)	(58)
(うち株式関係損益)	(△102)	(△143)	(△120)	(41)	(18)
経常利益(△は経常損失)	△212	△246	△268	34	56
特別損益	△3	△10	7	7	△10
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△215	△256	△261	41	46
法人税、住民税及び事業税	0	△1	0	1	0
法人税等調整額	53	33	54	20	△1
当期純利益 (△は当期純損失)	△268	△287	△316	19	48

③ 対処すべき課題～第二次中期経営計画に向けて～

当行では、平成 18 年 4 月よりスタートした第一次中期経営計画において、『地域最優の銀行』を目指すべき銀行像に掲げ、①収益力の強化、②経営の効率化、③資産内容の健全化、④人材育成とＣＳＲ活動、の 4 つの重点方針に加え、「経営管理態勢の強化」を基軸とした施策展開を実施してきました。

その成果として、経営の透明度、組織としてのガバナンス力などを含めた経営基盤は、相当程度整備されてきたものと考えております。一方で、外部環境の変動に左右されない強い収益基盤の確立、ならびに人材育成を含めた業績推進体制の強化については依然として途上にあり、課題として残ることとなりました。

このような現状を踏まえ、平成 21 年 4 月より 3 ヶ年（平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月）の「第二次中期経営計画」をスタートさせました。

２．経営計画

「第二次中期経営計画」（平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月）では、「新たなるステージへの挑戦～総合力の発揮に向けて～」をテーマに掲げておりますが、この「第二次中期経営計画」を踏まえ、経営強化計画においても、第一次中期経営計画で整備した経営基盤をさらに充実させるとともに、平成 20 年 10 月に公表した「みちのく銀行の決意」にあるとおり、地域密着型金融を徹底して推進してまいります。

なお、目指すべき銀行像として「地域において圧倒的な存在感を持つ『地域最優の銀行』」を掲げておりますが、その実現に向け、「営業力の強化」・「収益力の強化」・「人材・組織の活性化と専門性の強化」・「経営管理態勢の強化」・「地域社会への貢献」の５つの重点方針に取組んでまいります。

当行が目指す「地域最優の銀行」とは、以下のとおりでございます。

① 地域でもっともお客さまの満足度が高い銀行
② 地域発展のために貢献していく銀行
③ 職員がいきいきと働く活力ある銀行

【第二次中期経営計画の概要】

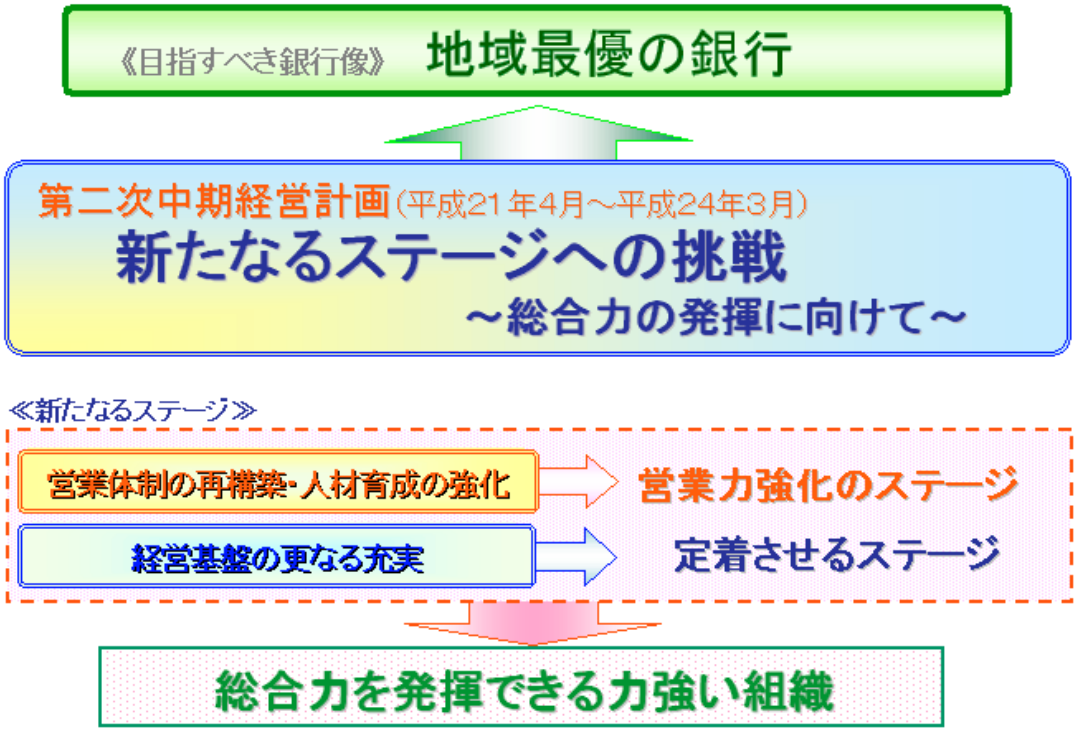

【第二次中期経営計画の重点方針と基本戦略の構成】

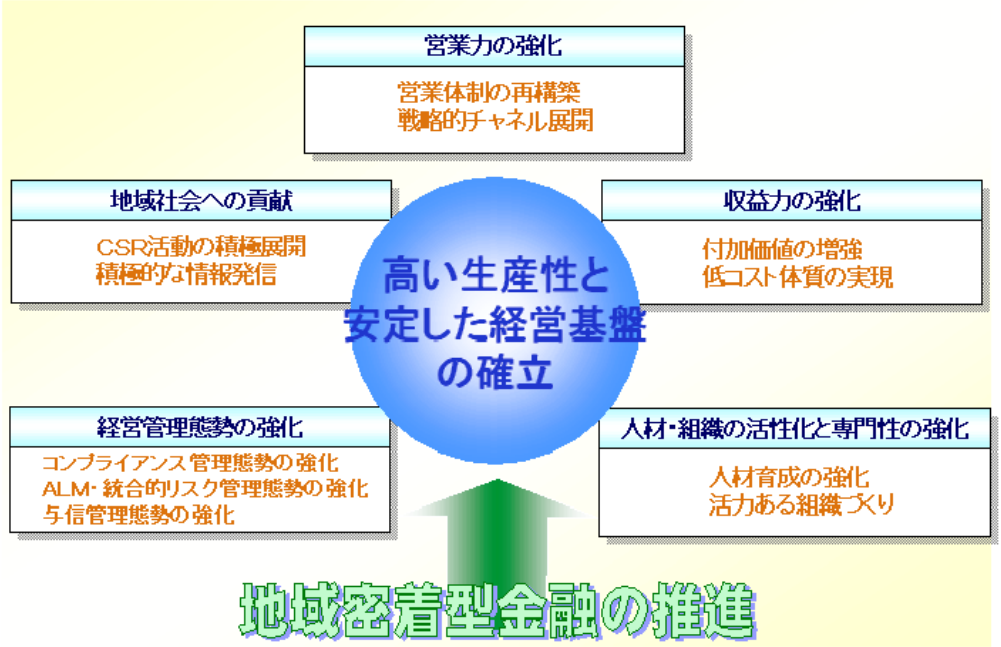

「第二次中期経営計画」を踏まえ、「経営強化計画」を策定しております。
なお、具体的な内容については、以下のとおりです。

（１）収益性の確保のための方策

①　営業体制の再構築

当行は、営業力を強化すべく、営業店の部門体制を見直しすることにより、個人・　法人のお客さまのニーズにこれまで以上にお応えできる営業体制を構築し、ＩＴを有効活用するなど、生産性の高い効果的な営業活動を実践してまいります。

【営業店体制再構築のコンセプト】

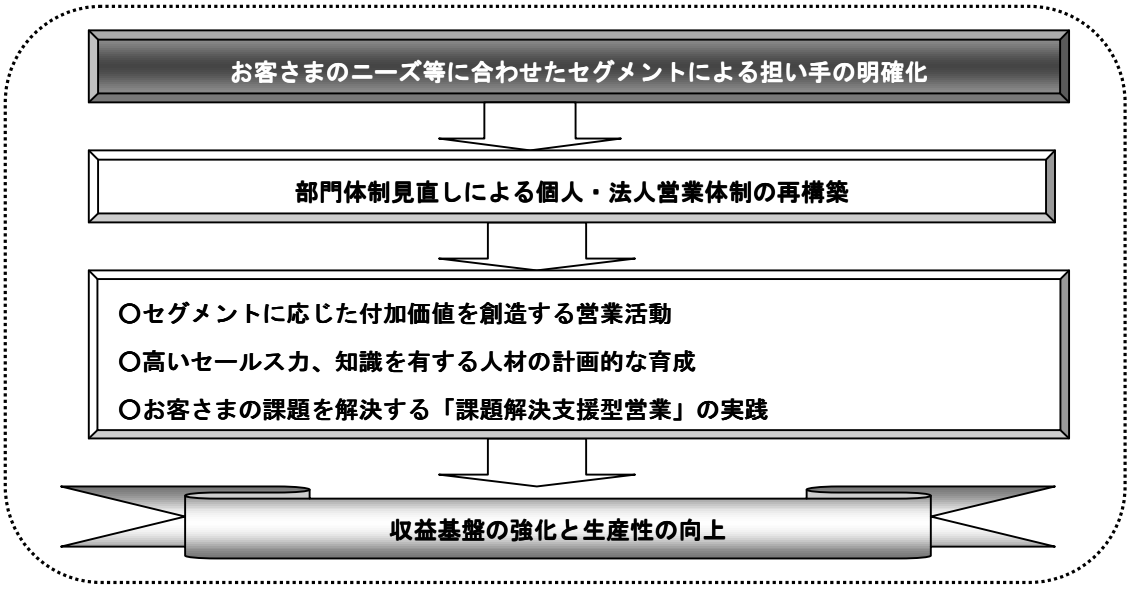

【営業店の部門体制】

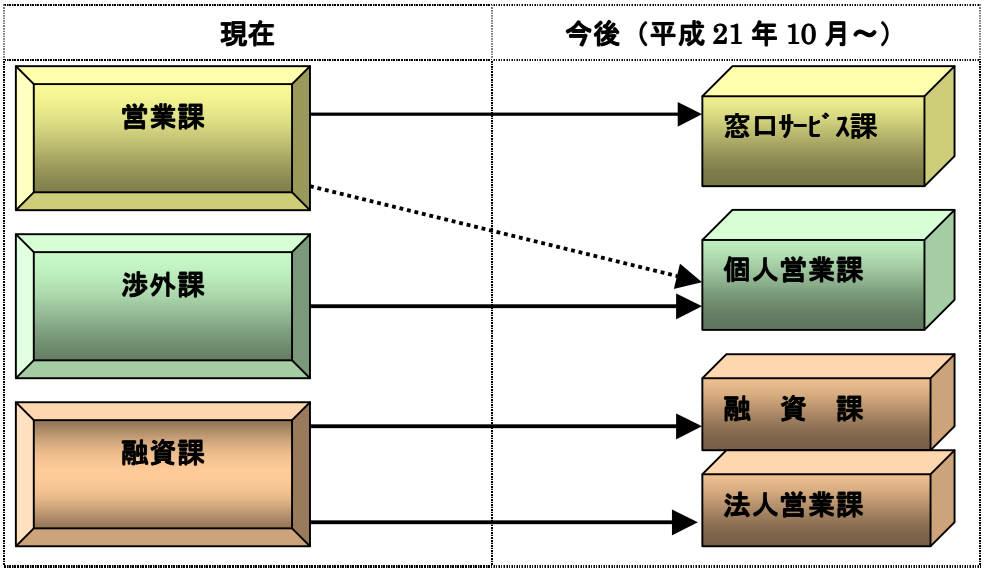

部門	担当	担当業務
窓口サービス課	テラー	来店顧客を対象に、定期預金取引、クレジット一体型カード・カードローンなど個人顧客の基盤取引拡大のセールス
個人営業課	MC（※1）	富裕層（※2）の取引拡大、富裕層見込先に対する勧誘（預かり資産・預金中心）
	窓口MC	・来店顧客に対する資産運用相談を通じた預かり資産セールス ・ミドル層に対する電話勧誘・窓口誘致
	個人営業担当	・ミドル層のうち取引拡大が見込める先の勧誘 ・法人営業課との連携による職域勧誘、住宅ローン層の訪問勧誘
融資課	ローン担当	・個人ローンの窓口対応および住宅業者との関係強化 ・DM送付先に対する電話勧誘
法人営業課	法人営業担当	・法人顧客数の増加（法人融資・預金の新規開拓） ・個人営業との連携による担当企業（純預金先企業、職域、地公体）の職域開拓・勧誘（ローン・預金） ・担当企業オーナーの取引拡大・深化

※1　MCとはマネー・コンサルタント（仮称）の略称であり、個人FP2級以上の資格を有し、資産運用等に係る高い提案スキルを持つ職員で、所定の研修を修了した者

※2「富裕層」とは、当行個人取引先のうち預金残高10百万円以上の先

Ａ．法人営業体制

事業性融資のより一層の増強のため、平成 21 年 10 月より順次、中核店に「法人営業課」を配置いたします。当行の事業性貸出の約 8 割をカバーしている中核店を強化することによって、新規取引先開拓や純預金先企業の職域開拓、担当企業のオーナーとの取引拡大、ABL（動産担保融資）等の専門性の高い法人プロダクトの積極的推進等を図り、事業性貸出の増強に取組んでまいります。

※中核店の定義については、「Ⅲ．２（２）① Ａ．店舗機能に応じた戦略的な店舗展開（P20)」を参照願います。

Ｂ．個人営業体制

お客さまのニーズに的確にお応えするため、21年度下期より顧客セグメントに応じた「(仮称）マネー・コンサルタント（ＭＣ)」といった個人ＦＰ２級以上の資格を有し、獲得スキルの高い職員を戦略的に配置します。

また、住宅取得層に対しての個人営業担当を配置し、ライフサイクルに合わせた資金ニーズに的確に対応するなど、住宅ローンの増強を図ってまいります。

【顧客セグメントに応じた営業戦力の再配置】

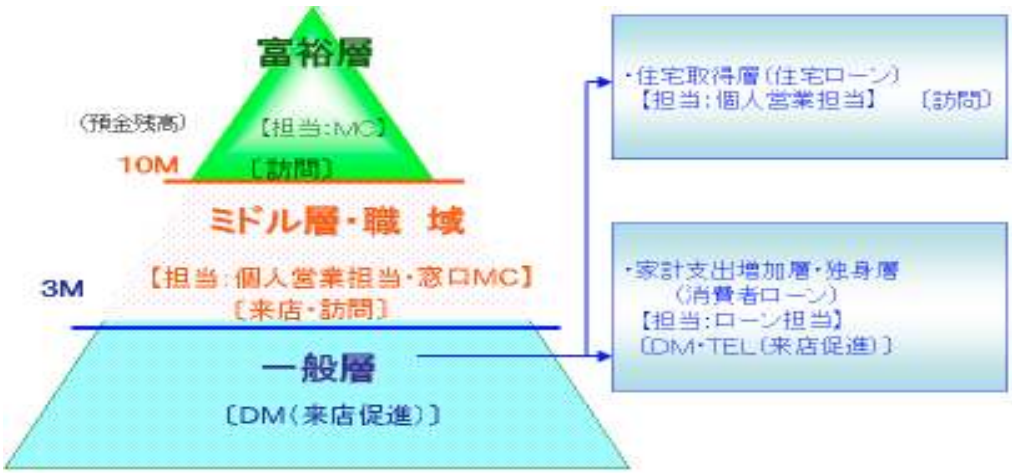

②　付加価値の増強

当行は、地域密着型金融の推進を基軸とし、お客さまの多様な資金調達・運用ニーズに積極的にお応えすることに加え、役務収益の増強などにより、付加価値の増強に取組んでまいります。

Ａ．総預かり資産の増強と基盤取引の拡大

（ａ）総預かり資産の増強

顧客セグメントに応じた営業戦力（MC 等）の再配置と併せ、資産運用セミナーの開催など、個々のお客さまとのリレーションを今まで以上に高めるとともに、時節やニーズに合わせた商品の適時な投入により、預金、預かり資産の拡大を図ります。

【総預かり資産の残高実績および計画】　（単位：億円）

	H18/3 実績	H19/3 実績	H20/3 実績	H21/3 実績	H22/3 計画	H23/3 計画	H24/3 計画
預金･預かり資産合計	18,407	18,357	18,610	18,483	18,584	18,995	19,550
預金	17,490	17,192	17,324	17,220	17,215	17,450	17,754
預かり資産	917	1,164	1,286	1,262	1,369	1,545	1,796

預かり資産（投資信託、公共債、保険）については、多様化するお客さまの資産運用ニーズに応えるべく、商品ラインナップの充実と、資産運用セミナーや運用報告会（保険既契約者向けセミナー）によりお客さまへの情報提供に取組んでまいります。

具体的には、投資信託は、商品ラインナップの見直しを機動的に行い、充実した銘柄のなかから、お客さまにご選択いただけるように努めてまいります。また、投資信託をご購入いただいたお客さまへのアフターフォローの一環として、運用報告会にも注力し、県内各地区および函館地区において開催してまいります。

保険については、個人年金保険のほか、平成 18 年 7 月から一時払終身保険、平成 20 年 4 月から月払医療保険・がん保険の取扱いを開始し、運用ニーズのみならず、相続・保障ニーズにもお応えすべく取扱商品を充実させております。今後も保険に関する多様なニーズにタイムリーに応えるべく取扱商品の拡充を図ってまいります。

また、営業体制の再構築と併せ、お客さまの資産運用ニーズや資産構成相談に対して適切なアドバイスのできるコンサルティング営業スキルの更なるレベルアップを図りながら、預かり資産の増強に取組んでまいります。

【投資信託、保険商品の導入実績】

年度	商品	導入時期
H18	≪投資信託≫	
	・外国債券（グローバル・ソブリンオープン（１年））	平成 18 年 9 月
	・バランス型（世界８資産ファンド）	平成 18 年 10 月
	・海外リート（ＤＩＡＭワールド・リート・インカムオープン）	平成 18 年 10 月
	・海外株式（ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンド）	平成 19 年 2 月
	≪保険（個人年金保険）≫	
	・一時払定額年金（ナイスセイリング）	平成 18 年 4 月
	・一時払変額年金（投資型年金 D.A.プラス）	平成 18 年 4 月
	・平準払定額年金（学資サポートプラン）	平成 18 年 5 月
	・一時払変額年金（グッドニュース）	平成 18 年 5 月
	≪保険（終身保険）≫	
	・一時払終身（あんしんドル終身・あんしん YEN 終身）	平成 18 年 7 月
H19	≪保険（個人年金保険）≫	
	・一時払外貨建年金（3 つの約束）	平成 19 年 6 月
	・一時払変額年金（百花凛々プレミアム）	平成 19 年 11 月
H20	≪保険（個人年金保険）≫	
	・一時払変額個人年金（年金果実）	平成 20 年 5 月
	・一時払変額個人年金（アダージオ　プラス５）	平成 20 年 11 月
	≪保険（終身保険）≫	
	・一時払終身（フォーライフ　ステップアップ）	平成 20 年 11 月
	・一時払終身（フォーライフ　マイチョイス）	平成 20 年 11 月
	≪保険（がん保険・医療保険）≫	
	・がん保険（ｆ（フォルテ））	平成 20 年 4 月
	・医療保険（EVER（エヴァー））	平成 20 年 4 月
	・医療保険（セレクトプランやさしい EVER（エヴァー））	平成 20 年 4 月
H21	≪保険（個人年金保険）≫	
	・一時払定額年金（堅実年金）	平成 21 年 7 月
	≪保険（終身保険）≫	
	・一時払い終身（エブリバディ）	平成 21 年 7 月
	≪保険（がん保険・医療保険）≫	
	・医療保険（健康のお守り）	平成 21 年 7 月

【資産運用セミナー、運用報告会の実施状況および計画】

	年度	内容
実績	H18	・セカンドライフセミナー（8ヶ店、参加者約50名） ・保険既契約者向けセミナー（7地区、参加者約100名）
	H19	・投資信託受益者セミナー（7地区、参加者約600名） ・セカンドライフセミナー（4ヶ店、参加者40名） ・保険既契約者向けセミナー（7地区、参加者約100名）
	H20	・資産運用セミナー（7地区、参加者約500名）） ・セカンドライフセミナー（延べ62ヶ店、参加者310名） ・保険既契約者向けセミナー（7地区、参加者約90名）
計画	H21	・資産運用セミナー（4地区） ・セカンドライフセミナー（延べ50ヶ店程度） ・保険既契約者向けセミナー（4地区）
	H22	・資産運用セミナー（4地区） ・セカンドライフセミナー（延べ50ヶ店程度） ・保険既契約者向けセミナー（4地区）
	H23	・資産運用セミナー（4地区） ・セカンドライフセミナー（延べ50ヶ店程度） ・保険既契約者向けセミナー（4地区）

（ｂ）基盤取引の拡大

給与振込、年金、クレジット一体型カードなど、家計基盤取引に対する取組みを強化し、「収入と支出（入金と決済）が一体となった口座」の増強を図り、「太く永い取引」と「生涯メイン化」を強力に推進します。

また、給与振込、年金指定への取組み強化により、「集まる預金」として低コストで安定的な資金調達が可能となります。

特に年金指定については、年金指定者の預金残高が個人預金全体の約３割（口座数では約１割）を占めており、今後一層の高齢化の進展によるマーケットの拡大も見込まれることから、年金相談会の開催や年金専担者（４地区に計11名配置）による相談活動などにより、年金受給見込層へのアプローチを強化してまいります。

		単位	H18/3 実績	H19/3 実績	H20/3 実績	H21/3 実績
年金相談会開催状況		回	0	94	136	159
年金振込指定	口座数	千	115	118	120	126
	振込額	億円	206	209	212	215
	預金残高	億円	3,482	3,538	3,671	3,881
給与振込指定	口座数	千	157	156	157	168
	振込額	億円	295	299	289	302

※　平成21年度は、158回の年金相談会を開催する予定です。

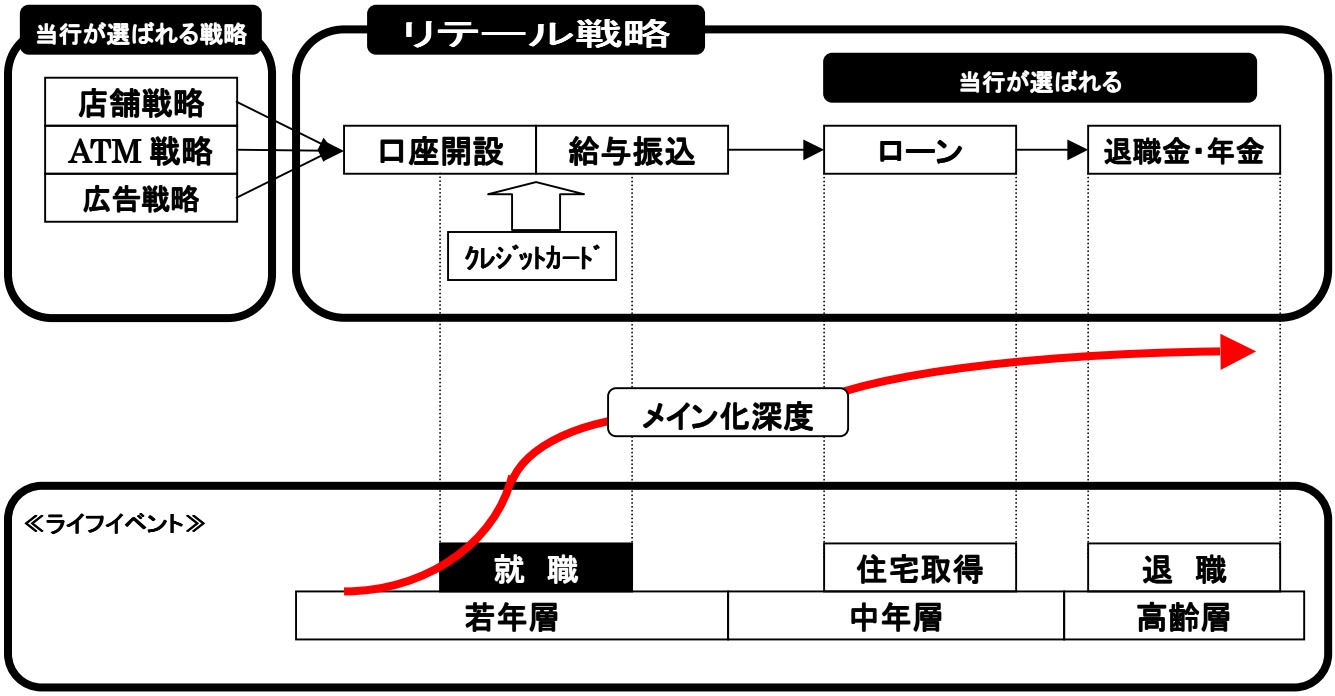

Ｂ．資金運用力の強化

（ａ）中小企業向け貸出の増強

「お客さまをよく知る活動」（※1）を通じた資金調達ニーズの把握や、商流の情報に基づいた新規貸出先の裾野拡大を図ることで、地元中小企業の皆さまの支援に積極的に取組んでまいります。

また、青森県の成長分野産業として位置づけられているエネルギー関連産業（原子力・風力・バイオエネルギーなど）、観光関連産業、農林水産業の３つの産業を主体に、業界動向の把握、マーケティング分析などを行うことにより貸出機会の創出を図ってまいります。

※1　「お客さまをよく知る活動」とは、「お客さまをよく知り」、「お客さまと本音で話し合う」ことを通して、取引先との間で永年築いてきた親密な関係を更に深く掘り下げ、取引先に関する情報を蓄積し、この情報をもとに取引先の真のニーズや経営課題を把握し、貸出金等を含めた総合的金融サービス機能を通じて、取引先の成長・発展に資する「課題解決支援型営業を実践する活動」と定義しております。詳細は、「Ⅴ．3．(3) ②「お客さまをよく知る活動」（WIN-WIN 活動「法人顧客をよく知る活動」の継続展開）（P49）」を参照願います。

（ｂ）個人ローンの増強

住宅ローンについては、住宅ローンセンター（※１）と営業店との連携による住宅業者との勉強会開催や相談会等への行員派遣を通じて、住宅業者の営業担当者との信頼関係強化を図り、新規案件の発掘を進めてまいります。また借換営業支援システム（※２）によるターゲットを絞り込んだ効率的な借換推進活動を展開するほか、他行差別化につながる新商品開発・販売による住宅ローンの増強を図ってまいります。

消費者ローンについては、DM 発送や非対面チャネル（ATM・ホームページ等）を活用した獲得推進と新商品の開発等を図るとともに、平成 21 年度下期に導入予定の新型カードローン（約定弁済型）については、窓口セールスや職場勧誘による取引深耕強化を積極的に展開してまいります。

※１　住宅ローンセンター～住宅業者への訪問を徹底し、主に新築案件の開拓を目的とした専門チャネルで、青森市、弘前市、八戸市、函館市の４拠点に設置しております。

※２　借換営業支援システム～借換推進に有効な経験的手法を独自にシステム化したもの。

【個人ローンの残高実績および計画】　（単位：億円）

	H18/3 実績	H19/3 実績	H20/3 実績	H21/3 実績	H22/3 計画	H23/3 計画	H24/3 計画
個人ローン合計	4,261	4,273	4,132	3,990	4,017	4,049	4,079
住宅ローン	3,542	3,589	3,489	3,381	3,409	3,414	3,419
消費者ローン	719	683	642	609	608	635	660

（ｃ）リスク管理枠内における効率的な有価証券運用

平成 21 年 3 月末においては、経済情勢や金融市場の一段の悪化懸念が残るなか、次年度以降の減損リスクを可能な限り排除し、今後の安定的な業績を確保するため、時価が著しく下落し、回復の可能性が認められないと判断した有価証券の売却、ならびに積極的な減損処理を実施いたしました。

また、株価が回復した平成 21 年 5 月以降、平成 21 年 3 月末に減損処理を行った株式、投資信託等の売却を行い、短期国債を主体とした債券への入替を実施するなど、低リスク資産の比重を高めるポートフォリオへの見直しを行っております。

今後につきましても、リスク、収益、資本とのバランスを図りながら、配賦資本内のリスク管理枠の下で、市場環境に応じた効率的な有価証券運用を行ってまいります。

※市場リスクについては、「Ⅳ．２．（２）市場リスク管理強化のための方策（P28）」を参照願います。

Ｃ．手数料収入拡大への取り組み

振込元受先獲得による振込手数料の増収のほか、口座振替事務を主体とした代理事務手数料など各種手数料の見直しなどに取組んでまいります。

また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給の手法として、ABL（動産担保融資）や債権流動化業務、シンジケートローンのアレンジ業務、無担保社債等を中心とした専門性の高い法人プロダクトを積極的に推進するとともに、手数料収入の拡大を図ってまいります。

【法人プロダクトの実行額】　（単位：百万円）

	H19/3 期実績	H20/3 期実績	H21/3 期実績
ABL(動産担保融資)	0	0	530
債権流動化	0	660	420
シンジケートローン（アレンジ業務）	0	3,150	0
無担保社債	170	250	1,250

※1.ABL、債権流動化は当座貸越極度額を含めた実行額となっております。

※2.シンジケートローンは組成額による記載となっております。

③　人材育成の強化

店舗役割の設定と営業店の部門体制の見直しに併せ、当行の将来を担っていくために必要な人材、求められる人材を継続的に育成するとともに、行内に「人を育てる風土」を醸成するため、新たに人材育成プログラムを平成 21 年度上期中に策定し、平成 21 年度下期から導入してまいります。

まず、人材育成方針（ａ）を作成し、次に部店長職を担うマネジメント力の醸成に向けた階層別育成プログラム、高い専門性を有するプロの育成に向けた職員の業務別育成プログラムをそれぞれのキャリアステージにあわせて体系化（ｂ）してまいります。そして、推進するツールとして、窓口事務について導入済みのスキル認定制度（ｃ）を融資業務や預かり資産業務等に拡充するとともに、職員の業務毎スキルを客観的に把握できる仕組みを構築してまいります。

その人材育成体系に沿って、職員一人ひとりの能力・スキルを着実に向上させるために、職員毎の人材育成ＰＤＣＡサイクル（ｄ）を確実に回すとともに、その結果を公正に評価する仕組み（ｅ）を構築してまいります。

【人材育成プログラムの全体像】

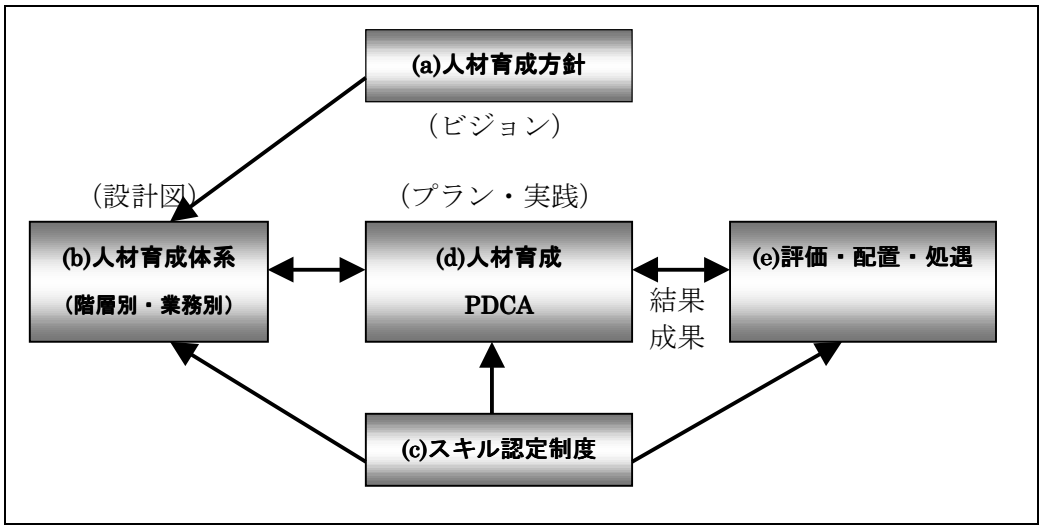

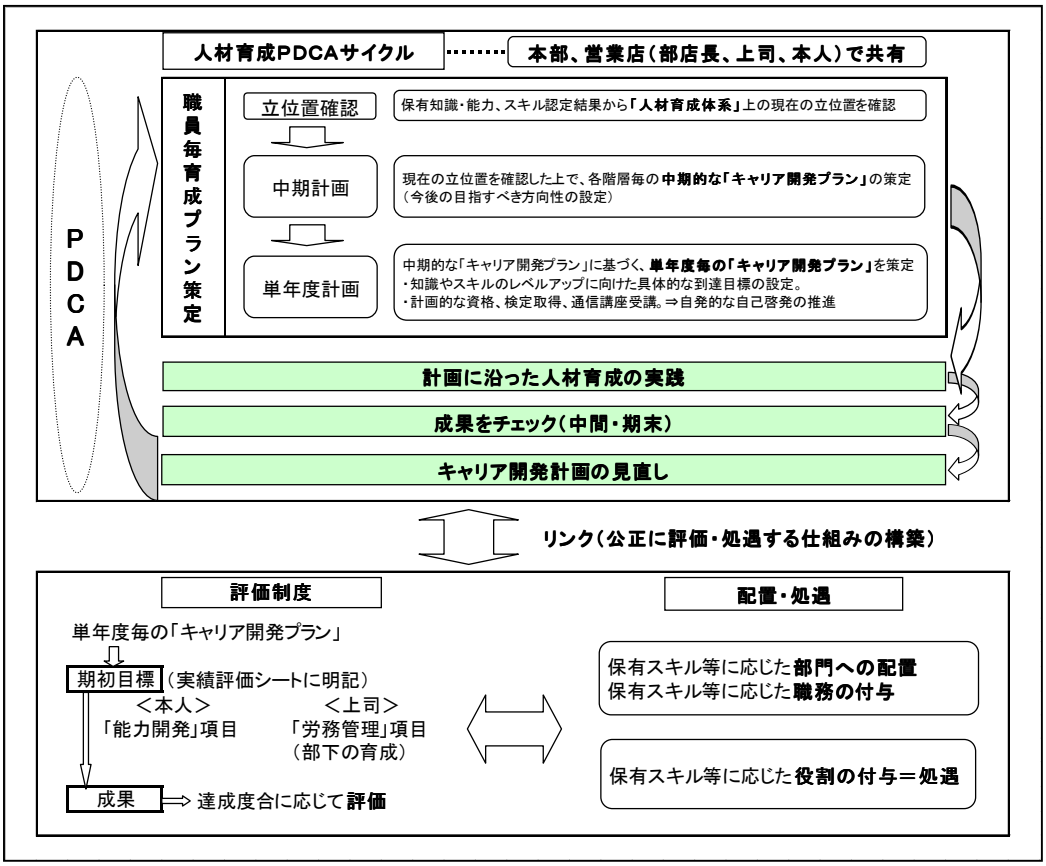

※「PDCA」とは、【P：plan（計画）考える】【D：do（実施）行動する】【C：check（評価）確認する】【A：action（対策）備える】の頭文字をとった略称。

【窓口事務スキル認定制度】

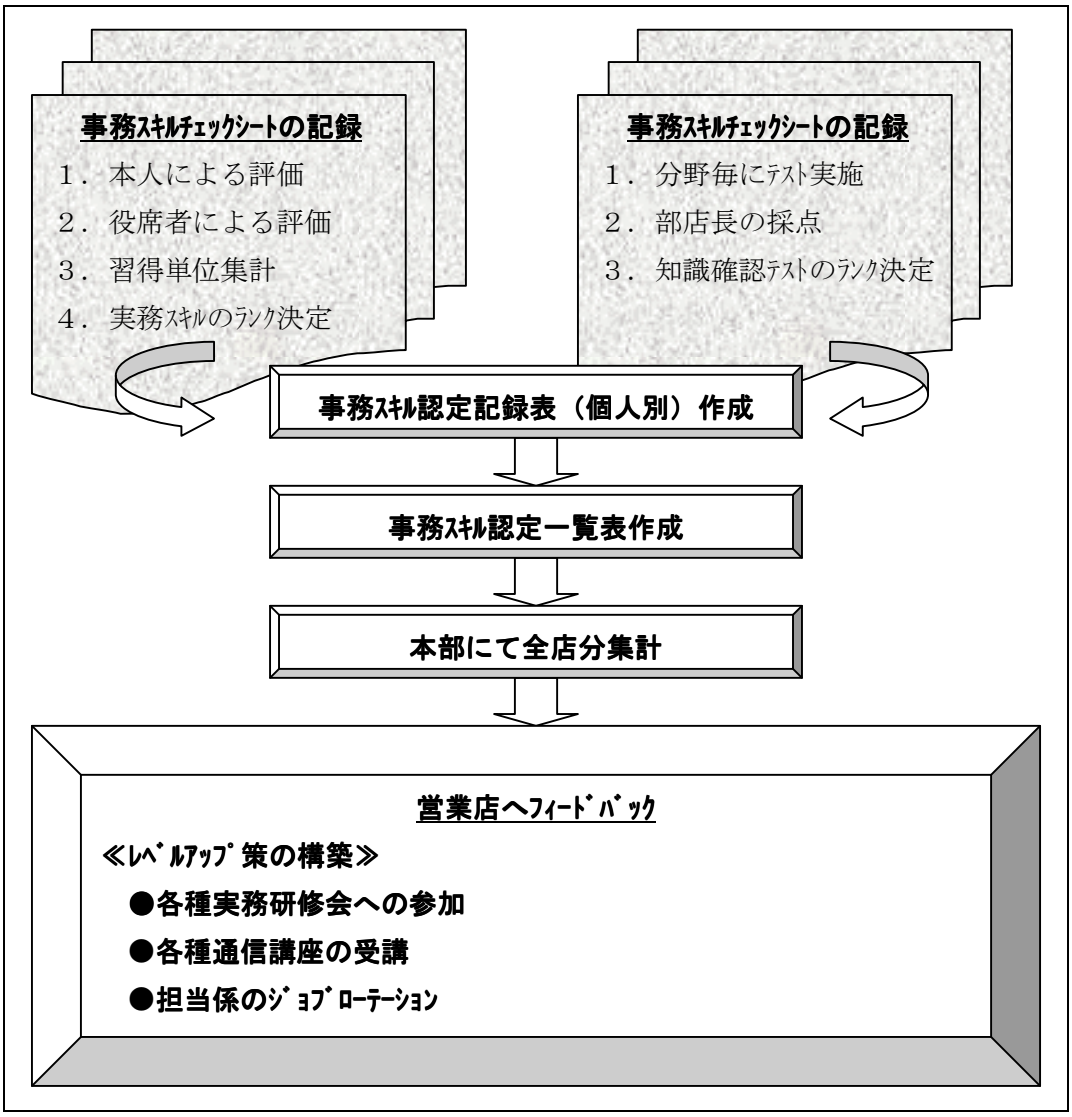

（２）業務の効率性の確保のための方策

①　戦略的なチャネル展開

当行は、マーケット戦略に即した店舗展開、法人融資の集約化や戦略的な店舗の統廃合を積極的に進めるとともに、非対面チャネルの機能充実を図ることで、お客さまの利便性向上と満足度の高いサービスの提供を実現してまいります。

Ａ．店舗機能に応じた戦略的な店舗展開

個人・法人のお客さまのニーズにより的確にお応えするため、個人取引を主体とする店舗、法人取引を主体とする店舗など、店舗の役割を平成 21 年度上期中に設定し、マーケット環境に即したカテゴリーに分類、明確化するとともに、成長の見込める地域への戦略的な店舗展開の検討を継続して行ってまいります。

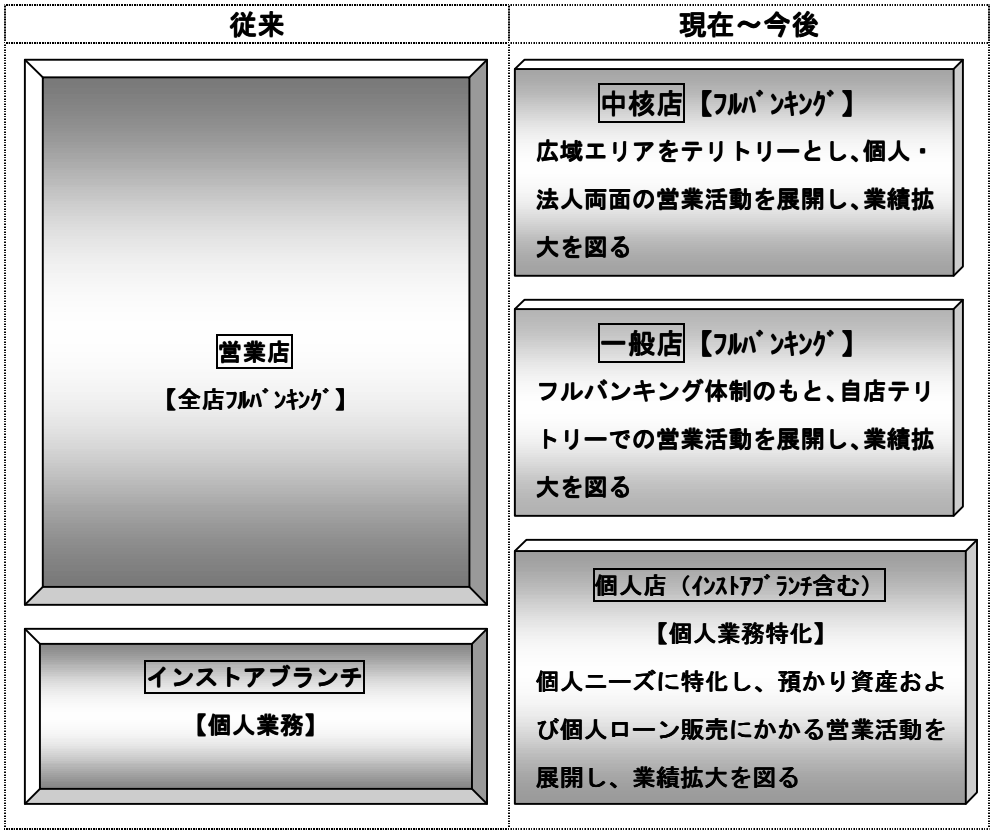

【部門体制】

部門名	中核店	一般店	個人店	ｲﾝｽﾄｱﾌﾞﾗﾝﾁ
窓口サービス課	○	○	○	○
個人営業課	○	○	○	－
融資課	○	○	－	－
法人営業課	○	－	－	－

Ｂ．法人融資の集約化や店舗統廃合による経営資源の有効活用

法人融資の集約化と戦略的な店舗の統廃合を継続して行い、営業力強化を図るとともに、経営資源の有効活用を進めてまいります。

【店舗統廃合と店舗展開】　（単位：店舗数）

	H18/3 実績	H21/3 実績	H24/3 計画
営業店	116	106	100 前後
中核店	110	10	20 程度
一般店		76	50 程度
個人店	6	20	30 程度

Ｃ．非対面チャネルの有効活用

（ａ）ＡＴＭネットワークの再構築

当行は充実したATMネットワークを構築し、お客さまの利便性の向上に努めておりますが、引き続き効果的なATMネットワークの見直しを行い、非効率ATMを削減してまいります。

自行ATMの台数を減らすことでコスト削減を図りながらも、他金融機関との提携などを通じて、お客さまの一層の利便性向上と満足度の高いサービスを継続的に提供していくとともに、ＡＴＭ機能の充実に引き続き取組んでまいります。

【ATMﾈｯﾄﾜｰｸ設置箇所推移】 （単位：箇所）

		H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
銀行ATM	店舗内	116	110	106	106
	店舗外	243	248	248	218
	小　計	359	358	354	324
他行提携合計		4	139	136	150
コンビニ(ローソン)ATM合計		113	108	180	200
合　　計		476	605	670	674
備　　考		—	東北銀行との全箇所提携開始	ローソンATM設置箇所拡大	青森銀行との一部提携開始

②　システム共同化「Banks' ware プロジェクト」の推進

当行、山陰合同銀行、肥後銀行が平成15年1月から稼動させた基幹（勘定）系システムの共同化メリットを更に享受するため、平成23年度までに「営業店事務共通化・事務革新」、「サブシステム共同化」、「次世代システム基盤構築」にも取組んでまいります。この取組みにより、お客さまサービスの更なる向上を目的とした次世代ビジネスモデルへ対応するとともに、組織・事務・業務面も共同化の対象範囲とすることで、OHRの低減を目指してまいります。

【取り組み内容】

プロジェクト	取り組み内容
営業店事務共通化・事務革新	①リスク対応や効率性を阻害している事務手続及び事務処理にかかる権限等を抜本的に見直し、再構築する。 ②再構築した事務フロー・事務取扱に３行の事務を共通化するとともに、為替業務などの事務集中部門について３行の本部組織を一部共同化することなどを検討することにより、事務コストの大幅削減と事務の堅確化の同時実現を図る。
サブシステム共同化	①システム共同化によるコスト削減を図るため、基幹系システムのみならずサブシステムへ共同化の範囲を拡大する。 ②各行サブシステム毎に作成している連携データを共通化しコスト削減・効率化を図る。
次世代システム基盤構築	お客さまの情報を一元管理するための統合データベースや各チャネルとの連携機能等の次世代統合基盤を導入する。

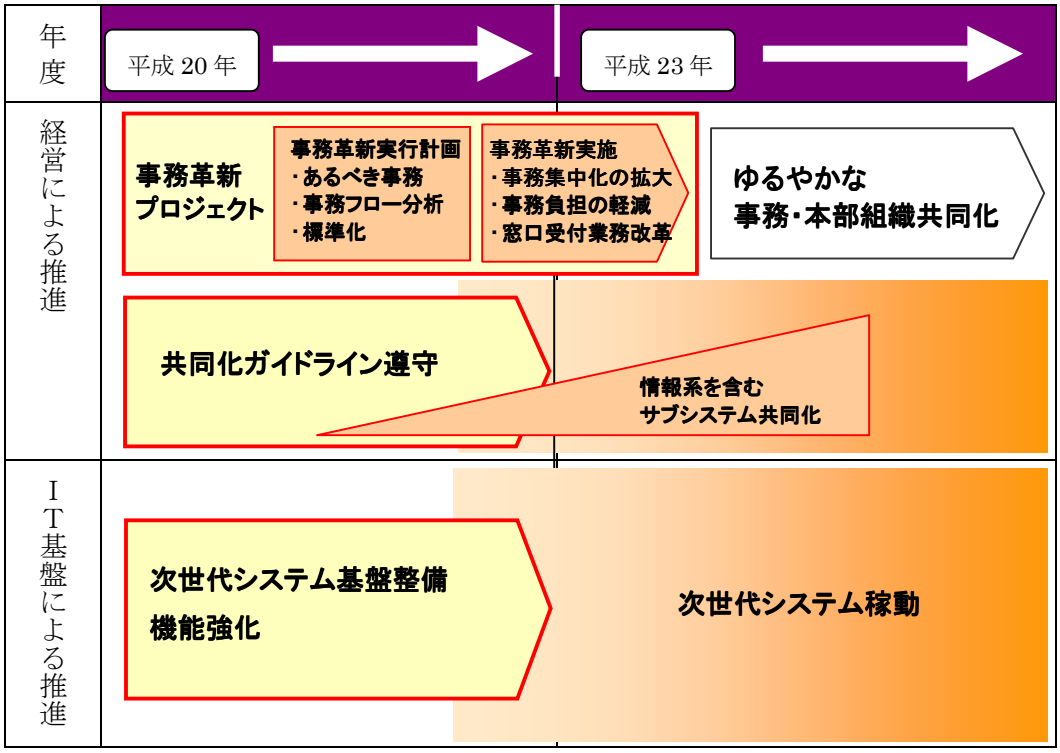

③　営業店・本部の業務見直しによる人員の再配分

A．融資業務の本部集約

融資業務の本部集約を段階的に実施しており、営業店の事務負担軽減により営業活動の時間を創出していくことで、営業力を強化してまいります。

第一次中期経営計画（平成 18 年度～平成 20 年度）における業務効率化への取組みとして、不動産担保業務および火災保険質権設定管理業務の一部、完済債権証書の保管事務について本部集約を実施してまいりました。

今後予定している融資事務の本部集約は以下のとおりです。

今後の本部への集約業務等	実施時期
督促業務と代弁業務の一部を本部(ﾛｰﾝｾﾝﾀｰ)集約	平成 21 年度下期を予定
抵当権設定証書等の権利関係書類の 本部(融資事務集中)集中保管	平成 24 年度中を予定

B．営業事務の本部集約

営業事務の本部集約を拡大することにより、営業事務負担を軽減し、お客さまの待ち時間を短縮するなど、これまで以上にお客さま本位のサービスを安定提供してまいります。

また、経費支出に対する統制を強化すべく、「経費管理システム」（サブシステム共同化案件）を導入し、経費予算と実績に関する情報を一元管理することで分析力を高め、戦略的経費支出の実践に取組んでまいります。

今後予定している営業事務の本部集約等は以下のとおりです。

今後の本部への集約業務	実施時期
経費管理システムの導入による経費管理の一元化	平成 21 年度下期
営業窓口における諸届事務の本部集約	平成 22 年度中を予定
相続事務の本部集約	

上記の営業店の業務見直し（融資業務・営業事務の本部集約）により、営業部門の標準人員の見直しや、各職員のスキル情報活用による各営業店間の戦力バランスの見直し、また、本部業務の効率化（用度品管理業務の外部委託等）により本部から営業店への戦力の傾斜配分などを行い、営業体制の再構築や戦略的チャネル展開に対応した適正人員配置を平成21年度下期より段階的に実施してまいります。

（３）部門別収益管理の高度化

当行の収益は、主に以下の２つの収益により構成されております。

①営業店における法人営業活動ならびに個人営業活動から生じる収益

②市場部門における有価証券等の市場運用から生じる収益

こうしたことから、財務会計上においては、営業店における預貸金を中心とした資金利益や、サービス提供による役務取引等利益に加え、市場部門における有価証券等の運用損益についても把握・管理しております。一方、管理会計上においては、本部間接経費を含めた営業店別の収益管理や、行内格付を有する貸出先を対象に信用コストを含めた個社別収益採算管理を実施しております。

しかしながら、営業店におけるスプレッド収益の把握や、各営業店に対する信用コストの配賦、ならびに個社別収益採算管理の対象先拡大など、収益管理手法の拡充を図る必要があるものと認識しており、現在、収益管理システムの更改（平成 22 年度稼動予定）を計画しております。

今後も、引き続き収益管理手法の拡充を図り、部門別収益管理の高度化に取組んでまいります。

Ⅳ．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

１．業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

当行では、経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用および外部有識者で構成する内部統制委員会の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、これまでも重点的に取組んでまいりました。その結果、ガバナンスの強化・内部管理体制の構築につきましては、相当程度整備されたものと考えております。

今後においてもこの態勢を堅持し、実効性の向上に努めてまいります。

（１）取締役会等

経営の意思決定機能につきましては、月１回の「取締役会」および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。

また、取締役の経営責任の明確化、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期を 1 年以内に短縮したほか、幅広い見地からの牽制機能の強化のため、取締役 8 名中 2 名を社外取締役とし、業務の健全性および適切性の観点から、取締役会において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たせるよう取組んでおります。

取締役会から委任を受けた事項について協議・決議する機関として、常勤取締役で構成される「経営会議」を週１回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

利益相反が生ずる可能性がある部門相互については、牽制機能が有効に発揮され、業務およびリスクが全体として適切かつ実効的に機能されるよう、本部組織内の執行役員体制を定めております。

このほか、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を中心に内部統制システムの体制整備に向けた業務運営の適切性について、外部の視点も含めた検証を行う機関として、平成 20 年 8 月より外部有識者 4 名（弁護士、会計士、大学名誉教授）に取締役会長、取締役頭取、その他の代表取締役（副頭取）の 7 名で構成する「内部統制委員会」（「Ⅳ．４．経営に対する評価の客観性の確保のための方策（P32）」を参照願います。）を設置し、毎月１回の定例開催および必要に応じて随時開催により、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

～経営強化計画の確実な達成に向けて～

経営強化計画の確実な達成に向け、代表取締役が委員長（平成 21 年度の委員長は頭取）を務める「収益管理委員会」、ならびに営業店の支援・指導の役割を担うブロック担当役員や本部関連部長で構成される「営業戦略部会」（収益管理委員会の下部機関）において、月次で計画の進捗管理を実施してまいります。また、進捗状況については、四半期ごとに取締役会への報告いたします。

（２）監査役・監査役会

当行は監査役会を設置しており、監査役６名のうち５名が社外監査役となっております。監査の実効性を確保するため、監査役は構成員となっていないものの、監査役全員が取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行状況について、適切に監査を行っております。更に監査役は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査役へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

また、監査役会では、「監査役会規程」「監査役監査基準」を定め、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。

このほか、監査役制度をより有効に機能させるため、取締役および取締役会から独立した位置付けで監査役会直轄の専任部署として「監査役室」を設置し、監査役監査の独立性が確保される体制を構築しております。

２．リスク管理の体制の強化のための方策

当行は、地域金融機関として、お取引先の多様な資金調達、運用ニーズに持続的にお応えしていくことに加え、金融市場で効率的な運用を行い、収益基盤の拡大・安定化を図るため、経営環境の変化や経済情勢・金融市場の変動のなか、さまざまなリスクと向き合うことで、適切なリスク管理と収益の確保を通じた「自己資本の充実」「財務基盤の拡充」により、生産性向上の維持と高い信頼性の確保および地域貢献に資することを経営の不断の課題として認識しております。

これまで、リスク管理体制の強化に向け、資本配賦によるリスク量のコントロールを行い、信用リスク、市場リスクなど、各リスク毎に管理を行ってまいりました。今後は、財務の健全性維持と収益性向上を同時に実現するため、ＡＬＭの機能を強化し、市場経済、地域経済のシナリオを基にした市場金利や株価などの予測を行い、シナリオに応じた収益シミュレーションを行うなど、市場ポートフォリオを含む資産配分および資金調達方針について協議し、総体的なリスク量が経営体力（自己資本）の範囲内に収まるようコントロールを行いながら、経営の健全性と収益力の向上に努めていくため、「リスク」「収益」「資本」のバランスの最適化を図ってまいります。

これらの実現に向け、平成21年9月に、適切な意思決定を行うために関係する役職員が遵守しなければならない基本的な考え方や、「リスク」「収益」「資本」のバランスのとれた経営管理を行うとした理念を具現化すべく、「リスクマネジメント・ポリシー」を定めるとともに、新たに「ＡＬＭ部」及び「ＡＬＭ部会」を設置いたしました。「ＡＬＭ部会」は、「収益管理委員会」の下部機関として、「リスク」「収益」「資本」のバランスの最適化に向けた資産配分等について協議検討を行う機関であり、許容リスクの範囲内において、経営の健全性維持と収益性向上の実現に向けた取組みに着手するなど、リスク管理

体制の強化に取組んでまいります。

なお、「リスク管理規程」では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、風評リスク、防災・防犯リスク、法務リスク、情報リスクの９つのリスクカテゴリーを定めております。

市場リスク、流動性リスクについては、「収益管理委員会」（事務局：経営企画部）の下部機関である「ＡＬＭ部会」（事務局：ＡＬＭ部）において協議を行う体制としており、「ＡＬＭ部会」は、経営環境、経済環境の変化や金融市場の変動のなかで、経営目標を達成するにあたり、「リスク」「収益」「資本」のバランスを図り、資産負債構造の最適化に関する協議検討を行い、資産配分にかかる戦略策定を行うなど、「リスクマネジメント・ポリシー」に定めるリスクマネジメントに関する内部統制機能を維持、向上させる役割を担っております。

信用リスク、事務リスク、システムリスク、風評リスク、防災・防犯リスクについては、「リスク管理委員会」（事務局：リスク統括部）において協議を行う体制としているほか、「リスク管理委員会」は、市場リスク、流動性リスクも含めた統合的リスク管理方針やリスク管理プログラムなど、当行全体のリスク管理の強化を図る役割を担っております。

法務リスク、情報リスクについては、「コンプライアンス委員会」（事務局：コンプライアンス統括部）にて協議を行う体制としており、「コンプライアンス委員会」は、当行の社会的責任と公共的使命を認識し、法令やルール等の厳格な遵守を実践するため、組織的対応を図る役割を担っております。（詳細は、「Ⅳ．３．法令遵守の体制の強化のための方策（P29）」に記載の通りです。）

（１）信用リスク管理強化のための方策

信用リスク管理については、「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」および「信用リスク管理規程」に基本事項を定め、組織全体に周知しております。

具体的には、年度毎に「信用リスク管理方針」および「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、半期毎には「信用リスク資本配賦額管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過することが見込まれる場合、すべて取締役会の決議事項とするなど、厳格に運用しております。

加えて、大口与信先の管理態勢としては、「グループ等重点債権先手続」を定めており、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、経営会議、取締役会に現況を報告のうえ、今後の取引方針を個社またはグループ先別に決定する態勢を構築しております。

信用リスク計測については、四半期毎に実施し、格付別、業種別、地域別など多面的にリスクの所在を明確にすることでリスクコントロールを強化しております。具体的な活動としては、平成20年11月からプライシングシステムを稼動し、個社別総合採

算ベースでの改善に取組んでおり、リスク・リターンを効果的に管理する態勢整備に努めております。

個別案件の適否を判断するにあたっては、当該企業の業績を知ることはもとより、業界独自の実務上の問題に精通する必要があると考え、医業、介護、建設、りんご移出、りんご栽培の業種別融資マニュアルを作成し、営業店業務において活用しているほか、マニュアル作成の対象業種については、平成21年度中の拡充を予定しております。また、本部審査部署に建設・医業の業種別審査担当者を配置して、特定業種の案件審査を行うなど、リスク管理態勢の強化を図っております。

（２）市場リスク管理強化のための方策

市場リスク管理については、「市場リスク管理規程」に基本事項を定め周知を図り、組織体制としては、フロント、ミドル、バック部署を設置しそれぞれの役割を明確に規定するほか、年度毎に「市場リスク管理方針」および「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取組むなど、牽制機能を発揮できる体制整備を行っております。

市場リスク管理の具体的な手法としては、半期毎に自己資本、収益力、リスク管理能力等を勘案し、市場リスク量に対する限度枠（リスクリミット、損失限度枠等）ならびにこれに対するアラームポイントを設定し、経営体力から見て過大な市場リスク量をとらないように管理をしております。

これらの限度枠の遵守状況は、ミドルにて日次でモニタリングし、定例的に経営会議、取締役会等へ報告しております。また、限度枠およびアラームポイントに抵触した際は、ミドルおよびフロントならびに関係部署が協議のうえ、ミドルより経営陣へ速やかに報告し、その対応策を経営会議等で決議して対応しております。

また、市場リスク管理態勢を整備してきたなか、サブプライム問題に端を発した金融資本市場の混乱に伴う市況悪化により、当行保有の株式評価が悪化するなど、平成21年3月期において多額の減損を計上するに至りました。これを機に、減損等の財務リスクを適切に反映する限度枠管理の仕組みを再構築し、リスクを適正に認識・コントロールすることで、損失を最小限に抑えていくための体制として、平成21年9月より、経営企画部の部内室であった「ＡＬＭ室」を独立させ「ＡＬＭ部」を新設したほか、「リスク」「収益」「資本」のバランスを図り、資産負債構造の最適化に関する協議を行う機関として、「ＡＬＭ部会」を「収益管理委員会」の下部機関として設置し、リスク管理体制の強化を図っております。

（３）不良債権の適切な管理のための方策

①　経営改善活動による取引先への指導支援

問題を抱える取引先に対して、事業内容を理解することにより問題点を早期かつ適

正に把握し、取引先における収支改善計画の作成支援活動を本部・営業店が一体となって行い、恒久的な全行運動として定着するように取組みます。

また、これまで対応してきた取引先に対しても、定期的なモニタリングを継続し、収支改善計画との対比を行うだけでなく、乖離がある場合はその理由を把握して再度指導・支援を実施するなど、実効性のある経営改善活動を展開してまいります。

② 事業再生支援

融資部企業支援室では、事業の再構築が必要な取引先に対して、単なるアドバイスのみに留まらず、役員会議への参加、アンケート調査等を含め事業内部に深く関与するハンズオン型の支援活動を行っております。また、抜本的な事業改革を行うことが必要と判断された取引先に対しては、㈱整理回収機構（ＲＣＣ）、中小企業再生支援協議会、再生ファンド、外部コンサル等を利用した私的整理による金融支援も積極的に対応しております。

事業再生した企業についても、モニタリング期間を2年と定め、計画の進捗状況を管理、指導してまいります。

③ 個社別管理スケジュール化

支援策がなく再生の可能性がないと判断された実質破綻先以下の先については、早期回収、オフバランス化に取組んでまいります。個社別に対応方針とスケジュールを定め、任売、競売による不良債権の早期回収を図るとともに、回収見込みのない債権はバルクセールにてオフバランス化を図るなど、不良債権の計画的な削減に努めてまいります。

３．法令遵守の体制の強化のための方策

当行は、コンプライアンスを経営の最重要事項と位置付け、役職員の共通認識の下で真摯に取組むことを基本方針としております。

（１）法令等遵守方針

法令等遵守方針として、「みちのく銀行行動憲章」および「みちのく銀行コンプライアンス十戒」を定め、企業倫理の確立を図っております。また、コンプライアンスを実践するために全職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として活用し、コンプライアンスマインドの涵養に努めております。

「みちのく銀行行動憲章」

１．銀行の公共的使命
　みちのく銀行は、銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
２．質の高い金融サービスの提供
　みちのく銀行は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。
３．法令やルールの厳格な遵守
　みちのく銀行は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
４．社会とのコミュニケーション
　みちのく銀行は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会のコミュニケーションを図る。
５．従業員の人権の尊重
　みちのく銀行は、従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
６．環境問題への取組み
　みちのく銀行は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
７．社会貢献活動への取組み
　みちのく銀行は、銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
８．反社会的勢力との対決
　みちのく銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

「みちのく銀行コンプライアンス十戒」

１．法律やルールに違反しない行動を常に意識し、実践しているか。
２．業務上知り得たお客様の情報や銀行の内部情報を漏らしていないか。
３．営業活動にあたっては、お客様に対する説明責任（特にリスク商品や融資取引）を果たしているか。
４．お客様の苦情や相談に真摯に耳を傾け、迅速に対応しているか。
５．職務上の地位を利用して、不当に利益等を収受したり、供与していないか。
６．セクハラや差別と疑われるような言動をしていないか。
７．上司、同僚をかばうため、あるいは自己弁護・保身のため隠蔽や嘘をついたりしていないか。
８．私情を挟み、冷静かつ客観的判断を狂わせていないか。
９．反社会的勢力には毅然とした態度で臨んでいるか。
10．公共的使命に照らし、永年の伝統と信頼を損なうことはしていないか。

（２）コンプライアンスに係る経営態勢

取締役会を頂点に、経営会議、コンプライアンス統括部担当役員がそれぞれの権限と責任においてコンプライアンスに関する様々な事項の決定やコンプライアンスの遵守状況の管理を行っております。

また、「内部統制委員会」では、取締役および執行役員の業務執行に対する監視、牽制機能強化のため、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を中心に内部統制システムの体制整備に向けた業務運営の適切性について、外部の視点も含めた検証を行っており、相応の成果をあげることができたものと考えておりますが、より一層の実効性の向上に努めてまいります。（詳細は、「Ⅳ．４．経営に対する評価の客観性の確保のための方策（P32）」に記載の通りです。

①　コンプライアンス委員会

当行の社会的責任と公共的使命を認識し、法令やルール等の厳格な遵守を実践するため、組織的対応を図ることを目的とし、委員長を頭取、副委員長をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス・プログラムの進捗管理のほか、不祥事件未然防止対策の策定・対応・有効性の検証、賞罰要否の判断を中心とした協議・検討を行っております。

②　本部・営業店における管理体制

コンプライアンス統括責任者は頭取とし、各部室店のコンプライアンスに関する責任者として「コンプライアンス責任者」を置き、各部室長がこれを担います。コンプライアンス責任者は、自部室店の日常業務の適法性のチェック等コンプライアンスに係る問題の適切な運用管理に責任をもってあたります。そのほか、「コンプライアンス管理者」を配置し、原則として代理以上の次席者がこれを担います。コンプライアンス管理者は、コンプライアンス責任者と同一の役割を果たすとともに、コンプライアンス責任者が適正に機能しているか牽制する体制（コンプライアンス責任者およびコンプライアンス管理者の任命は人事部長）としております。

③　内部通報制度

当行は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、ならびに「コンプライアンス・マニュアル」等に則り、すべての役職員が当行の社会的責任という公共的使命を認識し、その職務において法令やルールの厳格な遵守を実践するための職場環境の整備と「不正、違反行為」の未然防止や早期発見ならびに通報者の不利益取扱の防止を目的とし、内部通報制度を設けております。

なお、通報は秘密保持の観点から社内窓口として監査部長、人事部長、コンプライアンス統括部長を通報受付責任者とし、社外窓口を顧問弁護士としております。

④　コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢を改善・強化し、違法行為の未然防止を徹底する施策として、各年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役会の決定事項としております。策定・改定にあたっては、コンプライアンス委員会の協議を経て、経営会議、取締役会に付議しております。進捗管理は、コンプライアンス統括部が進捗状況を取りまとめ、四半期ごとにコンプライアンス委員会に報告ののち、経営会議、取締役会に報告しております。

⑤　職員に対するコンプライアンス意識の醸成

職員に対するコンプライアンス意識の醸成については、人事部主催の階層別研修、

課長研修、部店長研修等でコンプライアンスに関するテーマを設け意識の醸成を図っております。

各営業店については、コンプライアンス統括部でコンプライアンスに関するテーマを統一し、毎月研修を実施しております。

⑥ 不祥事件への対応

当行では、コンプライアンスの徹底を経営の最優先課題とし、なかでも不祥事件の再発防止のため、「不正やミスを誘発しやすい預金解約時等の手続の見直し」、「従業員の悩み等について早期に相談できるようカウンセリング担当者の配置」、「強制休暇制度（予定外の休暇を強制的に取得させ、他の職員が職務を代行する）の実施」等に取組んでまいりました。

今後は未然防止策として、職員の「行動管理の強化」と「コンプライアンス意識のより一層の涵養」の定着に向け、以下のとおり取組んでまいります。

A．渉外担当者の行動管理を徹底するために、渉外担当者の訪問先へ、部店長あるいは部店長が指示した上席者が、不定期に訪問する牽制体制の構築（平成 21 年 8 月より実施）。

B．営業店職員全員にコンプライアンス全般の意識浸透を図るため、「基本事務を遵守する職場風土の醸成」と「コンプライアンス・マインドの向上」を目的とした役員コンプライアンスセミナーの実施。

	営業店全職員向けセミナー
講　　師	常務執行役員以上
開 催 場 所	48 ヶ所
対 象 部 店	全 106 ヶ店（インストアブランチ含む）
対　象　者	嘱託・派遣社員等を含む全職員
対 象 人 員	1,684 名
時　　期	平成 21 年 7 月～9 月
時　　間	1 時間 30 分

4．経営に対する評価の客観性の確保のための方策

当行は、外部有識者 4 名（弁護士、会計士、大学名誉教授）に取締役会長、取締役頭取、その他の代表取締役（副頭取）の 7 名で構成する「内部統制委員会」を平成 20 年 8 月に設置し、毎月 1 回の定例開催および必要に応じて随時開催しております。

本委員会は、取締役および執行役員の業務執行に対する監視、牽制機能強化のため、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を中心に内部統制システムの体制整備に向けた業務運営の適切性について、外部の視点も含めた検証を行っており、相応の成果をあげることができたものと考えておりますが、より一層の実効性の向上に努めてまいります。

５．情報開示の充実のための方策

お客さま、株主、そして地域の方々といったステークホルダーの皆さまに、当行の経営状況をご理解いただくために、平成18年度下期より半期毎に地元の取引先を対象とした地区別IRを10地区程度、そのほか機関投資家向けIRを東京で開催するなど、積極的な情報発信に努めてまいりました。

平成21年1月には、ホームページをリニューアルし、財務情報、ＣＳＲ活動といった投資家向けの情報を充実させるとともに、タイムリーディスクロージャーの観点から、ニュースリリースについては、ホームページ製作会社を経由することなく、当行が直接ホームページへ掲載出来る方法に変更するなど、スピーディーな情報開示を実施しております。

また、開示する情報については、行内イントラへのニュースリリースの開示、メールマガジン、ビデオマガジン、行内報などを活用することで、職員への徹底を図っております。

今後も、情報開示の内容等のより一層の充実に努めてまいります。

【情報開示方法・頻度】

開示方法	開示頻度
株主総会	年１回
ニュースリリース	随時
記者会見	決算（本決算・中間決算）記者会見：年２回 その他：随時
ホームページ	随時
四半期決算報告	３ヶ月毎
ＩＲ	機関投資家向け決算説明会（東京）：年２回 取引先向け決算説明会（地区別）：年２回
ディスクロージャー誌	年２回
ミニディスクロージャー誌	年２回
アニュアルレポート	年１回

Ⅴ．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

１．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

（１）基本方針

当行では、地域金融機関として、「お客さまを良く知り」、「お客さまと本音で話し合う」ことを通して、取引先との間で永年築いてきた親密な関係を、更に深く掘り下げ、取引先に関する情報を蓄積し、この情報をもとに取引先の真のニーズや経営課題を把握し、貸出金等を含めた総合的金融サービス機能を通じて、取引先の成長・発展に資する課題解決支援型営業の実践を行い、双方の共存繁栄（WIN-WIN の関係構築）を図ってまいります（当行では、この活動を**『お客さまをよく知る活動』**と定義しております）。

また、取引先の様々なニーズにお応えするため必要とされる専門的な知識・ノウハウについては、外部専門機関との連携を一層強化するなどし、行内に専門知識、ノウハウを蓄積することで、人材育成にも繋げてまいります。

①　信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢

地域経済の活性化のため、円滑かつ適正な資金供給に努めていくことが地域金融機関としての責務であると認識しております。

特に、事業性貸出残高の約 7 割を占める中小規模事業者向けの資金供給については、平成 20 年 4 月から展開している「お客さまをよく知る活動」の実践の継続、平成 19 年 4 月から開始の「ビジネスマッチング」の推進強化、平成 20 年 11 月営業開発部内に設置の「アグリビジネス推進チーム」の活動等により、地域密着型の相談態勢の強化を図り、取引先の業種、規模に合わせて、的確かつ積極的に対応してまいります。

同時に、当行と取引のない地元優良企業をターゲットとした低金利商品（平成 20 年度実績　23 件/10 億円）の提供を継続実施することにより、積極的に事業先新規開拓を実践し、中小企業者および個人事業主の取引先増加を図り、小口分散された良質なポートフォリオを形成してまいります。

②　主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

当行の営業基盤は、三方を海に囲まれ、農林水産業を基幹産業とする青森県、および日本最初の貿易港として観光産業を基幹産業とする函館市を主たる地域としており、平成 22 年 12 月には東北新幹線青森駅開業、平成 27 年度に北海道新幹線函館駅開業と新青函経済文化圏の実現に向け一層の発展が期待されております。

東北新幹線青森駅開業に伴う経済効果は、平成 14 年の東北新幹線八戸駅開業に伴う経済効果 454 億円（開業後 5 年間）を上回る経済効果が期待されており、当行では、新幹線青森駅開業による新たな街づくりに向けた各種産業の活性化をサポートすると

ともに、首都圏とのアクセス時間が大幅に短縮されることによる多くの観光客、ビジネス客が流入することを新たなビジネスチャンスと捉え、青森県にある白神山地、十和田湖、青森ねぶた祭、弘前さくらまつり、温泉といった地域資源を活用した新たなビジネスや、地元農産物や地元食材を活用した農商工連携による新たなビジネスをサポートすることにより、地元中小規模事業者の資金需要を創出し、貸出を増強してまいります。なかでも青森県の基幹産業である農林水産分野については、平成 20 年 11 月に営業開発部内に設置した「アグリビジネス推進チーム」の活動により積極的な取組みを行ってまいります。

※「アグリビジネス推進チーム」については、「Ⅴ．３．(3) ④『アグリビジネス推進チーム』による農林水産事業者サポート態勢強化（P52)」に詳細を記載しておりますので参照願います。)

【想定される新幹線開業による中小規模事業者向け資金需要】

	資金需要発生要因	想定業種
新幹線駅開業前	周辺道路整備	土木建設業
	住宅・アパート建設	住宅販売業、アパート販売業、建設業
新幹線開業前～開業	観光客流入を想定した新サービス・新事業者の出店	小売業、飲食業、サービス業 ※地域資源の活用、農商工連携等による新たな事業・サービスの創出が期待できる。
新幹線開業後	生活関連サービスの充実	住宅販売業、小売業、飲食業、サービス業

【平成19年観光名所別　観光客入込み数】　（単位：万人）

	観光客入込み数
十和田八幡平（国立公園）	280
津軽（国定公園）	306
下北半島（国定公園）	140

【平成19年行事別　観光客入込み数】　（単位：万人）

	観光客入込み数
青森ねぶた祭	310
弘前さくらまつり	251
弘前ねぷたまつり	168

注）出所：青森県

【想定されるエネルギー関連中小規模事業者向け資金需要】

	資金需要発生要因	想定業種
施設建設前	周辺道路整備	土木建設業
	生コンプラント整備	建設業、生コンクリート製造業
施設建設時	施設建設	建設業、建設資材販売業、生コンクリート製造業
	材料運搬	運送業
	技術者・建設業者向けサービス	ホテル業、旅館業、飲食業・小売業
施設完成･操業開始後	従業員・技術者向けサービス	住宅販売業、小売業、飲食業

【投資が予定されるエネルギー関連施設】

原子力発電所	東通原発（平成17年操業）、 大間原発（平成26年操業予定、総工費約4,690億円）
原子力燃料サイクル施設	ウラン濃縮工場、 高レベル放射能廃棄物貯蔵管理センター、 再処理工場、 低レベル放射性廃棄物埋没センター、 ＭＯＸ燃料加工施設
ＩＴＥＲ関連施設	研究施設建設（世界初となる超電導装置導入）
風力発電施設	国内有数の風力発電施設、 平成20年度の風力発電設備容量は全国１位の見込み

また、青森県には、原子力発電所、原子力燃料サイクル施設、ITER 関連施設などの原子力関連施設の立地に加え、風力発電施設や、バイオマス資源の活用など、複合エネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、世界的にも稀にみるエネルギー分野での豊かなポテンシャルを有しており、今後、エネルギー関連に対する投資による地元への経済効果が大きく期待されています。当行では、資金需要が想定される業種を絞り込み、本部による情報収集及び営業店における企業訪問活動等を行うことで、資金需要発生に対し、タイムリーに対応することにより、エネルギー関連産業に係る中小規模事業者向け貸出を増強してまいります。

しかしながら、同地区の経済環境は悪化傾向にあり、企業の倒産件数・金額も高水準となっております。なかでも同地区においては、中小規模の建設業等も多く、経営改善が課題となっている企業、事業承継の問題から規模縮小・廃業へ向かう企業等が散見されております。

こうしたことから、企業再生、事業承継支援、さまざまな資金ニーズへの対応等、多岐にわたるサポート体制が必要であると認識しており、専門性向上、目利きの育成を目的とした外部研修への行員派遣を、これまで以上に実施していくとともに、必要に応じて、外部コンサルタントとの業務提携等を通じ、取引先のサポートに積極的に取組んでまいります。なお、企業再生等を専門とする融資部企業支援室には「中小企業診断士」

1名（平成21年4月配置）、青森県内における各種成長産業に関する情報収集の実施および専門知識を活用した各種法人プロダクトを提案する営業開発部には「中小企業診断士」2名（平成20年4月に1名、平成20年7月に1名配置）、「農業経営アドバイザー試験合格者」2名（平成20年3月に1名、平成20年10月に1名配置）を配置し、取引先の多岐にわたるニーズおよび経営課題に対応しております。

２.「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化」のための方策

（１）中小規模事業者等に対する信用供与残高および貸出比率

当行の主要営業基盤である青森県の経済においては、企業の倒産件数・金額が従来と比べ高水準となったほか、平成13年から平成18年の5ヵ年における事業所数の増減率は、全国6.9%の減少に対し、青森県は7.9%の減少と、全国の減少幅を上回る状況となっております。さらには、平成21年2月には青森県の有効求人倍率が全国最下位に転落し、全国的に見ても常に低水準であるなど、依然として厳しい状況にあり、企業の景況感は大幅に悪化しております。また、青森県内の貸出残高は、平成16年3月期から平成21年3月期の5ヵ年で約2,900億円減少するなど、残高の減少傾向は続いている状況にあります。

そのような環境下、当行の中小規模事業者向け貸出も減少傾向にありますが、「地域密着型金融推進計画」の考え方に基づき、地域金融機関が果たすべき本来の役割を再認識し、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、「中小企業に適した資金供給手法の徹底」、「持続可能な地域経済への貢献」を柱とした活動を強力に実践してまいります。

また、取引先との信頼関係を構築するためのベースとなる「お客さまをよく知る活動」を継続展開することで、より一層、取引先企業の経営内容の実態把握に努め、取引先とともに真の問題解決に努める「課題解決支援型営業」の定着と安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強化してまいります。

これまでは、新規貸出を上回る返済により、中小規模事業者向け貸出残高は減少してきております。先行きが不透明である中でも、今後は取引先との接点を増加させ、リレーション強化を図ることにより、既存取引先に対し、これまで以上に資金繰りの円滑化に向けたきめ細やかな対応に努めることで、中小規模事業者向け貸出残高の減少に歯止めをかけてまいります。また、中核店に設置する法人営業課（平成21年10月より8ヶ店程度に30名程度、平成23年4月までに全20ヶ店程度に合計60名程度の法人営業担当者を配置）での新規取引先開拓を強力に進めることに加え、平成20年度下期から推進継続中の緊急保証制度の積極活用や、新規開拓商品の利用による取引先企業への資金供給に努めることを徹底し、平成21年3月末4,168億円の中小規模事業者向け貸出残高を、155億円（増加率3.7%）伸長させ、平成24年3月末は4,323億円に増加させてまいります。

【実績】

（単位：億円）

	H18/3	H18/9	H19/3	H19/9	H20/3	H20/9	H21/3
中小規模事業者向け貸出	4,864	4,662	4,368	4,372	4,252	4,215	4,168
総資産	18,889	19,120	18,596	18,900	18,653	18,596	18,289
総資産に対する比率	25.75%	24.38%	23.48%	23.13%	22.79%	22.66%	22.78%

【計画】

	H21/9	H22/3	H22/9	H23/3	H23/9	H24/3	H21/3 比増減
中小規模事業者向け貸出	4,180	4,195	4,222	4,252	4,284	4,323	155
総資産	18,333	18,389	18,476	18,486	18,639	18,806	517
総資産に対する比率	22.79%	22.81%	22.85%	23.00%	22.98%	22.99%	0.21%

注）「中小規模事業者向け貸出」の定義・・・銀行法施行規則別表第一における「中小企業等」の貸出から、個人ローンおよび住宅ローン、当行子会社・関連会社、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社、政府出資主要法人、個人ローンまたは住宅ローン以外の個人向け貸出、およびその他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出を除いた貸出としております。

≪参考≫中小企業等向け貸出残高

【実績】

（単位：億円）

	H18/3	H18/9	H19/3	H19/9	H20/3	H20/9	H21/3
中小企業等向け貸出	9,553	9,375	9,018	8,909	8,666	8,592	8,425
総資産	18,889	19,120	18,596	18,900	18,653	18,596	18,289
総資産に対する比率	50.57%	49.03%	48.49%	47.13%	46.45%	46.20%	46.06%

【計画】

	H21/9	H22/3	H22/9	H23/3	H23/9	H24/3	H21/3 比増減
中小企業等向け貸出	8,441	8,462	8,507	8,550	8,599	8,650	225
総資産	18,333	18,389	18,476	18,486	18,639	18,806	517
総資産に対する比率	46.04%	46.01%	46.04%	46.25%	46.13%	45.99%	△0.07%

注１）「中小企業等向け貸出」の定義・・・銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における「中小企業等に対する貸出金」

注２）「中小企業等貸出」のうち、「中小規模事業者向け貸出」・「個人ローンおよび住宅ローン」を除く地方公社およびその他の中小企業等向け貸出での残高減少を見込んでいるため、総資産に対する比率を△0.07%としております。

【企業倒産】

（単位：件・億円）

		H15 年	H20 年	増減数・額	増減率
件　　数	全　　国	16,255	15,646	△609	△3.7%
	青　森　県	129	135	6	4.6%
金　　額	全　　国	115,818	122,919	7,101	6.1%
	青　森　県	295	547	252	85.4%

注）出所：東京商工リサーチ

【事業所数】

（単位：箇所）

	H13年	H18年	増減数	増減率
全　　国	6,350,101	5,911,063	△439,063	△6.9%
青　　森　　県	74,341	68,451	△5,890	△7.9%

注）出所：総務省

【有効求人倍率】

（単位：倍）

	H15年	H20年	増減	21/2時点
全　　国	0.76	0.72	△0.04	0.59
青　　森　　県	0.32	0.36	0.04	0.28

注）出所：青森労働局

【青森県内の貸出残高】

（単位：億円）

	H16/3	H21/3	増減額
金融機関合計　（注１）	30,483	27,585	△2,898
うち当行　　（注２）	10,416	9,136	△1,280

注１）青森県内に所在する国内銀行、信用金庫、信用組合の合計
貸出残高は、金融機関貸付金を含まず
出所：日本銀行青森支店

注２）当行の青森県内店舗における貸出残高

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当行では、第二次中期経営計画に基づく法人融資の集約化（中核店への事業性融資の集約化）を進めると同時に、事業性貸出残高の約 8 割を占める中核店における法人営業体制の再構築（平成 21 年 10 月より法人営業課を順次配置、法人営業課と融資課の二課体制により役割を明確化）を実施し、新規取引先開拓、純預金先企業の職域開拓、担当企業のオーナーとの取引拡大等を実践してまいります。

また、戦略的な店舗の統廃合、人的資源の再分配により捻出される人材を、中核店約 20 ヶ店の法人営業課へ順次配置することにより、取引先への訪問を増やす体制を整備し、取引先との信頼関係を構築するためのベースとなる「お客さまをよく知る活動」を継続展開することで、より一層、取引先企業の経営内容の実態把握に努め、取引先

とともに真の問題解決に努める「課題解決支援型営業」の定着・実践を図ってまいります。

（第二次中期経営計画については、「Ⅲ．２．経営計画（P9）を参照願います。」

①　営業店体制

営業店体制については、法人融資の集約化、戦略的店舗統廃合を継続実施することにより、店舗特性に合わせた専門知識を有する人材の集中投下を実施してまいります。また、平成 21 年 10 月から順次、当行の事業性貸出の約 8 割をカバーしている中核店の融資体制を融資課と法人営業課の２課体制とすることで役割を明確にするとともに、「法人営業課」は新規取引先開拓のほか、純預金先企業の職域開拓、担当企業のオーナーとの取引拡大等を図り、事業性貸出の一層の増強に取組んでまいります。

具体的には、平成 21 年 10 月 1 日付で 20 ヶ店程度の中核店のうち主要 8 ヶ店程度に法人営業課を設置（法人営業担当者を 30 名程度配置）することで、新規取引先開拓の攻勢を中心とした活動を強化してまいります。

また平成 23 年 4 月には、中核店全店（法人営業担当者を 60 名程度配置）へ拡大することにより、新規貸出の増強を中心に取引拡大を図ってまいります。

【法人営業体制のスケジュール】

	21/3	21/10～	23/4～
中核店店舗数	10 ヶ店	20 ヶ店程度	20 ヶ店程度
うち法人営業課の設置店舗数	4 ヶ店	8 ヶ店程度	20 ヶ店程度
法人営業担当者数	11 名	30 名程度	60 名程度

※１．なお、21/3 の法人営業担当者は主要店舗（本店営業部、弘前営業部、八戸営業部、函館支店）に配属されている法人融資推進専担者の実績です。

【営業店活動イメージ図】

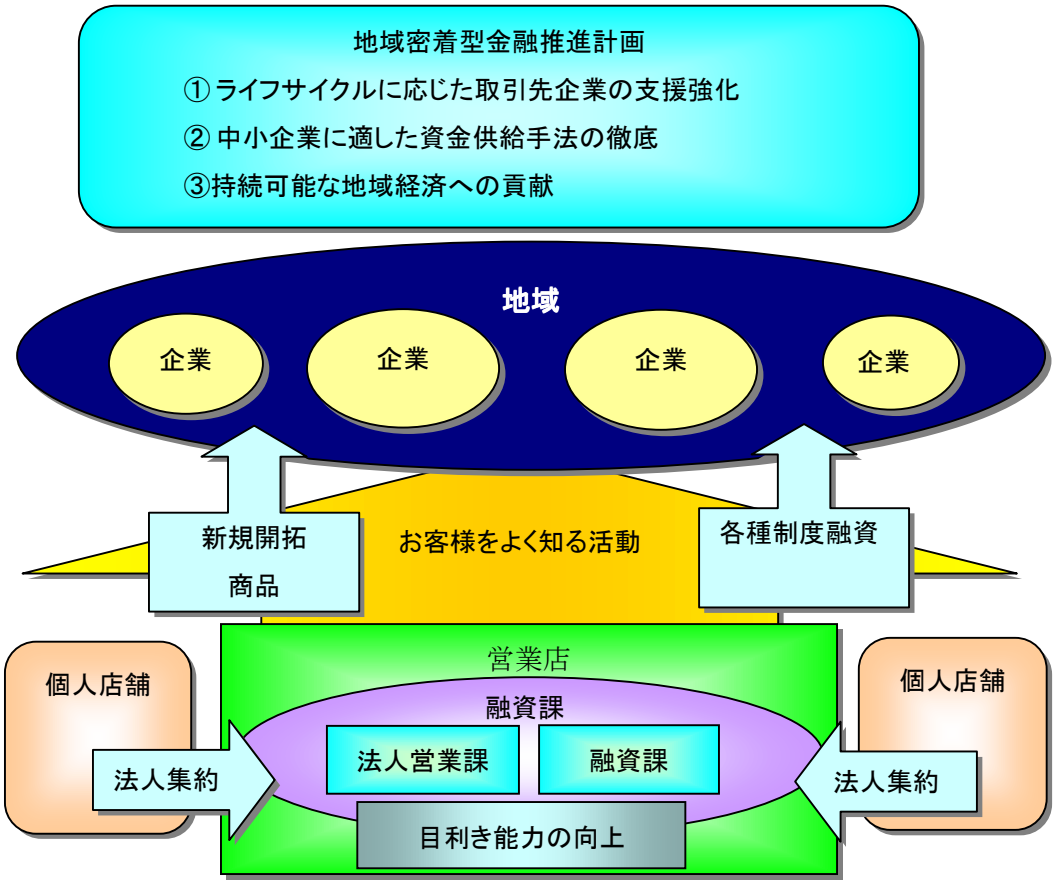

② 人材育成

人材育成の面からは、目利き能力向上に向けた行内研修および外部研修派遣を、これまで以上に実施する体制を整備し、「中小企業診断士」、「農業経営アドバイザー試験合格者」等の有資格者を育成することにより、取得した知識・スキルを活かし中小企業者に対する経営支援および育成への取組みを強化してまいります。

【平成 20 年度　外部研修への行員派遣状況】

派遣先	派遣人数	備考
地方銀行協会	19 名	
中小企業大学校	1 名	中小企業診断士資格取得
その他団体	12 名	

【平成 21 年度　外部研修への行員派遣予定ほか（H21/8 現在）】

派遣先	派遣人数	備考
地方銀行協会	22 名	

資格試験	受験予定者	備考
中小企業診断士（１次）	８名	合格者は中小企業大学校への派遣資格を得る。
農業経営アドバイザー	５名	青森市２名、弘前市１名 八戸市１名、函館市１名

③　信用供与の実施状況を検証するための体制

営業店毎の信用供与施策実施状況については、審査部と営業開発部が主に営業店から状況報告を受け、その情報を支店部と共有することで支店部が主体となって各営業店のモニタリングを実施する体制を構築しております。平成 21 年 4 月からは、各営業店の地域毎のグループ分けを「ブロック」とし、ブロック担当役員を配置のうえ営業店の支援・指導のために役割を明確化することにより、ブロック担当役員の営業推進への関与を強化してまいります。

また、これまでも月 1 回開催している、貸出等の実績評価および今後の推進策等についての「預貸金動向報告」（経営会議・取締役会）や収益計画の達成に向けた進捗状況をモニタリングする「収益管理委員会」等により、計画に対する進捗状況および効果を検証してまいります。

【ブロック担当役員制】

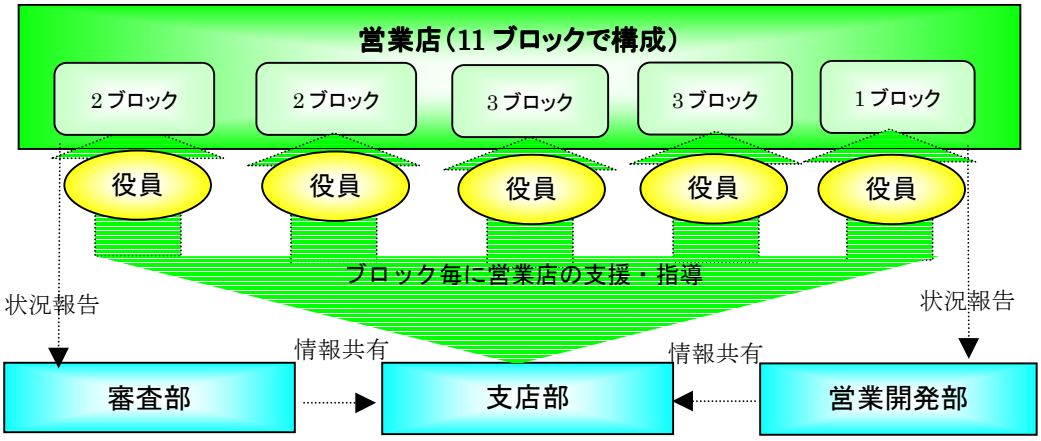

（３）担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

「地域密着型金融推進計画」の「中小企業に適した資金供給手法の徹底」の趣旨に基づき、当行では、取引先の事業内容および財務内容を十分に把握することにより、取引先企業の事業価値を見極め、不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給を行ってまいります。具体的には、以下に示す各種法人向けプロダクトの充実を図ることにより、担保または保証に過度に依存しない融資を促進してまいります。

①　ＡＢＬ（動産担保融資）

平成 20 年 10 月、動産評価に高いノウハウを持つ ABL 総合支援会社であるトゥルーバグループホールディングス株式会社との提携を経て、平成 20 年 5 月に経済産業省が公表した「ABL ガイドライン」に即した与信管理面における相応の水準確保に向け、手続整備等の体制整備を実施してまいりました。

平成 21 年 1 月には信用保証協会の保証を付さずに行った初めての ABL の取組み（地場産品である「りんご」を担保とした ABL）を開始しており、引き続き、青森県の地場産品であるりんご移出業者や畜産（牛・豚等）業者を中心とした取引先の資金ニーズに対して、営業店と本部（アグリビジネス推進チーム）が帯同訪問を実施することにより、積極的に ABL を導入提案することで、取組みを更に強化するとともに地域経済の活性化に繋げてまいります。

また、今後も商品在庫や売掛金など流動性の高い事業収益資産を担保とした ABL の取組みを強化していくことにより、多様化する顧客の資金調達ニーズにお応えし、地域経済の発展に貢献してまいります。

【ABL の推進体制】

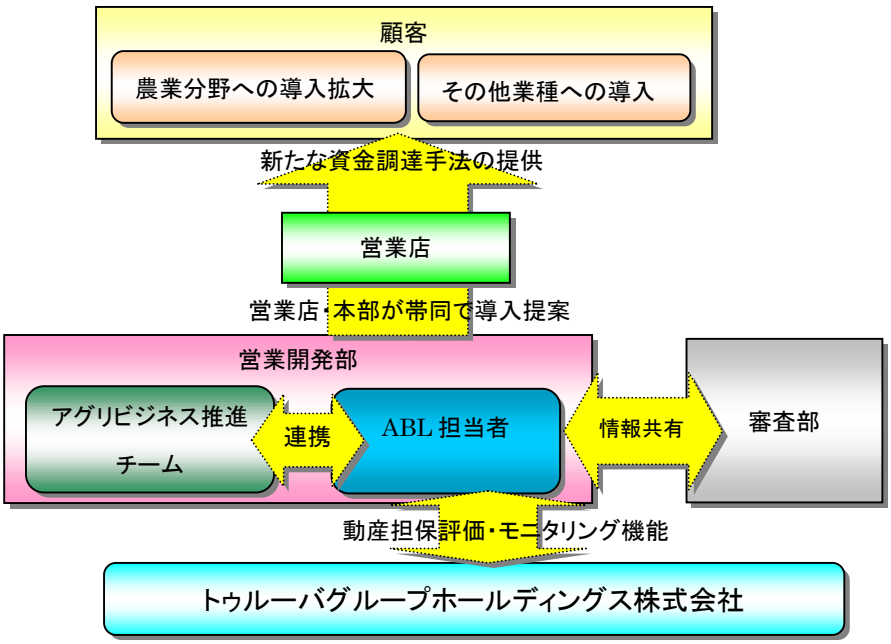

②　４行（荘内・東北・北都・当行）SPC を活用した顧客債権流動化業務

東北に本店を置く地方銀行 4 行が、共同で設立した特別目的会社（SPC）を活用した国内完結型の顧客債権流動化業務を平成 19 年 5 月より実施しております。4 行が費用負担を按分することにより、ローコストオペレーションが可能となり、大型案件のみならず中小規模の事業者をはじめ幅広い顧客のニーズに対応が可能となります。

平成 19 年 8 月に同スキームを活用し、医療機関との間で診療報酬債権の流動化を実施したのをはじめとし、リース債権の流動化の実施、そして平成 20 年 12 月実施の割賦債権の流動化を含めて 4 件の取扱いを実施しております。

平成 21 年度以降は、本部にて、診療報酬債権、リース債権等を保有する顧客を中心にターゲット先を絞込み、営業店との共同提案を実施することにより、顧客の資金調達手段の高度化や多様化、またオフバランスニーズによる資産圧縮ニーズ等にお応えするため、積極的に取組んでまいります。

【顧客債権流動化業務の推進体制】

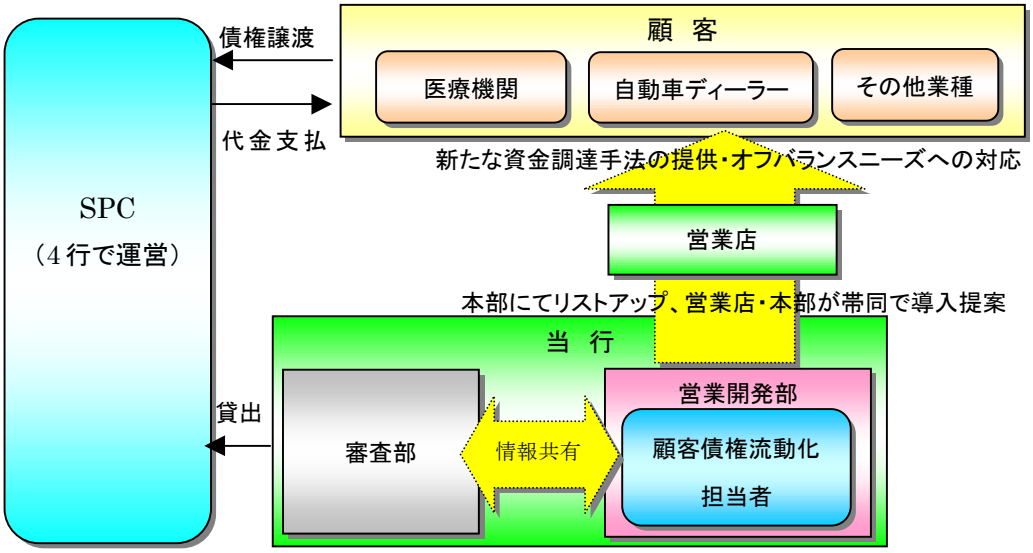

③　信用保証協会提携ビジネスローンおよび個人事業主向け提携ローン等

原則無担保・第三者保証人不要の信用保証協会提携ビジネスローンの継続推進をはじめとし、平成 20 年 12 月より取扱いを開始した個人事業者向けフリーローン「事業繁栄」（農林水産事業者も対象）の推進により、幅広い事業者層に対する資金供給を実施してまいります。

また、取引先のビジネスモデルに応じて、担保・保証に過度に依存しない信用供与の円滑化に努めるため、平成 21 年度以降、必要に応じて、既存商品である「ビジネスローン」、「ふるさと応援団Ⅲ（地域の力）」等の見直しを実施しながら、顧客ニーズに対応できる新商品の開発に向け、取組んでまいります。

④　シンジケートローンのアレンジ業務

シンジケートローンに関して、平成 19 年 9 月に再生案件 1 件（組成金額 3,150 百万円）に対しアレンジャーとしての関与実績があるほか、これまでレンダー（貸付人）としての参加を中心に取組んでまいりました。

今後については、審査部と営業開発部と営業店が取引先の資金ニーズに関する情報を都度共有することで、前述の地銀 4 行との協調等を活用した当行アレンジ案件組成に向けた取組みを実施し、取引先の資金調達の多様化を図ってまいります。

具体的には、対象先基準（事業規模・信用格付・財務内容）を満たす当行既存メイン取引先を中心に、資金調達等のニーズ（設備資金、長期運転資金、既存債務リファイナンス、金融機関取引の集約や拡大等）に合わせた活用を、営業開発部と営業店が共同提案を実施することで、積極的な取組みをしてまいります。

⑤　無担保社債・中小企業特定社債保証制度の積極活用

融資以外の資金調達手段を確保したいと考える取引先が増えている背景を踏まえ、一定の基準を満たす取引先に対して市場型直接金融による調達手段として、無担保社債（当行保証）および中小企業特定社債保証制度（当行・信用保証協会共同保証）を積極的に活用してまいります。

本制度の取組みにより、発行体である取引先のメリットとなる、資金調達手段の多様化、固定調達、ＰＲ効果等のニーズに対応した資金供給を図ってまいります。

（４）中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行では、中核店における法人営業体制の整備、人的資源の再分配による人員の増強を図ることにより、顧客との接点を増やし、「お客さまをよく知る活動」の定着・浸透による課題解決支援型営業を実践してまいります。また、アグリビジネス推進チームによる農業関連融資の推進、ABL の積極活用を行ってまいります。

これにより、提案内容による他金融機関との差別化を図り、各種方策への積極的な取組みを実践することで、中小規模事業者向け新規融資の積上げを実践してまいります。

商品戦略においては、当行と取引のない地元優良企業をターゲットとした低金利商品（平成 20 年度実績　23 件/10 億円）等の継続提供による新規開拓の実践、および既存地元取引先をターゲットとし、日本銀行の企業金融支援特別オペレーションを活用した低金利短期資金商品（平成 20 年度地元向け実績　12 件/8 億円）等の継続提供による既存取引先への円滑な資金供給を行ってまいります。

また、平成 20 年 10 月より開始された「緊急保証制度」（平成 20 年度実績　1,197 件/239 億円）をはじめとする信用保証協会保証付制度融資等を有効活用することにより、顧客ニーズに的確に対応できる多様な資金調達手法の提案を行い、中小規模事業者向け貸出の増強を図ってまいります。

３．その他主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策

（１）地域経済活性化への貢献の状況を示す指標（経営改善支援先割合）

当行では、地域に密着した銀行として多くの中小企業に接し相談に対応してきた経験を活かし、地元経済の活性化に向け、地元企業支援への取組みをこれまで以上に強化してまいります。以下のとおり、個別企業について経営改善支援等取組先数の取引先の企業の総数に占める割合の目標を掲げ、積極的に取組んでまいります。

【経営改善支援等取組割合】 （単位：先、%）

	H18/3 実績	H18/9 実績	H19/3 実績	H19/9 実績	H20/3 実績	H20/9 実績	H21/3 実績
創業・新事業開拓支援	1	18	20	5	13	21	11
経営相談（※１）	248	248	248	23	23	17	225
事業再生支援	0	0	0	31	27	37	49
事業承継支援	0	0	0	0	0	0	1
担保・保証に過度に依存しない融資促進（※２）	179	84	232	121	137	109	98
合計（経営改善支援等取組先）	428	350	500	180	200	184	384
取引先の企業の総数（※３）	10,812	10,543	10,095	9,939	9,560	9,260	8,884
割合	3.95	3.31	4.95	1.81	2.09	1.98	4.32

	H21/9 計画	H22/3 計画	H22/9 計画	H23/3 計画	H23/9 計画	H24/3 計画
創業・新事業開拓支援	15	16	16	17	17	17
経営相談	225	226	231	232	232	232
事業再生支援	58	58	60	60	60	60
事業承継支援	1	2	2	2	2	2
担保・保証に過度に依存しない融資促進	100	104	107	111	115	118
合計（経営改善支援等取組先）	399	406	416	422	426	429
取引先の企業の総数	8,904	8,924	8,944	8,964	8,984	9,004
割合	4.48	4.54	4.65	4.70	4.74	4.76

※１　各項目の定義

①創業・新事業開拓支援：創業・新事業開拓関連融資制度（市町村・保証協会制度）利用先、青森クリエイトファンド活用先、産学連携仲介支援先等

②経営相談支援：経営改善支援先（経営改善支援活動対象先）、ビジネスマッチング商談成立先等

③事業再生支援：再生債権先（事業再生支援活動対象先）等

④事業承継支援：事業承継相談に関する提携先への取次ぎ支援先、M&A マッチング支援先等

⑤担保・保証に過度に依存しない融資促進：各種ビジネスローン利用先、顧客債権流動化業務、動産担保融資（ABL）活用先等

※2　経営相談の 19/9～20/9 期は、事業再生支援の開始と合わせて、より重点的な取組みを実施するために、対象先を比較的大口先に絞った取組みとなっております。

21/3 期は、平成 20 年 12 月の監督指針および検査マニュアル中小企業融資編の改定に伴い、経営実態の把握を深化すべく「実現可能性の高い改善計画」を顧客とともに策定し、中小企業金融の

円滑化・既存融資の貸出条件緩和について柔軟に対応する「債務者実態把握活動」を開始したことにより、対象先を期中に追加した活動となっております（21/9 期以降も同様の計数となっております）。

※3　担保・保証に過度に依存しない融資促進の先数は、信用保証協会提携ビジネスローンを中心とした先数となっております。

※4　「取引先の企業の総数」の定義・・・銀行法施行規則別表第一における「中小企業等」から、個人ローンまたは住宅ローンのみの取引先、当行子会社・関連会社、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社、政府出資主要法人、個人ローンまたは住宅ローン以外の個人向け貸出およびその他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出の先を除いております。

（２）創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

「地域密着型金融推進計画」の「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」の一環として、以下のような施策により創業および新事業に対する支援を行ってまいります。

①　地域ファンド「あおもりクリエイトファンド」への出資および活用

平成 19 年 6 月、当行は青森県における産業育成および地域経済活性化を目的とした地域ファンド「あおもりクリエイトファンド投資事業有限責任組合」への出資を行うことにより、地域において、新事業及び新技術開発に取組んでいる事業者の支援を行ってまいりました。

平成21年3月末までのファンドの投資実績8先/800百万円（うち当行取引先6先/740百万円）のうち、当行紹介取引先に対して 3 先/389 百万円が実現しております。またこれまでの紹介先は延 16 先となっております。

引き続き、当行取引先や新規開拓先等を同ファンドへ紹介する仕組み等により、創業支援・新事業開拓支援を行ってまいります。

【ファンド活用による創業・新事業支援】

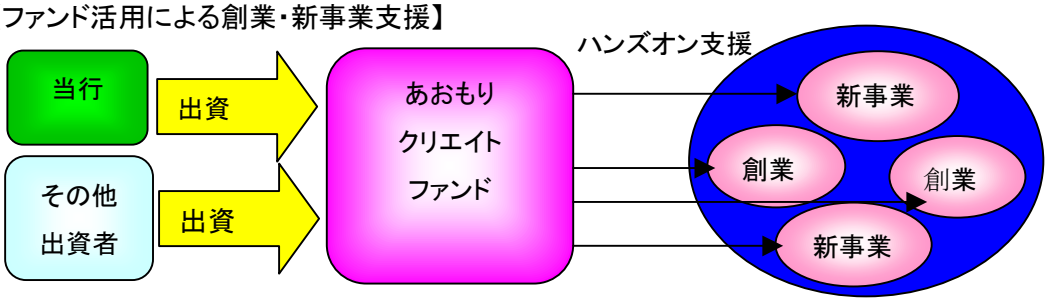

※　ハンズオン支援…投資を行った企業に対して、継続的な育成支援を行っていくこと

②　各種制度資金等の有効活用

信用保証協会付制度資金や政府系金融機関との協調融資等を活用した創業・新事業支援融資を継続推進してまいります。

③　地元大学等との産学連携

当行では、八戸工業大学、弘前大学、および八戸工業高等専門学校と産学連携協定を締結しており、事業者と大学・高専との仲介役となり、創業・新事業に係る技術課題を解決するよう取組んでまいりました。

これまで地元の 3 学校に対し取引先 6 先を紹介しており、そのうちの 1 先が平成 21 年 2 月に弘前大学との共同研究契約（※1）の締結に至りました。

今後とも取引先訪問等を通じた情報収集活動により、ニーズ発掘に努め取組んでまいります。

※1　温泉熱を利用した農業の研究を実施している取引先（建設業、温泉施設経営）が、当行の紹介により「冬の農業における早出しメロン栽培技術の確立」を研究テーマに弘前大学と共同研究契約の締結に至りました。

【産学連携内容】

協定締結日	連携学校	相談テーマ	紹介実績
平成 19 年 5 月	八戸工業大学	工学技術開発系	4 先
平成 19 年 6 月	弘前大学	医業、農業、バイオ系	2 先
平成 19 年 11 月	八戸工業高等専門学校	工業技術改良系	0 先

④「あおもり農商工連携支援基金」への無利子貸付実施および活用

平成 21 年 9 月、当行は「食」産業、農工ベストミックス型産業等を対象とした創業および経営革新助成事業の一環としての取組みとして、同基金へ 150 百万円の無利子貸付を予定しております（基金総額 28 億円）。

同基金への参画により、地域を支える中小企業者と農林漁業者が連携し、新事業・新サービスを事業化していく農商工連携事業による創業および経営革新等への支援を、営業店からの情報収集および「アグリビジネス推進チーム」の活動を通じて行ってまいります。

（３）経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

①「経営改善支援活動」の展開

当行では、審査部および融資部を中心とし、「経営改善支援活動」を実施、また平成 20 年 12 月からは金融庁監督指針および金融検査マニュアル中小企業融資編の改定に伴い「債務者実態把握活動」を併せて実施してまいりました。

これらの活動は企業訪問、代表者との面談を実施し、経営改善計画書を策定、経営に関する助言、提案、指導、他金融機関、外部機関との連携、交渉を行うことで経営改善を図っていくものです。

平成21年度からは、従来実施してきた「経営改善支援活動」と「債務者実態把握活動」の2つの活動を一本化し、「経営改善支援活動」として活動を継続していくとともに、経営改善計画書を策定した取引先のモニタリング機能を強化すべく、1年に4回以上、当該取引先の信用格付・自己査定を通じモニタリングを行う態勢とし、本部・営業店が一体となった活動により、早期経営改善に向けた取組みを行ってまいります。

【活動内容】

活動名	経営改善支援活動	債務者実態把握活動
対象先	要注意先～破綻懸念先	要管理先～破綻懸念先
主要先	①地域に与える影響力（従業員数等）が大きい先 ②問題が明確な先 ③経営者の理解がある先 ④改善が見込める先	要管理先
活動内容	地域密着型金融に基づき、本部および営業店にて選定した取引先の実態把握を行い、経営改善計画書等を策定、進捗状況について、本部および営業店が一体となったモニタリング活動を行い、経営改善を行っていく活動。	金融検査マニュアル【中小企業編】および監督指針の変更を踏まえ、経営実態の把握を深化すべく「実現可能性の高い改善計画」を顧客とともに策定し、中小企業金融の円滑化、既存融資の貸出条件緩和について柔軟に応じる為の能動的活動。

「経営改善支援活動」に一本化して継続活動

活動を一本化することにより、2つの活動の重複する部分を統合・整理し、また、取組み目線（実現可能性の高い改善計画の策定の目線等）を統一化することにより、効率的な運用を実現することで、1社1社に対する関与を深め、活動のレベルを高めてまいります。

②「お客さまをよく知る活動」（WIN-WIN活動「法人顧客をよく知る活動」の継続展開）

取引先に対して「お客さまをよく知る活動」を継続展開することにより、取引先の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）に関する情報蓄積および分析を行い、経営課題を抽出したうえで、課題解決に向けた取組みを、取引先と一緒になって実施してまいります。

取引先の経営内容を深く掘り下げることから、経営課題へのタイムリーかつ的確なアドバイスができる態勢をとることにより、取引先の経営課題の解決をサポートし、

事業発展へと繋げていくことで、貸出金取引・預金取引他、総合的な取引の拡大を図り、地域経済の活性化を図ってまいります。

＜具体的活動内容＞

取引先の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）について、テーマ毎の情報シート「テーマ別顧客情報シート」を作成、取引先の商流に着目した情報収集によるデータ蓄積をもとに、取引先の経営課題を想定し、提案内容の検討、課題解決に向けた提案を実施してまいります。そして、その結果を検証したうえで、更に次の提案へつなげていくというＰＤＣＡサイクルを意識した取組みを行ってまいります。

本活動の徹底により、取引先との確固たる信頼関係の構築と、経営に関する相談体制の確立を図ってまいります。

【お客さまをよく知る活動－活動のＰＤＣＡサイクル】

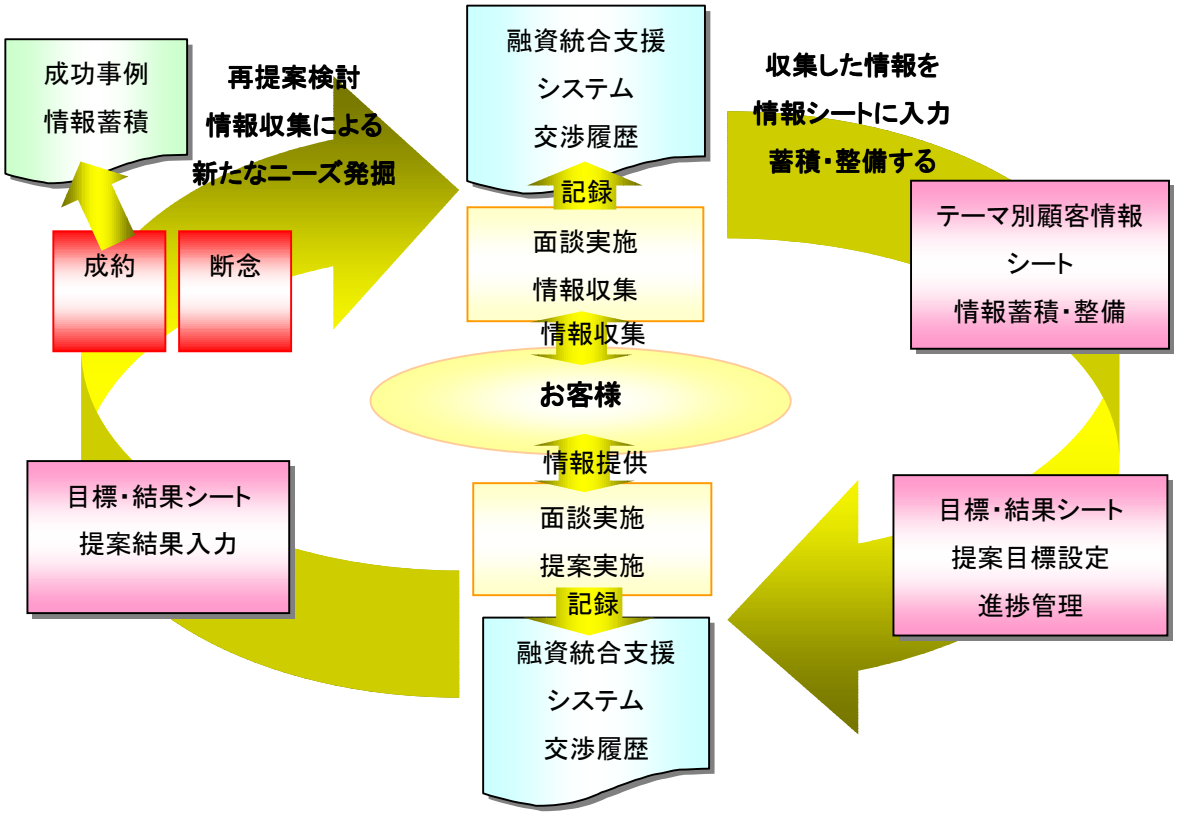

【お客さまをよく知る活動ー商流に着目した情報整備】

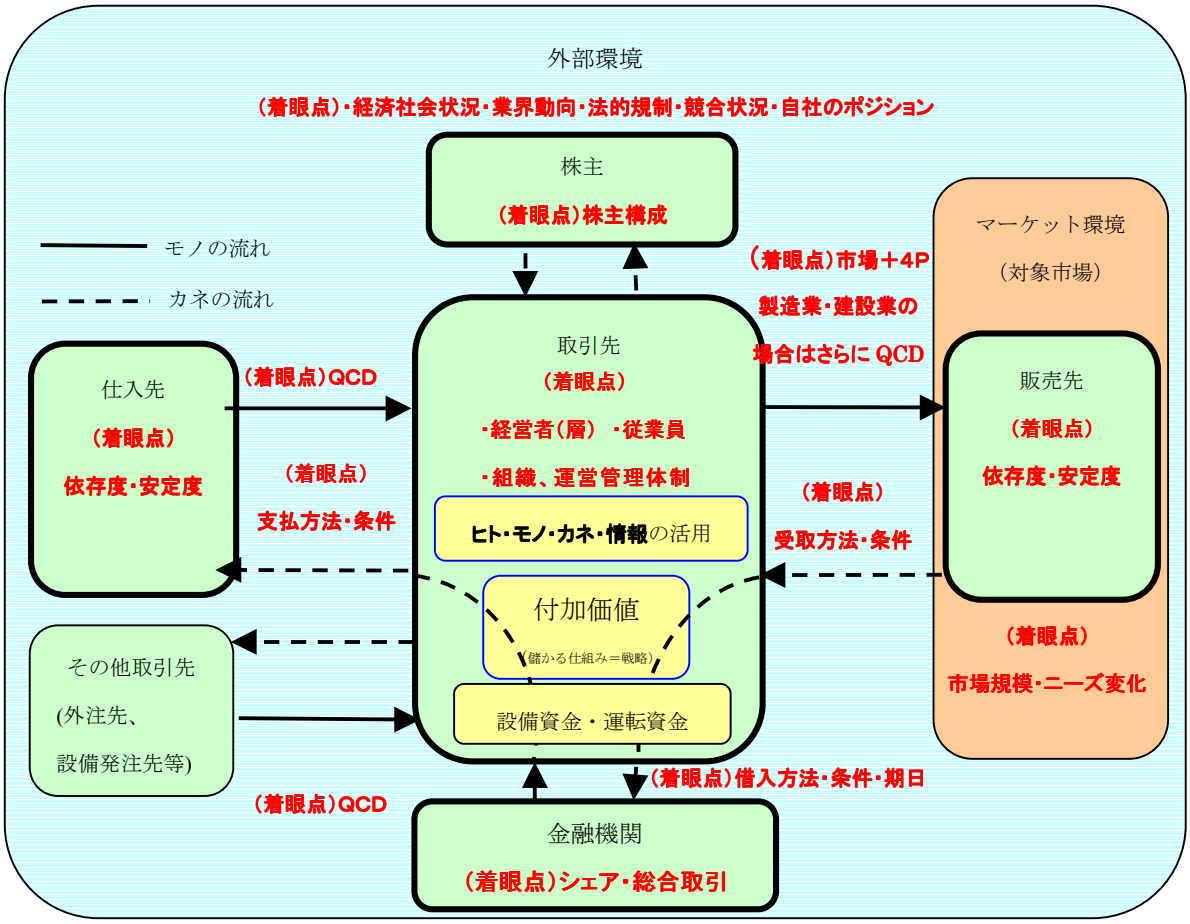

市場＝業界のマーケット環境（拡大傾向・縮小傾向等）

４Ｐ＝Product（商品）・Price（価格）・Place（チャネル）・Promotion（プロモーション）

QCD＝Quality（品質）・Cost（コスト）・Delivery（納期）

③　ビジネスマッチングの積極推進

当行内での情報共有を図ることにより、取引先のニーズに応じたビジネスマッチングを推進し、地域の面的発展への取組みを行ってまいります。

また、各種ビジネス商談会等の有効活用や、他金融機関とのネットワークを活かした広域のビジネスマッチング体制を整備（平成 20 年 8 月にみずほ銀行とのビジネスマッチング体制を構築、平成 20 年度実績 1 件（面談成立））することにより、取引先の更なる事業展開へのサポートを積極的に実施してまいります。

【ビジネス商談会実施状況】

名称	平成 20 年度（実績）		平成 21 年度（計画）
	上海経営者交流会	首都圏展示商談会	日本食品展示商談会 in 上海
実施時期	平成 20 年 11 月	平成 21 年 2 月	平成 21 年 10 月
参加企業	84 社	57 社	120 社
うち当行紹介	8 社	16 社	10～15 社

【ビジネスマッチング体制】

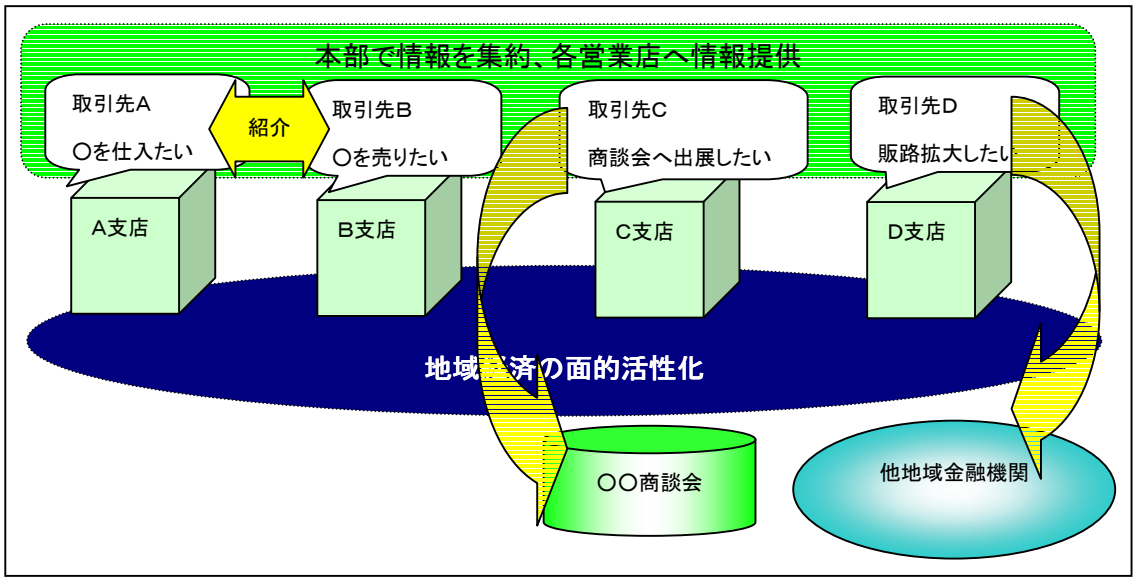

④「アグリビジネス推進チーム」による農林水産事業者サポート態勢強化

農林水産業は、青森県の基幹産業といえるものであり、平成19年における農業生産額は約3千億円と全国8位に位置し、果実、畜産、野菜、米などバランスの良い構成比率となっております。

青森県があおもりブランドの確立を目指し推進している「攻めの農林水産業」のもと、昨今、食の安全性が国内外で求められているなか、青森りんご、田子にんにく、大間マグロ、青森シャモロックなど青森ブランドが注目を浴びております。

また、農林水産省が公表している平成18年度における食料自給率は、全国平均39%に対し、青森県は118%と全国で4番目と高い実績を誇っております。

このように、農業県である青森県において、農林水産事業へのサポート態勢を強化すべく、当行では平成 20 年 11 月「アグリビジネス推進チーム」を営業開発部内に設置致しました。本部に、専門的な知識を持つ株式会社日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー試験合格者」を 2 名配置し、農林水産事業者の経営に関する相談体制を整備し、農商工連携事業等に関するサポート活動を実施しております。

平成 20 年度（実働 4 ヶ月）の活動実績としては、情報収集を中心とした顧客面談回数 40 件、各種セミナー等への参加 6 回（うち 3 回は当行による講演機会あり）となっており、当行の取組みは対外的にも徐々に認知されつつあるものと考えております。

今後は、日本政策金融公庫および財団法人 21 あおもり産業総合支援センター等との連携を強化し、活動をさらに推進するとともに、「食」関連情報の有効活用によるビジネスマッチングおよびアグリビジネス関連融資等の提案へと発展させることにより、一層の地域経済活性化に向けた活動を実施してまいります。

【アグリビジネス推進チーム　活動イメージ図】

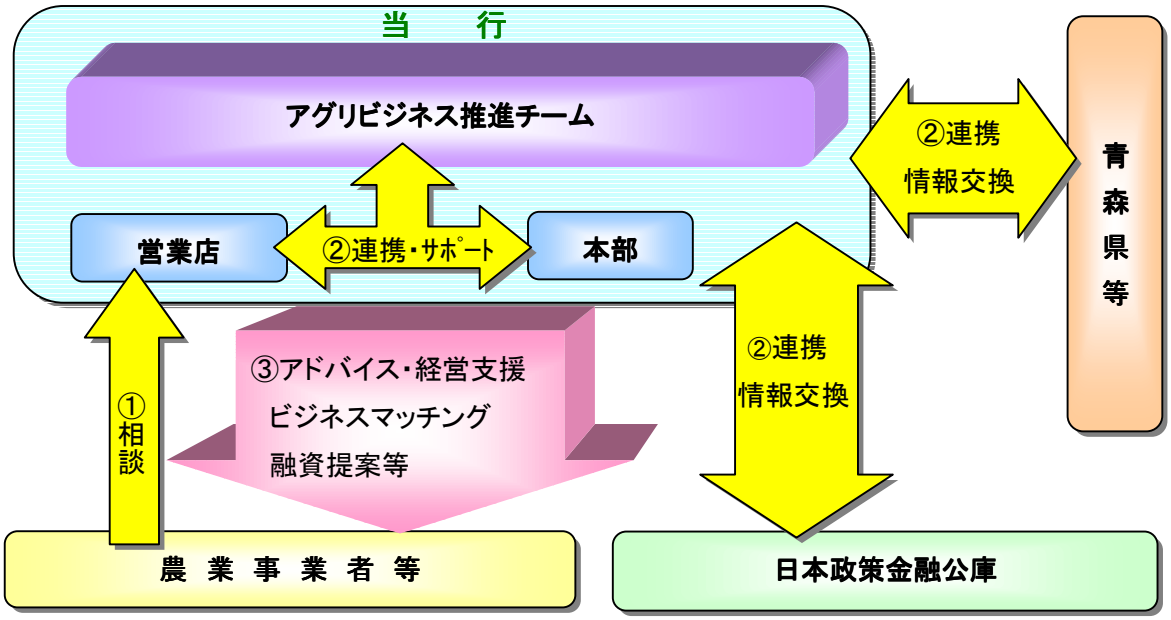

【平成19年農業産出額】　　（単位：億円）

		金　　額	全国ｼｪｱ	全国順位
農業産出額		2,858	3.3%	8位
耕種部門		2,143	3.7%	6位
	米	531	2.9%	10位
	野菜	680	3.2%	10位
	果実	778	10.2%	1位
畜産部門		714	2.7%	11位
	豚	218	3.9%	8位
	鶏	335	4.6%	6位

注１）平成19年算出額　全国ランキング（１位）…りんご、ナガイモ、ごぼう、にんにく

注２）出所：農林水産省

【平成20年漁業・養殖業生産量】　　（単位：100ｔ）

	生産量	全国ｼｪｱ	全国順位
漁業・養殖業生産量	2,378	4.2%	4位

注１）平成20年生産量　全国ランキング…ヒラメ（1位）、イカ類、ホタテガイ（2位）

注２）出所：農林水産省

⑤　高い提案セールス力を持つ人材の計画的育成

第二次中期経営計画の基本戦略の１つである「人材・組織の活性化と専門性の強化」に基づき策定された「平成 21 年度研修基本方針」に基づき、業務分野別、レベル別の集合研修を実施、高い法人営業力を持つ人材を計画的に育成することにより、営業店における相談態勢を強化してまいります。

（４）早期の事業再生に資する方策

融資部企業支援室においては、中小企業者の事業再生活動の強化を目的とした「事業再生支援活動」を実施しており、担当者が取引先１社１社に深く入り込むことにより、抜本的な再生計画または経営改善計画を策定し、事業全般に亘る改善アドバイスを実施しております。また、状況に応じてスポンサー支援を前提とした事業再生計画の策定、㈱整理回収機構（ＲＣＣ）、中小企業再生支援協議会等を活用した再生支援も実施しております。

今後は、各種外部機関等との連携を一層強化することにより、よりスピード感のある事業再生への取組みを実践してまいります。

（５）事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

全国的に見た場合、多くの中小企業が世代交代の時期を迎えるなか、少子高齢化を受け、後継者に関する経営課題を抱える中小事業者は増加しております。当行が営業基盤とする青森県および函館市においても、例外ではなく後継者が不在のため、やむなく事業継続を断念する企業者も少なくありません。

当行でも取引先の事業承継ニーズに着目し、「経営承継」、「資産承継」の両面からのサポートができる体制構築に向けた取組みを実施してまいりました。

平成 20 年度には、山田ビジネスコンサルティング株式会社との業務提携による「事業承継支援業務」の取扱いを開始し、企業の継続的な成長サポートを行う体制を整備し、手始めに青森市、弘前市、八戸市、函館市の 4 会場にて「事業承継セミナー」を実施し、108 名の取引先に参加していただきました。また、事業承継支援業務の取組強化を図るため、信託代理店業務への「遺言信託・遺産整理業務」を追加し、みずほ信託銀行との相談等の連携強化体制を整備してまいりました。

今後は、「事業承継セミナー」の継続開催とともに、地元税理士との連携を強化し、個別相談会を実施するなど、取引先に“気づき”を提供することにより、早期案件化へ向けた取組みを実施してまいります。

また、現在、事業承継業務の目利き育成の観点から、みずほ信託銀行へのトレーニー派遣によるコア人材の育成を行っており、体制の一層の充実を図ることにより、今後増加が見込まれる事業承継支援に関する相談業務への対応を積極的に行ってまいります。

（６）ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取り組み～社会貢献活動～

①　「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」の活動

地域振興および地域貢献活動を行っている個人、団体、企業への助成金等の支援を目的に、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」（基本財産 10 億円）を設立し、継続的な助成活動を行っております。

助成事業は、「地域振興」、「教育・福祉・環境」、「育英奨学金」となっており、地域の発展に寄与するために、永続的な支援を行っております。

【助成活動実績】

地域振興	（H20 年度）4 先／5 百万円　（H21 年度）4 先／5 百万円
教育・福祉・環境	（H19 年度）8 先／5 百万円　（H20 年度）7 先／5 百万円
育英奨学金	（H20 年度）医学生 1 名／月 5 万円、看護学生 1 名／月 3 万円

②　地域のスポーツ振興・伝統芸能の継承

地域のスポーツ振興、伝統芸能の継承などを目的に、各種支援を行っております。

【主な支援活動】

青森県民駅伝競走大会	16 回
弘前・白神アップルマラソン	6 回
ちびっこ手踊り王座決定戦	9 回

③　地域の安全・安心なまちづくりのために

地域の皆さまが安全・安心して暮らせるまちづくりのために、地域社会の一員として、さまざまな社会貢献活動に取組んでおります。

【主な活動】

ＡＥＤの設置	33 ヶ所
こども１１０番の店	10 ヶ店
振り込め詐欺撲滅運動	4 回

④　地域の祭り・イベントへの参加

青森ねぶた祭をはじめとする各地で開催される祭り・イベントに積極的に参加し、地域の皆さまとの交流を図っております。

Ⅵ．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

１．金額及び内容（条件）

	項目	内容
1	種類	株式会社みちのく銀行 A 種優先株式
2	申込期日（払込日）	平成 21 年 9 月 30 日
3	発行価額	1 株につき 500 円
	非資本組入れ額	1 株につき 250 円
4	発行総額	20,000 百万円
5	発行株式数	40 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当率	12 ヶ月日本円 Tibor＋0.95% （平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の日数で日割計算により算出される割合とする）ただし、8%を上限とする。
	優先中間配当	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 29 年 4 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 36 年 9 月 30 日
	当初取得価額 （当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。（※5 連続取引日は、取得請求期間の初日を含まず、東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く）
	取得請求期間中の 取得価額修正	取得請求期間において、毎月第 3 金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から（当該日含まない）の 5 連続取引日における終値の平均値の 50%に相当する金額
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成 31 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの 30 連続取引日（当該日含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限る）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする 取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から（当該日含まない）の 5 連続取引日における終値の平均値の 50%に相当する金額

２．金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

（１）金額の算定根拠

当行の主要営業基盤である青森県および函館市の企業の倒産件数・金額、有効求人倍率等は一段と厳しい状況にあり、企業の景況感は大幅に悪化しております。

このような経済環境のもと、当行は平成 21 年 3 月期決算において、今後の安定的な業績確保を目的として、時価が著しく下落し、回復可能性が認められないと判断した有価証券の売却ならびに積極的な減損処理を行うとともに、地元経済の停滞を背景とした不良債権処理ならびに予防的な引当金の積み増しを実施したことにより、金融市場に左右されにくい、安定的な業績を確保していくことが可能になったものと確信しております。

しかしながら、当行の使命である「がんばっている地元の中小企業や個人の皆さまに対する、安定的かつ円滑な資金供給力をこれまで以上に強化する」ためには、経済情勢や金融市場に一段の悪化懸念が残るなか、仮にもそうした事態が生じた場合への十分な備えをもつことが必要と判断し、金融機能強化法を活用することといたしました。

平成 21 年 8 月末の日経平均株価は 10,492 円でありましたが、200 億円の公的資金を申請することにより、一段の有価証券価格の下落への耐性を確保し、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮できるようにするものです。

（２）当該自己資本の活用方針

当行は、今回の申請に基づき受け入れる公的資金につきましては、平成 20 年 10 月に公表いたしました「みちのく銀行の決意」のとおり、がんばっている地元の中小企業や個人の皆さまに対する、安定的かつ円滑な資金供給は勿論のこと、「真の問題解決」に向け、経営改善支援等に取り組むことにより地域経済の発展に資するものとして活用いたします。

単体自己資本比率につきましては、計画始期（平成 21 年 3 月末）では 8.86%ですが、公的資金受け入れ直後の平成 21 年 9 月末には 11.4%程度となる見込みです。また、公的資金受け入れによる中小規模事業者等への貸出増強によるリスクアセットの増加や劣後債の償還等を勘案し、計画終期（平成 24 年 3 月末）では 9.7%程度を見込んでおります。

Ⅶ．剰余金の処分の方針

１．配当についての方針

（１）基本方針

銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図り、安定的な配当を継続していくことと共に株主の皆さまへの利益還元に努めていくことを基本方針としております。

（２）平成 21 年度配当方針（普通株式）

経済情勢や金融市場の一段の悪化懸念が残るなかにおいても、平成 21 年度については、経常利益で 20 億円程度、当期利益で 10 億円程度の黒字を確保できる見込みであり、平成 21 年度の利益水準と今後の安定的な財務基盤の維持を勘案し、平成 21 年度の配当予想については平成 20 年度実績同様の、1 株あたり 3 円（期末配当のみ）としております。

（３）今後の方針

当行は、経営強化計画の着実な遂行による収益力の強化と業務の効率化を図り、安定した業績を確保することにより、利益剰余金の積み上げとともに、普通株式の増配および公的資金の早期返済を目指してまいります。

（単位：億円）

	H21/3 期	H22/3 期 (1 年目)	H23/3 期 (2 年目)	H24/3 期 (3 年目)	H25/3 期 (4 年目)	H26/3 期 (5 年目)	H27/3 期 (6 年目)	H28/3 期 (7 年目)
利益剰余金	25	31	43	58	76	92	107	120
当期純利益	△268	10	17	23	25	25	26	26

	H29/3 期 (8 年目)	H30/3 期 (9 年目)	H31/3 期 (10 年目)	H32/3 期 (11 年目)	H33/3 期 (12 年目)	H34/3 期 (13 年目)	H35/3 期 (14 年目)	H36/3 期 (15 年目)
利益剰余金	134	148	164	180	197	213	229	246
当期純利益	26	26	28	28	28	28	28	29

注１）4 年目（H25/3 期）以降については、3 年目（H24/3 期）計画を採用し、内部留保の積み上がりに係る運用益が当期純利益に反映する計画としております。

注２）利益剰余金は、計画始期（H21/3期）25億円から14年目（H35/3期）229億円まで204億円積み上がり、優先株式200億円の返済原資を確保できる見込みです。

２．役員に対する報酬及び賞与についての方針

平成 20 年度の大幅な赤字決算の経営責任を明確にするため、平成 21 年 5 月より平成 22 年 4 月までの 1 年間、常勤役員全員の役員報酬を 30%から 10%の幅で減額することといたしました。なお、役員賞与については、従前より支給しておりません。

Ⅷ．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

１．経営管理に係る体制

（１）経営管理（コーポレート・ガバナンス）に関する基本的な考え方

経営環境の変化に的確に対応し、常に信頼される企業統治体制を構築していくことは、経営上の最重要課題であると認識しております。

当行が永続的に成長・発展していくためには、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性の確保等が重要であり、そのためには継続的にガバナンス体制を強化、整備していく必要があるものと考えております。

また、ガバナンス体制を強化、整備するとともに、その方針が当行内部において浸透し、実践されるよう内部統制の強化を図っております。

（２）内部統制システムの構築

①　内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第 362 条第 5 項に基づき、内部統制システムの体制整備に関する方針を定め、効率的かつ適法な企業体制の構築・維持を図っております。

【内部統制システム構築の基本方針】
1．全役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
2．取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4．取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
5．当行ならびにグループ企業における業務の適正を確保するための体制
6．当行ならびにグループ企業における財務情報の信頼性を確保するための体制
7．監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
8．監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
9．全役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

②　財務報告に係る内部統制の基本方針

当行は、金融商品取引法第 24 条に基づく「内部統制報告制度」への対応として、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当行および連結子会社等（以下「当行グループ」という）の財務報告の信頼性確保を図っております。

また、経営会議の下部組織として「J－SOX 委員会」を設置し、当行グループの財務報告に係る内部統制の整備および運用、財務報告に係る内部統制の評価、評価により発見された不備および重要な欠陥への対応に関する事項について協議しております。

【財務報告に係る内部統制の基本方針】
1．当行グループでは、財務報告に係る内部統制について、財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを十分に低減できる仕組み（体制・役割・権限）を整備し、適切に運用します。
2．当行グループでは、財務報告に係る内部統制について、変化する組織それ自体および組織を取り巻く環境に対応するよう、都度見直しを行います。
3．当行グループでは、日常行われている業務の検証・照合行為等の証跡の意味を十分理解し、財務報告に係る内部統制を適正に運用します。
4．当行グループでは、評価の過程で発見された財務報告に係る内部統制の不備および重要な欠陥について、適時に認識し、適切に対応します。
5．当行グループでは、信頼性のある財務報告の作成に必要な知識と技能を修得することが出来る人材の育成・確保を継続的に行います。

③　内部監査等

当行の内部監査は、監査部が本部、営業店および連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに監査部資産監査室が検証する自己査定監査を実施しており、監査結果については、代表取締役および取締役会に報告されております。

監査部につきましては、内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けないよう全ての被監査部門から独立し、取締役会に直属することで、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに、適正なスタッフを配置しております。また、会計監査人による助言等を受け、その充実に努めております。

監査役は、監査役会の決議に基づく役割分担および各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。さらに会計監査人より定期的に監査結果の報告を受けるほか、必要に応じ往査に立ち会いする等の緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しております。

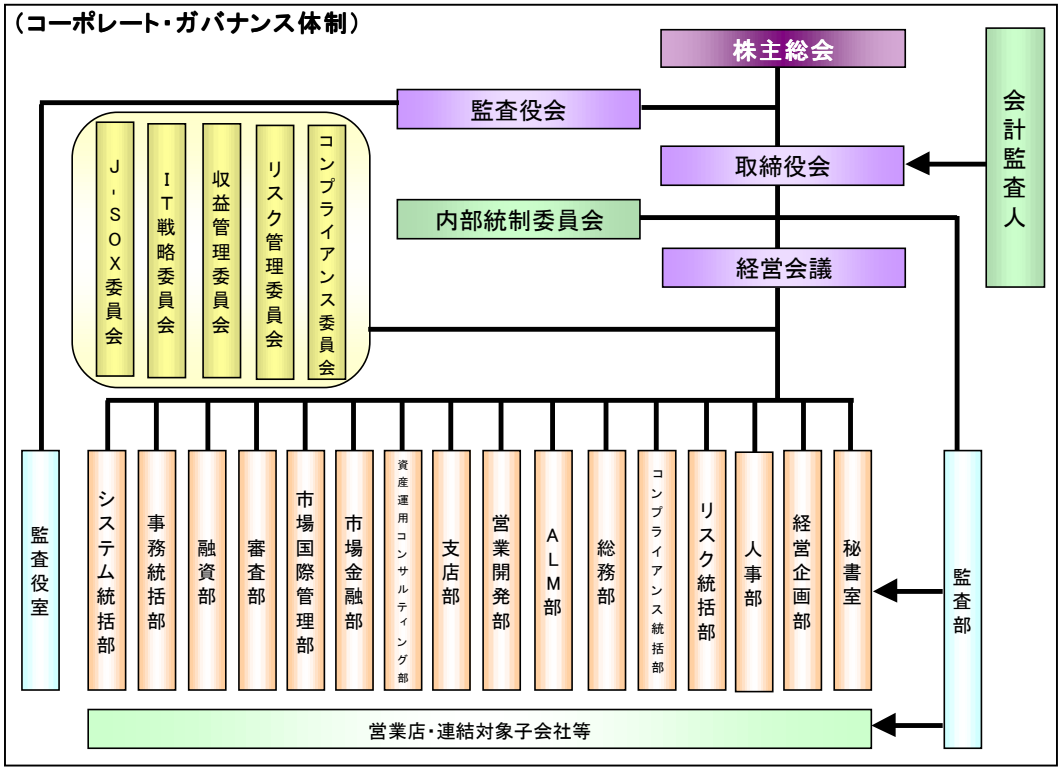

※１．監査部は、担当役員を頭取とし、内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けないよう全ての被監査部門から独立し、取締役会に直属することで、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制としております。

※２．外部有識者４名（弁護士、会計士、大学名誉教授）に取締役会長、取締役頭取、その他の代表取締役（副頭取）の７名で構成する「内部統制委員会」を平成 20 年８月に設置し、取締役および執行役員の業務執行に対する監視、牽制機能強化のため、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を中心に内部統制システムの体制整備に向けた業務運営の適切性について、外部の視点も含めた検証を行っております。

２．各種リスクの管理状況並びに今後の方針と体制整備

信用リスク管理、市場リスク管理については「Ⅳ．２．リスク管理の体制の強化のための方策（P26）」に記載の通りです。

統合的リスク管理については、「リスク管理規程」において統合的リスク管理方針の基本方針ならびに各リスク管理方針を定め、組織全体に周知しております。また、年度毎に「統合的リスク管理方針」およびその実践計画である「リスク管理プログラム」を策定し、リスク管理の高度化に取組んでいるほか、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス態勢の改善・強化に継続して取組んでおります。

「リスク管理プログラム」については、リスク統括部が進捗を確認し、四半期毎にリスク管理委員会に報告ののち、半期毎に経営会議、取締役会等へ報告しており、「コンプライアンス・プログラム」については、コンプライアンス統括部が進捗状況を取りまとめ、四半期毎にコンプライアンス委員会に報告ののち、経営会議、取締役会あて報告を行っております。

なお、各リスクの統括管理部署は、各々モニタリング状況を月次で経営会議、四半期毎に取締役会へ報告を行っております。

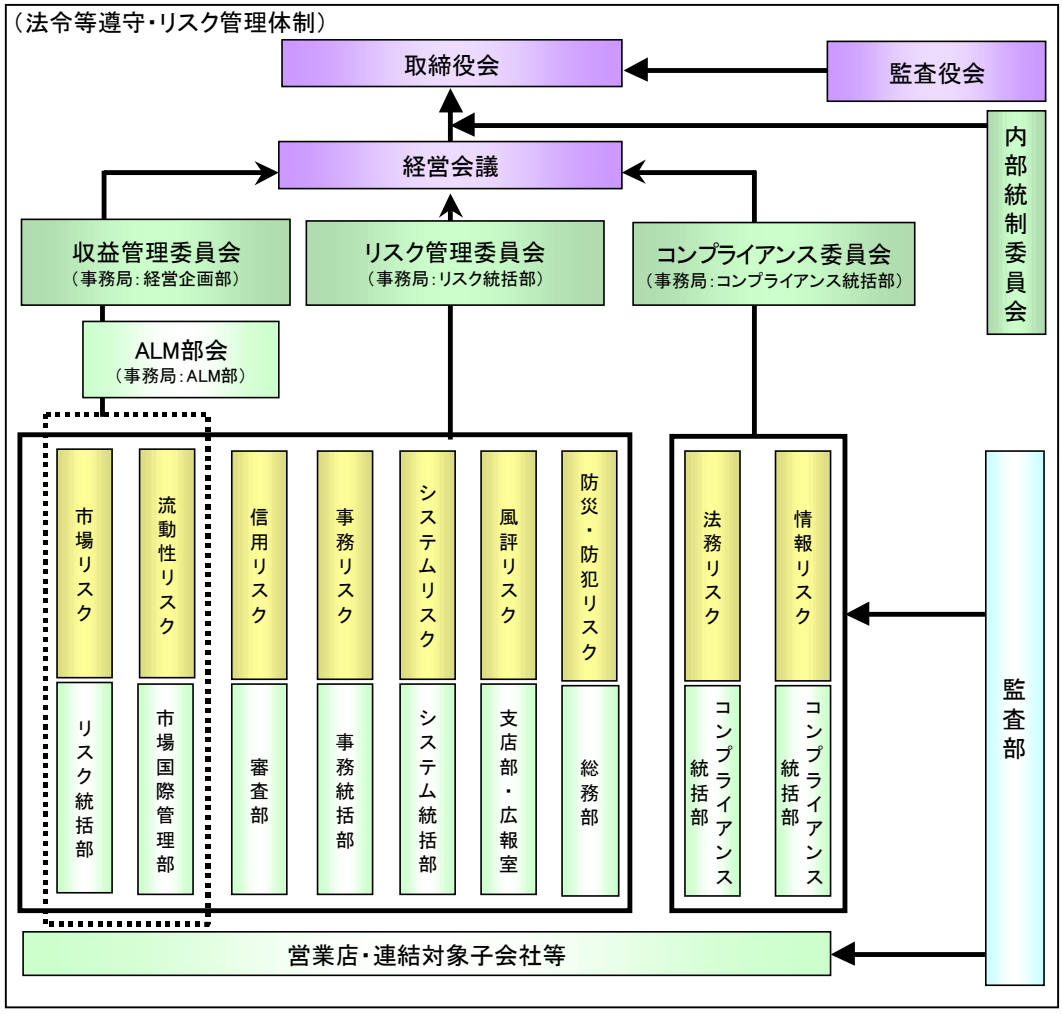

＜機能強化のための計画の前提条件＞

【金利】

計画期間における為替相場については、平成 21 年 3 月末の水準にて推移する前提といたしました。

【為替】

計画期間における為替相場については、平成 21 年 3 月末の水準にて推移する前提といたしました。

【株価】

計画期間における株価水準については、昨今の日経平均株価を鑑み 9,000 円で推移する前提といたしました。

指標		H21/3 期	H21/9 期	H22/3 期	H22/9 期	H23/3 期	H23/9 期	H24/3 期
無担保ｺｰﾙﾛｰﾝ翌日物	(%)	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070
Tibor(3M)	(%)	0.650	0.650	0.650	0.650	0.650	0.650	0.650
新発 10 年国債利回り	(%)	1.340	1.340	1.340	1.340	1.340	1.340	1.340
為替相場(円/ドル)	(円)	98.23	98.23	98.23	98.23	98.23	98.23	98.23
日経平均株価	(円)	8,109	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

注１）無担保コールローン翌日物（%）

計画始期の水準である平成 21 年 3 月 31 日の最終レート 0.070%を計画期間中において横這いとした。

注２）Tibor3M（%）

計画始期の水準である平成 21 年 3 月 31 日のレート 0.650%を計画期間中において横這いとした。

注３）新発 10 年国債利回り（%）

計画始期の水準である平成 21 年 3 月 31 日のレート 1.340%を計画期間中において横這いとした。

注４）為替相場(円/ドル)

計画始期の水準である平成 21 年 3 月 31 日の仲値 98.25 円／ドルを計画期間中において横這いとした。

注５）日経平均株価（円）

計画始期の水準である平成 21 年 3 月 31 日の終値 8,109 円を参考とし、直近の株価回復を加味し、9,000 円を計画期間中において横這いとした。

以上

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

第３条第１項に定められる提出書類

平成 21 年 9 月

家庭の銀行

みちのく銀行

添付書類一覧

１．内閣府令第３条第１項第１号に係る書類
○株式引受けに係る申込みの理由書

２．内閣府令第３条第１項第２号に係る書類
○平成 21 年 3 月期の貸借対照表及び損益計算書、自己資本比率、株主資本等変動計算書、
○平成 21 年 7 月末の日計表
○平成 22 年 3 月期第 1 四半期の財務・業績の概況

３．内閣府令第３条第１項第３号に係る書類
○代表者が第２号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

４．内閣府令第３条第１項第４号に係る書類
○第２号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類

５．内閣府令第３条第１項第５号に係る書類
○役員の履歴書
○部門別の損益管理がされていることを証する書面
○その他の法第４条第１項第３号、第４号及び第７号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第４条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

６．内閣府令第３条第１項第９号に係る書類
【該当なし】

７．内閣府令第３条第１項第１１号に係る書類
○株式引受け等の額の算定根拠を記載した書面

８．内閣府令第３条第１項第１２号に係る書類
【該当なし】

９．内閣府令第３条第１項第１３号に係る書類
○当該株式の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに、償還または返済に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面

１０．内閣府令第３条第１項第１４号に係る書類
○その他法第５条第１項の規定による決定に係る審査をするための参考書類

内閣府令第３条　第１項　第１号

項目	添付書類名
法第３条第１項又は第２項の申込みの理由書	株式引受けに係る申込みの理由書

株式引受けに係る申込みの理由書

平成 21 年 9 月 7 日

青森市勝田一丁目３番１号
株 式 会 社 み ち の く 銀 行
取締役頭取　杉 本　　康 雄

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第３条第１項に基づく株式の引受けに係る申込みの理由は以下のとおりであります。

記

平成２１年３月期末の当行の自己資本比率は、国内基準行に求められている４％を大きく上回る８．８６％と、十分な健全性を確保しているものと認識しております。

経済情勢や金融市場の先行き不透明感が払拭できないなか、更なる資本増強を図ることで財務基盤をより一層強固にし、中小企業等へ安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資するため、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第３条第１項に基づく株式の引受けに係る申込みを申請いたします。

内閣府令第３条　第１項　第２号

項目	添付書類名
貸借対照表等及び損益計算書 （提出の日前６月以内の一定の日のもの） 株主資本等変動計算書 自己資本比率を記載した書面 （提出の日前６月以内の一定の日のもの）	第 37 期（平成 21 年 3 月 31 日現在） １【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】（注記等） ②【連結損益計算書】（注記等） ③【連結株主資本等変動計算書】（注記等） ④【自己資本比率の状況】（連結） ２【財務諸表】 ①【貸借対照表】（注記等） ②【損益計算書】（注記等） ③【株主資本等変動計算書】（注記等） ④【自己資本比率の状況】（単体）
最近の日計表	・21 年 7 月末日計表（末残） ・21 年 7 月末日計表（月中平残）
最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	・22 年 3 月期　第 1 四半期 財務・業績の概況

連結貸借対照表

（平成21年3月31日現在）

（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	47,121	預金	1,715,730
コールローン及び買入手形	106,598	借用金	11,000
買入金銭債権	7,579	外国為替	17
商品有価証券	186	社債	15,000
金銭の信託	19,994	その他負債	10,987
有価証券	364,972	賞与引当金	1,195
貸出金	1,261,379	退職給付引当金	10,131
外国為替	638	役員退職慰労引当金	208
その他資産	8,878	睡眠預金払戻損失引当金	670
有形固定資産	12,230	偶発損失引当金	323
建物	3,179	利息返還損失引当金	67
土地	6,935	再評価に係る繰延税金負債	879
建設仮勘定	135	支払承諾	12,879
その他の有形固定資産	1,979	負債の部合計	1,779,091
無形固定資産	1,565	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,226	資本金	24,167
その他の無形固定資産	339	資本剰余金	19,775
繰延税金資産	13,888	利益剰余金	1,645
支払承諾見返	12,879	自己株式	△ 2,665
貸倒引当金	△ 32,106	株主資本合計	42,923
		その他有価証券評価差額金	△ 4,323
		繰延ヘッジ損益	△ 277
		土地再評価差額金	318
		評価・換算差額等合計	△ 2,989
		少数株主持分	8,074
		純資産の部合計	46,715
資産の部合計	1,825,806	負債及び純資産の部合計	1,825,806

連結損益計算書

（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
経常収益		47,620
資金運用収益	36,274	
貸出金利息	29,735	
有価証券利息配当金	6,018	
コールローン利息及び買入手形利息	322	
預け金利息	70	
その他の受入利息	127	
役務取引等収益	6,030	
その他業務収益	1,616	
その他経常収益	3,699	
経常費用		68,613
資金調達費用	5,596	
預金利息	4,924	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
借用金利息	59	
社債利息	245	
金利スワップ支払利息	366	
役務取引等費用	3,730	
その他業務費用	15,182	
営業経費	26,822	
その他経常費用	21,280	
貸倒引当金繰入額	4,163	
その他の経常費用	17,117	
経常損失		20,993
特別利益		114
固定資産処分益	8	
償却債権取立益	105	
特別損失		444
固定資産処分損	182	
減損損失	261	
税金等調整前当期純損失		21,323
法人税、住民税及び事業税		46
法人税等調整額		5,510
法人税等合計		5,556
少数株主利益		208
当期純損失		27,089

連結株主資本等変動計算書

（平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,167
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	24,167
資本剰余金	
前期末残高	19,775
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	19,775
利益剰余金	
前期末残高	30,954
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
当期純損失	△ 27,089
自己株式の処分	△ 34
自己株式の消却	△ 1,804
土地再評価差額金の取崩	56
当期変動額合計	△ 29,308
当期末残高	1,645
自己株式	
前期末残高	△ 3,798
当期変動額	
持分比率異動による増加高	△ 4
自己株式の取得	△ 769
自己株式の処分	101
自己株式の消却	1,804
当期変動額合計	1,132
当期末残高	△ 2,665
株主資本合計	
前期末残高	71,099
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
持分比率異動による増加高	△ 4
当期純損失	△ 27,089
自己株式の取得	△ 769
自己株式の処分	66
自己株式の消却	―
土地再評価差額金の取崩	56
当期変動額合計	△ 28,175
当期末残高	42,923
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 4,096
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 226
当期変動額合計	△ 226
当期末残高	△ 4,323
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 217
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 60
当期変動額合計	△ 60
当期末残高	△ 277
土地再評価差額金	
前期末残高	374
当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 56
当期変動額合計	△ 56
当期末残高	318
為替換算調整勘定	
前期末残高	286
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 286
当期変動額合計	△ 286
当期末残高	―
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 3,652
当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 56
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 573
当期変動額合計	△ 630
当期末残高	△ 4,282

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
少数株主持分	
前期末残高	8,064
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10
当期変動額合計	10
当期末残高	8,074
純資産合計	
前期末残高	75,511
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
持分比率異動による増加高	△ 4
当期純損失	△ 27,089
自己株式の取得	△ 769
自己株式の処分	66
自己株式の消却	－
土地再評価差額金の取崩	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 563
当期変動額合計	△ 28,795
当期末残高	46,715

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　3年～ 50年
そ　の　他　　2年～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,914百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる連結貸借対照表等への影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は 2,682百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 17百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,464百万円、延滞債権額は 50,345百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,081百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 58,891百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,471百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は 6,548百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産		
有価証券	33,369	百万円
貸出金	7,937	百万円
現金	32	百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,642	百万円
借入金	9,000	百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,523百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 447百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、235,983百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 233,519百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 1,338 百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 14,258 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,597 百万円
13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円が含まれております。
14. 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,720百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 270円 46銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は、該当ありません。
18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、システム機器等及び現金自動設備(ATM)等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19.　当連結会計年度末における退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 19,463 百万円
年金資産(時価)	5,823
未積立退職給付債務	△ 13,639
未認識数理計算上の差異	3,435
未認識過去勤務債務	72
連結貸借対照表計上額の純額	△ 10,131
前払年金費用	－
退職給付引当金	△ 10,131

20.　銀行法施行規則第19条の3第2項(ロ)(6)に規定する連結自己資本比率　8.76%

(連結損益計算書関係)

1.　「その他の経常費用」には、貸出金償却 3,130百万円及び株式等償却 8,902百万円を含んでおります。

2.　当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗　11ヶ所	土地・建物	206
青森県外	営業用店舗　3ヶ所	土地・建物	55
―	遊休資産	土地・建物 動産	0

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

3.　1株当たり当期純損失金額　189 円　28 銭

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式						
	普通株式	155,895	－	5,000	150,895	(注)
	合計	155,895	－	5,000	150,895	
自己株式						
	普通株式	10,507	2,794	5,277	8,024	(注)
	合計	10,507	2,794	5,277	8,024	

(注)1.普通株式の増加 2,794千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、294千株は単元未満株式の買受による増加であります。

2.普通株式の減少 5,277千株のうち、5,000千株は自己株式の消却による減少、32千株は持分法適用の関連法人保有の自己株式の処分による減少、また、244千株は単元未満株式の買増による減少であります。

2．配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日定時株主総会	普通株式	436百万円	3.0円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日以後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日定時株主総会	普通株式	428百万円	利益剰余金	3.0円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	186	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	1,999	2,010	10	10	－

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	17,291	15,053	△ 2,237	263	2,501
債券	291,428	293,387	1,958	2,551	592
国債	143,359	144,022	663	959	295
地方債	81,572	82,026	453	665	211
短期社債	－	－	－	－	－
社債	66,497	67,338	841	926	85
その他	51,114	47,051	△ 4,062	－	4,062
合計	359,834	355,492	△ 4,341	2,814	7,156

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて 17,285百万円（うち株式 4,754百万円、その他の証券 12,530百万円）を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50％以上下落している銘柄

・時価が取得原価の30％以上50％未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」と「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回ボラティリティが主な価格決定要因であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（平成21年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（平成21年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	170,320	2,769	2,818

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,720
その他有価証券	
非上場株式	2,647
非上場外国証券	200
貸付債権信託受益権	6,182
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	894
関連会社株式	17

7. 保有目的を変更した有価証券（平成21年3月31日）

該当ありません。

8.　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額（平成21年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	80,216	104,102	82,475	32,323
国債	69,972	28,161	15,575	32,323
地方債	1,396	29,711	50,918	－
短期社債	－	－	－	－
社債	8,847	46,229	15,981	－
その他	2,884	11,639	5,732	6,632
合計	83,101	115,742	88,207	38,955

（金銭の信託関係）

1.　運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	19,994	－

2.　満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日）

該当ありません。

3.　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日）

該当ありません。

重要な後発事象

（金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始）

当行は、平成21年5月7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に基づく国の資本参加の申請（以下、「公的資金の申請」という。）に向けた検討を開始することを決議いたしました。

1. 公的資金の申請の検討を開始する目的

金融機能強化法の趣旨を踏まえ、資本増強を図ることで、中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払込みの時期等に関しましては、未確定であります。

（資本準備金及び利益準備金の減少）

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、定時株主総会（平成21年6月25日開催）へ資本準備金及び利益準備金の減少を付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

会社法第448条第1項に基づき、当期の欠損を填補し、安定配当を維持するとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。

2. 減少する資本準備金および利益準備金の額

	減少前	減少額	減少後
資本準備金	19,775	10,607	9,167
利益準備金	4,392	4,392	－
計	24,167	15,000	9,167

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額は「その他資本剰余金」に、利益準備金の減少額は「その他利益剰余金」に振り替えます。（純資産の部の総額は変わりません。）

4. 定時株主総会における決議

上記の資本準備金及び利益準備金の減少について、平成21年6月25日開催の定時株主総会において原案どおり可決承認されております。

（自己資本比率の状況）

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目			平成20年３月31日 金額(百万円)	平成21年３月31日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier１)	資本金		24,167	24,167
	うち非累積的永久優先株		—	—
	新株式申込証拠金		—	—
	資本剰余金		19,775	19,775
	利益剰余金		30,954	1,645
	自己株式（△）		3,798	2,665
	自己株式申込証拠金		—	—
	社外流出予定額（△）		500	491
	その他有価証券の評価差損(△)		4,314	—
	為替換算調整勘定		286	—
	新株予約権		—	—
	連結子法人等の少数株主持分		8,064	8,063
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		8,000	8,000
	営業権相当額(△)		—	—
	のれん相当額（△）		—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）		—	—
	計	(A)	74,636	50,495
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注１)		8,000	8,000
補完的項目 (Tier２)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		591	539
	一般貸倒引当金		5,557	5,191
	負債性資本調達手段等		18,600	17,000
	うち永久劣後債務(注２)		—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)		18,600	17,000
	計		24,749	22,730
	うち自己資本への算入額	(B)	24,749	22,730
控除項目	控除項目(注４)	(C)	543	429
自己資本額	(A)＋(B)－(C)	(D)	98,841	72,795
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		803,741	750,548
	オフ・バランス取引等項目		17,807	14,967
	信用リスク・アセットの額	(E)	821,548	765,516
	＊オペレーショナル・リスク相当に係る額（（G）/８%）	(F)	67,661	65,057
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	5,412	5,204
	計（E）＋（F）	(H)	889,210	830,574
連結自己資本比率（国内基準）＝D／H×100(%)			11.11	8.76
(参考)Ｔier１比率＝A／H×100(%)			8.39	6.07

（注）１　告示第28条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

２　告示第29条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)　一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)　業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)　利払い義務の延期が認められるものであること

３　告示第29条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４　告示第31条第１項第１号から第６号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

貸借対照表

（平成21年3月31日現在）

（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	47,120	預金	1,722,091
現金	33,655	当座預金	35,420
預け金	13,464	普通預金	658,697
コールローン	106,598	貯蓄預金	55,543
買入金銭債権	6,526	通知預金	6,715
商品有価証券	186	定期預金	950,653
商品地方債	186	その他の預金	15,060
金銭の信託	19,994	借用金	19,300
有価証券	367,393	借入金	19,300
国債	144,022	外国為替	17
地方債	82,026	外国他店預り	1
社債	71,058	売渡外国為替	4
株式	21,838	未払外国為替	10
その他の証券	48,446	社債	15,000
貸出金	1,259,003	その他負債	6,734
割引手形	4,469	未決済為替借	24
手形貸付	66,756	未払法人税等	54
証書貸付	1,039,938	未払費用	3,855
当座貸越	147,839	前受収益	653
外国為替	638	金融派生商品	1,009
外国他店預け	637	その他の負債	1,137
買入外国為替	1	賞与引当金	1,166
その他資産	8,864	退職給付引当金	10,129
前払費用	53	役員退職慰労引当金	208
未収収益	2,575	睡眠預金払戻損失引当金	670
その他の資産	6,235	偶発損失引当金	323
有形固定資産	12,026	再評価に係る繰延税金負債	879
建物	3,127	支払承諾	12,879
土地	6,803	負債の部合計	1,789,400
建設仮勘定	135	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	1,959	資本金	24,167
無形固定資産	1,537	資本剰余金	19,775
ソフトウェア	1,199	資本準備金	19,775
その他の無形固定資産	337	利益剰余金	2,543
繰延税金資産	13,910	利益準備金	4,392
支払承諾見返	12,879	その他利益剰余金	△ 1,848
貸倒引当金	△ 27,740	別途積立金	23,910
		繰越利益剰余金	△ 25,759
		自己株式	△ 2,665
		株主資本合計	43,822
		その他有価証券評価差額金	△ 4,323
		繰延ヘッジ損益	△ 277
		土地再評価差額金	318
		評価・換算差額等合計	△ 4,282
		純資産の部合計	39,539
資産の部合計	1,828,940	負債及び純資産の部合計	1,828,940

損 益 計 算 書

（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
経常収益		46,139
資金運用収益	35,973	
貸出金利息	29,438	
有価証券利息配当金	6,020	
コールローン利息	322	
預け金利息	70	
その他の受入利息	120	
役務取引等収益	5,230	
受入為替手数料	1,960	
その他の役務収益	3,269	
その他業務収益	1,615	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	1,610	
国債等債券償還益	0	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	3,321	
株式等売却益	1,158	
金銭の信託運用益	1,395	
その他の経常収益	766	
経常費用		67,353
資金調達費用	5,971	
預金利息	4,943	
コールマネー利息	1	
借用金利息	414	
社債利息	245	
金利スワップ支払利息	366	
役務取引等費用	4,369	
支払為替手数料	397	
その他の役務費用	3,972	
その他業務費用	11,179	
外国為替売買損	72	
国債等債券売却損	384	
国債等債券償還損	2,041	
国債等債券償却	8,531	
その他の業務費用	150	
営業経費	25,881	
その他経常費用	19,951	
貸倒引当金繰入額	3,293	
貸出金償却	3,095	
株式等売却損	2,432	
株式等償却	8,960	
その他の経常費用	2,168	
経常損失		21,213
特別利益		112
固定資産処分益	8	
償却債権取立益	104	
特別損失		415
固定資産処分損	153	
減損損失	261	
税引前当期純損失		21,515
法人税、住民税及び事業税		38
法人税等調整額		5,316
法人税等合計		5,354
当期純損失		26,870

株主資本等変動計算書

（平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,167
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,167
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	19,775
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	19,775
資本剰余金合計	
前期末残高	19,775
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	19,775
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	4,392
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	4,392
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	23,910
当期変動額	
別途積立金の積立	－
当期変動額合計	－
当期末残高	23,910
繰越利益剰余金	
前期末残高	3,325
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
別途積立金の積立	－
当期純損失	△ 26,870
自己株式の処分	△ 29
自己株式の消却	△ 1,804
土地再評価差額金の取崩	56
当期変動額合計	△ 29,084
当期末残高	△ 25,759
利益剰余金合計	
前期末残高	31,628
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
当期純損失	△ 26,870
自己株式の処分	△ 29
自己株式の消却	△ 1,804
土地再評価差額金の取崩	56
当期変動額合計	△ 29,084
当期末残高	2,543
自己株式	
前期末残高	△ 3,783
当期変動額	
自己株式の取得	△ 769
自己株式の処分	83
自己株式の消却	1,804
当期変動額合計	1,118
当期末残高	△ 2,665

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本合計	
前期末残高	71,788
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
当期純損失	△ 26,870
自己株式の取得	△ 769
自己株式の処分	53
自己株式の消却	－
土地再評価差額金の取崩	56
当期変動額合計	△ 27,966
当期末残高	43,822
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 4,097
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△ 226
当期変動額合計	△ 226
当期末残高	△ 4,323
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 217
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△ 60
当期変動額合計	△ 60
当期末残高	△ 277
土地再評価差額金	
前期末残高	374
当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 56
当期変動額合計	△ 56
当期末残高	318
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 3,939
当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 56
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△ 286
当期変動額合計	△ 342
当期末残高	△ 4,282
純資産合計	
前期末残高	67,848
当期変動額	
剰余金の配当	△ 436
当期純損失	△ 26,870
自己株式の取得	△ 769
自己株式の処分	53
自己株式の消却	－
土地再評価差額金の取崩	－
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△ 286
当期変動額合計	△ 28,309
当期末残高	39,539

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　3年～ 50年
そ　の　他　　2年～ 20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,914百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる貸借対照表等への影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 4,138百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,135百万円、延滞債権額は 48,966百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,560百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 55,662百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、 4,471百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は6,548百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	33,369	百万円
貸出金	7,937	百万円
現金	32	百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,642	百万円
借入金	9,000	百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,523百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 447百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、219,490百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 217,026百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額　1,338 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　14,040 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　2,221 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,300百万円が含まれております。
14. 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,720百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額　276 円　75銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は、該当ありません。
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、システム機器等及び現金自動設備(ATM)等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 関係会社に対する金銭債権総額　2,300 百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額　14,785 百万円
21. 銀行法第18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

22. 銀行法施行規則第19条の2第3項(ロ)(10)に規定する単体自己資本比率　8.86%

（損益計算書関係）

1.　関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	72 百万円
役務取引等に係る収益総額	23 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	72 百万円
その他の取引に係る収益総額	－ 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	378 百万円
役務取引等に係る費用総額	639 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	175 百万円
その他の取引に係る費用総額	703 百万円

2.　1株当たり当期純損失金額　187 円　71 銭

3.　「その他の経常費用」には、債権売却損 1,122百万円を含んでおります。

4.　当期において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗 11 ヵ所	土地・建物	206
青森県外	営業用店舗　3 ヵ所	土地・建物	55
－	遊休資産	土地・建物 動産	0

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし（出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。）、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

1.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位　千株）

		前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式						
	普通株式（注）	10,482	2,787	5,244	8,024	
	合計	10,482	2,787	5,244	8,024	

（注）1.　普通株式の増加2,787千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、287千株は単元未満株式の買受による増加であります。

（注）2.　普通株式の減少5,244千株のうち、5,000千株は自己株式の消却による減少、244千株は単元未満株式の買増による減少であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	186	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日）

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	17,291	15,053	△ 2,237	263	2,501
債券	291,428	293,387	1,958	2,551	592
国債	143,359	144,022	663	959	295
地方債	81,572	82,026	453	665	211
短期社債	－	－	－	－	－
社債	66,497	67,338	841	926	85
その他	51,114	47,051	△ 4,062	－	4,062
合計	359,834	355,492	△ 4,341	2,814	7,156

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて 17,285百万円（うち株式 4,754百万円、その他の証券 12,530百万円）を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50％以上下落している銘柄

・時価が取得原価の30％以上50％未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は 2,682百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（平成21年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（平成21年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	169,612	2,769	2,817

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,720
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	4,436
関連法人等株式	2
その他有価証券	
非上場株式	2,646
非上場外国証券	200
貸付債権信託受益権	6,182
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	894

8. 保有目的を変更した有価証券（平成21年3月31日）

該当ありません。

9.　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額（平成21年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	80,216	102,092	82,475	32,323
国債	69,972	26,151	15,575	32,323
地方債	1,396	29,711	50,918	－
短期社債	－	－	－	－
社債	8,847	46,229	15,981	－
その他	2,884	11,639	5,732	6,632
合計	83,101	113,732	88,207	38,955

（金銭の信託関係）

1.　運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	19,994	0

2.　満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日）

該当ありません。

3.　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	13,641	百万円
有価証券償却	6,926	
税務上の繰越欠損金	4,765	
退職給付引当金	4,095	
その他有価証券評価差額金	2,893	
固定資産の減損損失	500	
賞与引当金	471	
減価償却費	413	
出資金の減損	314	
睡眠預金払戻損失引当金	270	
繰延ヘッジ損益	188	
のれん償却	145	
未払事業税	3	
その他	743	
繰延税金資産小計	35,372	
評価性引当額	△ 20,361	
繰延税金資産合計	15,011	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 1,100	
繰延税金負債合計	△ 1,100	
繰延税金資産の純額	13,910	百万円

（関連当事者との取引）

1.　親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

2.　子会社、子法人等及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	みちのく信用保証株式会社	所有　直接100％	役員の兼任	住宅ローン等の保証	（注1）	－	－
子会社	みちのくカード株式会社	所有　直接98.41％ 間接 0.57％	役員の兼任	増資の引受	1,500 （注2）	－	－

（注）1.みちのく信用保証株式会社は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、平成21年3月末の保証残高は326,548百万円であります。また、当行の同子会社に対する期中の保証料の支払額は254百万円であり、代位弁済額は1,407百万円であります。

2.みちのくカード株式会社は、平成21年2月16日に当行全額引受による1,500百万円の増資を行い、資本金810百万円となりました。また、平成21年3月18日に繰越利益剰余金の欠損を補填するため減資を行い、資本金100百万円となっております。

3.　兄弟会社等

該当ありません。

4.　役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	榊　佳弘	－	当行監査役	当行貸出の保証（注1）	△ 426	－	－
	鳥谷部眞実	被所有 直接0.00％	当行監査役	資金の貸出 利息の受取 当行貸出の保証（注2）	△15 0 △39	貸出金 － －	－ － －
	東　康夫	－	当行監査役	債務の保証(注3)	7	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社（注4）	被所有 直接0.19％	－	資金の貸出 債務の保証 社債の引受 利息の受取	△ 394 △ 31 － 15	貸出金 支払承諾 社債 未収収益	1,224 123 300 2
	株式会社ヤマウ鳥谷部商店（注5）	被所有 直接0.00％	－	資金の貸出 利息の受取	0 0	貸出金 未収収益	－ －
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫（注6）	－	－	資金の貸出 利息の受取	△ 39 11	貸出金 未収収益	427 0

（注）1．当行は、監査役 榊 佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金 1,224百万円及び支払承諾 123百万円に対して債務保証を受けております。

2．当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金 427百万円に対して債務保証を受けております。

3.債務の保証については、監査役 東 康夫が代表権を有する第三者東北化学薬品株式会社との取引であり、支払承諾の期末残高は46百万円であります。

4．マルヨ水産株式会社は、監査役 榊 佳弘及びその近親者が議決権の 65.9％を保有しております。
また、当行は、同社発行の社債を引受けており、当行の保証を付しております。

5．株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0％を保有しております。

6．株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0％を保有しております。

7．取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

重要な後発事象

（金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始）

当行は、平成21年5月7日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に基づく国の資本参加の申請（以下、「公的資金の申請」という。）に向けた検討を開始することを決議いたしました。

1. 公的資金の申請の検討を開始する目的

金融機能強化法の趣旨を踏まえ、資本増強を図ることで、中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払込みの時期等に関しましては、未確定であります。

（資本準備金及び利益準備金の減少）

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、定時株主総会（平成21年6月25日開催）へ資本準備金及び利益準備金の減少を付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

会社法第448条第1項に基づき、当期の欠損を填補し、安定配当を維持するとともに、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。

2. 減少する資本準備金および利益準備金の額

	減少前	減少額	減少後
資本準備金	19,775	10,607	9,167
利益準備金	4,392	4,392	－
計	24,167	15,000	9,167

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額は「その他資本剰余金」に、利益準備金の減少額は「その他利益剰余金」に振り替えます。（純資産の部の総額は変わりません。）

4. 定時株主総会における決議

上記の資本準備金及び利益準備金の減少について、平成21年6月25日開催の定時株主総会において原案どおり可決承認されております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目			平成20年３月31日	平成21年３月31日
			金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目（Tier１）	資本金		24,167	24,167
	うち非累積的永久優先株		—	—
	新株式申込証拠金		—	—
	資本準備金		19,775	19,775
	その他資本剰余金		—	—
	利益準備金		4,392	4,392
	その他利益剰余金		27,237	△ 1,840
	その他		8,064	8,063
	自己株式(△)		3,783	2,665
	自己株式申込証拠金		—	—
	社外流出予定額（△）		500	491
	その他有価証券の評価差損(△)		4,314	—
	新株予約権		—	—
	営業権相当額(△)		—	—
	のれん相当額（△）		—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）		—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）		—	—
	計	(A)	75,039	51,402
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		8,000	8,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		8,000	8,000
補完的項目（Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		591	539
	一般貸倒引当金		5,578	5,197
	負債性資本調達手段等		18,600	17,000
	うち永久劣後債務(注２)		—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)		18,600	17,000
	計		24,770	22,736
	うち自己資本への算入額	(B)	24,770	22,736
控除項目	控除項目(注４)	(C)	501	417
自己資本額	(A)＋(B)－(C)	(D)	99,307	73,721
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		809,417	754,046
	オフ・バランス取引等項目		17,807	14,967
	信用リスク・アセットの額	(E)	827,224	769,014
	＊オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）/８%）	(F)	65,318	62,561
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	5,225	5,004
	計(E) ＋ (F)	(H)	892,543	831,575
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100(%)			11.12	8.86
（参考）Tier１比率＝A／H×100(%)			8.40	6.18

（注）１　告示第40条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

２　告示第41条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)　一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)　業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)　利払い義務の延期が認められるものであること

３　告示第41条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４　告示第43条第１項第１号から第５号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

（＊）優先出資証券の概要
　連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成30年１月の配当支払日以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部（一部は不可）を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間（平成30年の配当支払日まで）は固定配当。ただし、平成30年１月の配当支払日以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	80億円（１口あたり10,000,000円）
発行日	平成19年９月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年１月25日と７月25日（初回配当支払日は平成20年１月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とし、直後の営業日が翌月となる場合には直前の営業日とする。
配当停止事由	以下の強制停止事由が発生した場合、配当支払日における配当は支払われず任意停止事由が発生した場合、当行は配当を停止することができる。 (1)　以下のいずれかの強制停止事由 ・ 当行につき、清算手続(会社法に基づく特別清算手続を含む。)が開始された場合、当行に対して破産手続開始の決定がなされた場合、若しくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合(清算事由) ・ 当行につき、会社更生法に基づく更生手続の開始決定、若しくは民事再生法に基づく再生手続の開始決定がなされた場合（更生事由） ・当行につき、債務を弁済期において弁済する能力がない場合若しくは債務超過である場合（支払不能事由） ・監督当局が、当行が支払不能若しくは債務超過の状態にあること、若しくは当行を管理の対象とすることを宣言した場合(公的介入) (2)　以下のいずれかの任意停止事由 ・ 銀行関連規制にしたがって計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が最低水準を下回っており、かつかかる状態が継続している場合(監督事由) ・ 当行が直近に終了した事業年度について普通株式に対する配当を行わず、かつ行わないことを宣言した場合、また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配可能額制限の適用がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	ある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の７月及び１月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する。 但し、いずれの配当支払日においても、当該配当支払日に関して、強制停止事由が生じておらず、かつ有効な停止通知が交付されていないことを条件とする。
残余財産分配請求額	１口あたり10,000,000円

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成20年３月31日	平成21年３月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	197	181
危険債権	437	362
要管理債権	99	16
正常債権	12,065	12,219

前へ

計表ID	FN001	Ver.200809
基準日(西暦年/月)	2009	7
金融機関コード	0118	
金融機関名	みちのく銀行	
担当部署	経営企画部　主計室	

別紙様式1-1の1

末 残 日 計 表 （銀行勘定、国内店）

（平成21年7月末現在）

（単位：百万円）

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058014	41,390	預金	16059824	1,721,603
現金	16058024	27,433	当座預金	16059844	26,772
（うち切手手形）	16058034	(1,182)	普通預金	16059854	649,096
外国通貨	16058044	185	貯蓄預金	16109974	54,936
金	16058054		通知預金	16059864	2,938
預け金	16058074	13,770	定期預金	16059904	980,242
（うち日銀預け金）	16058094	(3,265)	定期積金	16059944	
（うち譲渡性預け金）	16058104	( )	別段預金	16059874	5,008
コールローン	16058124	48,968	納税準備預金	16059884	288
買現先勘定	16151044		非居住者円預金	16059974	22
債券貸借取引支払保証金	16178174		外貨預金	16059984	2,297
買入手形	16058134		（金融機関預金）	16060004	(3,633)
買入金銭債権	16058184	5,920	譲渡性預金	16060054	
コマーシャル・ペーパー	16058204		コールマネー	16060064	
その他の買入金銭債権	16058214	5,920	売現先勘定	16151074	
商品有価証券	16058224	191	債券貸借取引受入担保金	16178194	
商品国債	16058234	2	売渡手形	16060074	
商品地方債	16058244	189	コマーシャル・ペーパー	16141004	
商品政府保証債	16058254		借用金	16060094	14,300
その他の商品有価証券	16140994		再割引手形	16060104	
金銭の信託	16058114	20,000	（うち日銀再割引手形）	16060114	( )
有価証券	16058264	465,340	借入金	16060124	14,300
国債	16058274	238,307	（うち日銀借入金）	16060134	(4,000)
（うち手元現在高）	16058284	(175,872)	当座借越	16060144	
地方債	16058294	97,152	外国為替	16060164	4
短期社債	16178184	3,999	外国他店預り	16060174	1
社債	16058304	79,353	外国他店借	16060184	
（公社公団債）	16058314	(38,748)	売渡外国為替	16060194	2
（金融債）	16058324	(15,160)	未払外国為替	16060204	0
（事業債）	16058334	(25,445)	短期社債	16178204	
株式	16058344	17,663	社債	16139294	15,000
外国証券	16058354	8,482	新株予約権付社債	16060024	
その他の証券	16058404	20,381	信託勘定借	16060214	
貸出金	16058444	1,229,835	その他負債	16060224	13,675
割引手形	16058494	3,345	未決済為替借	16060234	26
（うち商業手形）	16058504	(3,345)	未払法人税等	16060304	8
貸付金	16058514	1,226,490	未払費用	16060314	
（手形貸付）	16058534	(54,057)	前受収益	16060324	
（証書貸付）	16058554	(1,037,357)	従業員預り金	16060334	
（当座貸越）	16058564	(135,075)	給付補てん備金	16060344	
外国為替	16058574	399	先物取引受入証拠金	16097964	
外国他店預け	16058584	394	先物取引差金勘定	16097974	
外国他店貸	16058594		借入商品債券	16097984	
買入外国為替	16058604	4	借入有価証券	16060354	
取立外国為替	16058614		売付商品債券	16109854	
その他資産	16058624	9,134	売付債券	16109864	
未決済為替貸	16058634		金融派生商品	16151084	978
前払費用	16058644		リース債務	16312794	1,093
未収収益	16058654		代理店借	16060364	
先物取引差入証拠金	16097924		未払配当金	16060384	24
先物取引差金勘定	16097934		未払送金為替	16060244	0
保管有価証券等	16097944		預金利子税等預り金	16060394	191
金融派生商品	16151054		仮受金	16060404	11,128
社債発行費	16149934		その他の負債	16060414	224
代理店貸	16058724		本支店未達	16060254	
仮払金	16058714	6,925	賞与引当金	16162594	
その他の資産	16058734	2,146	役員賞与引当金	16188634	
本支店未達	16058674	62	退職給付引当金	16060524	10,129
有形固定資産	16192024	13,760	役員退職慰労引当金	16311584	208
建物	16192034	3,620	その他の引当金	16060534	993
土地	16192044	6,782	特別法上の引当金	16060544	
リース資産	16312774	1,029	繰延税金負債	16146184	
建設仮勘定	16058834	43	再評価に係る繰延税金負債	16147214	877
その他の有形固定資産	16192054	2,284	負ののれん	16192104	
無形固定資産	16192064	1,660	支払承諾	16060574	12,624
ソフトウェア	16192074	1,204	純資産	16060594	43,244
のれん	16192084		資本金	16060604	24,167
リース資産	16312784		新株式申込証拠金	16192114	
その他の無形固定資産	16192094	455	資本剰余金	16178214	19,775
繰延税金資産	16146174	13,722	資本準備金	16060634	9,167
再評価に係る繰延税金資産	16147204		その他資本剰余金	16165514	10,607
支払承諾見返	16058884	12,624	利益剰余金	16178254	2,114
貸倒引当金	16060504	△ 27,740	利益準備金	16060644	85
投資損失引当金	16149944		その他利益剰余金	16192124	2,028
			積立金	16060664	
			前期繰越利益剰余金	16192134	2,028
			自己株式	16162604	△ 2,666
			自己株式申込証拠金	16192144	
			その他有価証券評価差額金	16151104	
			繰延ヘッジ損益	16192154	△ 465
			土地再評価差額金	16147224	319
			新株予約権	16192164	
			期中損益	16060744	2,547
合計	16058894	1,835,208	合計	16060754	1,835,208

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分		135	コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分		
コールローンのうち外貨建分		1,833	コールマネーのうち外貨建分		
割引手形のうち手形割引市場関係分			再割引手形のうち手形割引市場関係分		
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974		借入金のうち金融機関借入金	16066004	2,000
貸付金のうち現地貸付			定期預金のうち円デポ取引		

計表ID	FN003	Ver.200809
基準日(西暦年/月)	2009	7
金融機関コード	0118	
金融機関名	みちのく銀行	
担当部署	経営企画部　主計室	

別紙様式1-2の1

月 中 平 残 日 計 表 （銀行勘定、国内店）

（平成21年7月中平残）

（単位：百万円）

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058934	42,575	預金	16060764	1,732,852
現金	16058944	28,645	当座預金	16060794	24,661
（うち切手手形）	16058954	(287)	普通預金	16060804	661,342
外国通貨	16058964	185	貯蓄預金	16109984	55,139
金	16058974		通知預金	16060814	3,282
預け金	16058994	13,744	定期預金	16060854	981,200
（うち日銀預け金）	16059014	(2,964)	定期積金	16060894	
（うち譲渡性預け金）	16059024	( )	別段預金	16060824	4,618
コールローン	16059044	53,696	納税準備預金	16060834	317
買現先勘定	16151114		非居住者円預金	16060924	18
債券貸借取引支払保証金	16178264		外貨預金	16060934	2,270
買入手形	16059054		（金融機関預金）	16060954	(2,903)
買入金銭債権	16059104	5,957	譲渡性預金	16061004	
コマーシャル・ペーパー	16059124		コールマネー	16061014	
その他の買入金銭債権	16059134	5,957	売現先勘定	16151144	
商品有価証券	16059144	190	債券貸借取引受入担保金	16178284	
商品国債	16059154	0	売渡手形	16061024	
商品地方債	16059164	189	コマーシャル・ペーパー	16141024	
商品政府保証債	16059174		借用金	16061044	14,300
その他の商品有価証券	16141014		再割引手形	16061054	
金銭の信託	16059034	20,000	（うち日銀再割引手形）	16061064	( )
有価証券	16059184	475,900	借入金	16061074	14,300
国債	16059194	250,082	（うち日銀借入金）	16061084	(4,000)
地方債	16059214	97,288	当座借越	16061094	
短期社債	16178274	3,225	外国為替	16061114	7
社債	16059224	78,763	外国他店預り	16061124	3
（公社公団債）	16059234	(39,053)	外国他店借	16061134	
（金融債）	16059244	(15,203)	売渡外国為替	16061144	3
（事業債）	16059254	(24,505)	未払外国為替	16061154	0
株式	16059264	17,663	短期社債	16178294	
外国証券	16059274	8,482	社債	16139314	15,000
その他の証券	16059324	20,395	新株予約権付社債	16060974	
貸出金	16059364	1,228,652	信託勘定借	16061164	
割引手形	16059414	3,560	その他負債	16061174	15,993
（うち商業手形）	16059424	(3,560)	未決済為替借	16061184	10
貸付金	16059434	1,225,092	未払法人税等	16061254	8
（手形貸付）	16059454	(53,143)	未払費用	16061264	
（証書貸付）	16059474	(1,037,432)	前受収益	16061274	
（当座貸越）	16059484	(134,516)	従業員預り金	16061284	
外国為替	16059494	692	給付補てん備金	16061294	
外国他店預け	16059504	691	先物取引受入証拠金	16098064	
外国他店貸	16059514		先物取引差金勘定	16098074	
買入外国為替	16059524	1	借入商品債券	16098084	
取立外国為替	16059534		借入有価証券	16061304	
その他資産	16059544	7,742	売付商品債券	16109874	
未決済為替貸	16059554		売付債券	16109884	
前払費用	16059564		金融派生商品	16151154	978
未収収益	16059574		リース債務	16312824	1,093
先物取引差入証拠金	16098024		代理店借	16061314	
先物取引差金勘定	16098034		未払配当金	16061334	27
保管有価証券等	16098044		未払送金為替	16061194	0
金融派生商品	16151124		預金利子税等預り金	16061344	149
社債発行費	16150374		仮受金	16061354	2,620
代理店貸	16059634		その他の負債	16061364	11,104
仮払金	16059624	5,339	本支店未達	16061204	
その他の資産	16059644	2,311	賞与引当金	16162614	
本支店未達	16084614	90	役員賞与引当金	16188664	
有形固定資産	16192174	13,774	退職給付引当金	16061474	10,129
建物	16192184	3,182	役員退職慰労引当金	16311594	208
土地	16192194	6,801	その他の引当金	16061484	993
リース資産	16312804	1,033	特別法上の引当金	16061494	
建設仮勘定	16059744	573	繰延税金負債	16146204	
その他の有形固定資産	16192204	2,183	再評価に係る繰延税金負債	16147244	877
無形固定資産	16192214	1,652	負ののれん	16192254	
ソフトウェア	16192224	1,204	支払承諾	16061524	12,621
のれん	16192234		純資産	16061544	43,244
リース資産	16312814		資本金	16061554	24,167
その他の無形固定資産	16192244	447	新株式申込証拠金	16192264	
繰延税金資産	16146194	13,722	資本剰余金	16178304	19,775
再評価に係る繰延税金資産	16147234		資本準備金	16061584	9,167
支払承諾見返	16059794	12,621	その他資本剰余金	16165524	10,607
貸倒引当金	16061454	△ 27,740	利益剰余金	16178344	2,117
投資損失引当金	16150384		利益準備金	16061594	85
			その他利益剰余金	16192274	2,031
			積立金	16061614	
			前期繰越利益剰余金	16192284	2,031
			自己株式	16162624	△ 2,666
			自己株式申込証拠金	16192294	
			その他有価証券評価差額金	16151174	
			繰延ヘッジ損益	16192304	△ 465
			土地再評価差額金	16147254	316
			新株予約権	16192314	
			期中損益	16061694	3,208
合計	16059804	1,849,437	合計	16061704	1,849,437
貸付金のうち金融機関貸付金	16066084		定期預金のうち円デポ取引		

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年８月11日
【四半期会計期間】	第38期第１四半期(自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日)
【会社名】	株式会社　みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　杉　本　康　雄
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目３番１号
【電話番号】	(017)774局1111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　　藤　澤　貴　之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号 株式会社　みちのく銀行　東京事務所
【電話番号】	(03)3661局8011番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　小　田　中　和　彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社　みちのく銀行　東京支店 (東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号)

(注)　東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部　【企業情報】

第１　【企業の概況】

１　【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第１四半期連結 累計(会計)期間 (自平成20年 ４月１日 至平成20年 ６月30日)	平成21年度 第１四半期連結 累計(会計)期間 (自平成21年 ４月１日 至平成21年 ６月30日)	平成20年度 (自平成20年 ４月１日 至平成21年 ３月31日)
経常収益	百万円	13,352	12,832	47,620
経常利益 (△は経常損失)	百万円	941	1,277	△20,993
四半期純利益	百万円	776	853	―
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	―	―	△27,089
純資産額	百万円	78,062	52,339	46,715
総資産額	百万円	1,883,332	1,865,287	1,825,806
１株当たり純資産額	円	484.11	309.24	270.46
１株当たり四半期純利益金額	円	5.42	5.97	―
１株当たり当期純利益金額（△は１株当たり当期純損失金額)	円	―	―	△189.28
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	円	―	―	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	円	―	―	―
自己資本比率	％	3.7	2.4	2.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	47,849	97,968	△20,122
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△41,909	△97,447	34,430
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,192	△453	△5,002
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	29,127	36,717	36,655
従業員数	人	1,586	1,613	1,538

（注）１　当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２　１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況」中、「１　四半期連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
３　潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。

２　【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

３　【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４　【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年６月30日現在

従業員数(人)	1,613 [　868]

（注）１　従業員数は、執行役員７人及び海外の現地採用を含み、嘱託645人及び臨時従業員227人を含んでおりません。

２　嘱託及び臨時従業員数は、〔　〕内に当第１四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年６月30日現在

従業員数(人)	1,333 [　733]

（注）１　従業員数は、執行役員７人及び海外の現地採用を含み、嘱託571人及び臨時従業員169人を含んでおりません。

２　嘱託及び臨時従業員数は、〔　〕内に当第１四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

２ 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

３ 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当四半期連結会計期間の財政状態及び経営成績は下記のとおりとなりました。

預金残高は、個人預金が順調に増加したことを中心として前連結会計年度末比385億円増加の１兆7,542億円となりました。

貸出金残高は、地元経済の停滞を背景に資金需要の伸び悩みから、前連結会計年度末比251億円減少して１兆2,362億円となりました。

有価証券残高は、金融市場が依然として不安定な中、適切なリスクコントロールを意識しつつ株式等を圧縮し国債等へ投資を振り向けた結果、前連結会計年度末比1,071億円増加して4,720億円となりました。なお、当四半期連結会計期間末のその他有価証券の評価差額は10億円の含み益となっております。

損益状況につきましては、次のとおりとなりました。経常収益につきましては、有価証券利息は増加したものの、貸出金利息及び役務取引等収益が減少したこと等により、前年同期比５億20百万円減少の128億32百万円となりました。経常費用につきましては、預金利息の減少及び人件費を中心とした営業経費の減少等により、前年同期比８億56百万円減少の115億55百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比３億36百万円増加して12億77百万円、また、四半期純利益は前年同期比77百万円増加して８億53百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は8,714百万円、役務取引等収支は561百万円、その他業務収支は△252百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は8,637百万円、役務取引等収支は709百万円、その他業務収支は△262百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は77百万円、役務取引等収支は４百万円、その他業務収支は９百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第１四半期連結会計期間	8,227	234	0	8,462
	当第１四半期連結会計期間	8,637	77	―	8,714
うち資金運用収益	前第１四半期連結会計期間	9,773	336	113	9,997
	当第１四半期連結会計期間	9,878	169	97	9,950
うち資金調達費用	前第１四半期連結会計期間	1,545	102	113	1,534
	当第１四半期連結会計期間	1,241	91	97	1,236
役務取引等収支	前第１四半期連結会計期間	820	3	162	661
	当第１四半期連結会計期間	709	4	151	561
うち役務取引等収益	前第１四半期連結会計期間	1,832	6	315	1,524
	当第１四半期連結会計期間	1,723	6	295	1,434
うち役務取引等費用	前第１四半期連結会計期間	1,012	3	152	862
	当第１四半期連結会計期間	1,014	2	144	872
その他業務収支	前第１四半期連結会計期間	△279	△172	―	△451
	当第１四半期連結会計期間	△262	9	―	△252
うちその他業務収益	前第１四半期連結会計期間	1	0	―	1
	当第１四半期連結会計期間	35	9	―	44
うちその他業務費用	前第１四半期連結会計期間	280	172	―	452
	当第１四半期連結会計期間	297	―	―	297

（注）１　国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外に本店を有する子会社（以下、「海外連結子会社」という。）の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２　資金調達費用は金銭の信託見合費用16百万円を控除して表示しております。

３　相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当四半期連結会計期間末の役務取引等収益は1,434百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は1,723百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は６百万円となりました。

当四半期連結会計期間末の役務取引等費用は872百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は1,014百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は２百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第１四半期連結会計期間	1,832	6	315	1,524
	当第１四半期連結会計期間	1,723	6	295	1,434
うち預金・貸出業務	前第１四半期連結会計期間	278	―	―	278
	当第１四半期連結会計期間	275	―	―	275
うち為替業務	前第１四半期連結会計期間	488	6	0	495
	当第１四半期連結会計期間	466	5	0	471
うち証券関連業務	前第１四半期連結会計期間	28	―	―	28
	当第１四半期連結会計期間	13	―	―	13
うち代理業務	前第１四半期連結会計期間	200	―	―	200
	当第１四半期連結会計期間	216	―	―	216
うち保護預り・貸金庫業務	前第１四半期連結会計期間	6	―	―	6
	当第１四半期連結会計期間	6	―	―	6
うち保証業務	前第１四半期連結会計期間	203	―	56	147
	当第１四半期連結会計期間	222	―	78	143
役務取引等費用	前第１四半期連結会計期間	1,012	3	152	862
	当第１四半期連結会計期間	1,014	2	144	872
うち為替業務	前第１四半期連結会計期間	98	3	―	101
	当第１四半期連結会計期間	91	2	―	94

（注）１　国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２　相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第１四半期連結会計期間	1,755,484	1,959	7,612	1,749,830
	当第１四半期連結会計期間	1,758,360	2,289	6,428	1,754,221
うち流動性預金	前第１四半期連結会計期間	751,418	―	1,412	750,005
	当第１四半期連結会計期間	753,415	―	822	752,592
うち定期性預金	前第１四半期連結会計期間	983,168	―	6,200	976,968
	当第１四半期連結会計期間	983,041	―	5,600	977,441
うちその他	前第１四半期連結会計期間	20,897	1,959	―	22,856
	当第１四半期連結会計期間	21,904	2,289	5	24,187
譲渡性預金	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
総合計	前第１四半期連結会計期間	1,755,484	1,959	7,612	1,749,830
	当第１四半期連結会計期間	1,758,360	2,289	6,428	1,754,221

（注）１　国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２　相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

３　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

４　定期性預金＝定期預金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年６月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
国内業務部門	1,235,823	100.00
製造業	75,961	6.14
農業	14,912	1.20
林業	700	0.05
漁業	1,069	0.08
鉱業	968	0.07
建設業	66,164	5.35
電気・ガス・熱供給・水道業	12,693	1.02
情報通信業	4,244	0.34
運輸業	24,066	1.94
卸売・小売業	115,750	9.36
金融・保険業	85,947	6.95
不動産業	114,556	9.26
各種サービス業	200,413	16.21
地方公共団体	129,685	10.49
その他	388,687	31.45
国際業務部門	3,532	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	3,532	100.00
合計	1,239,356	—

業種別	平成21年６月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,234,438	100.00
製造業	75,936	6.15
農業，林業	15,594	1.26
漁業	961	0.07
鉱業，採石業，砂利採取業	867	0.07
建設業	56,179	4.55
電気・ガス・熱供給・水道業	25,059	2.02
情報通信業	5,010	0.40
運輸業，郵便業	34,152	2.76
卸売業，小売業	113,869	9.22
金融業，保険業	86,932	7.04
不動産業，物品賃貸業	147,867	11.97
学術研究・専門・技術サービス業	1,777	0.14
宿泊業	9,944	0.80
飲食業	8,759	0.70
生活関連サービス業・娯楽業	6,751	0.54
教育・学習支援業	6,744	0.54
医療・衛生	74,482	6.03
その他のサービス	42,524	3.44
地方公共団体	144,394	11.69
その他	376,628	30.51
国際業務部門	1,785	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	1,785	100.00
合計	1,236,223	—

（注）１　国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

２　日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動においては預金の増加等により前年同期比501億円収入増加の979億円の収入、投資活動においては有価証券の取得等により前年同期比555億円支出増加の974億円の支出となりました。また、財務活動においては配当金の支払等により前年同期比37億円支出減少の４億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比１億円増加して367億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業上及び財務上の対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

第３　【設備の状況】

１　主要な設備の状況

当第１四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 （㎡）	建物延面積 （㎡）	完了年月
当行	―	国道支店	青森県青森市	店舗	899.20	2,250.74	平成21年６月

（注）所有権移転外ファイナンス・リースによる建物取得であり、敷地面積は借地面積を記載しております。

２　設備の新設、除却等の計画

当第１四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
Ａ種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成21年６月30日)	提出日現在発行数(株)(平成21年８月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	150,895,263	東京証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)
計	150,895,263	150,895,263	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成21年６月25日(注)	―	150,895	―	24,167	△10,607	9,167

(注) 会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付が無いため、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,024,000	―	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,846,000	140,826	同上
単元未満株式	普通株式 2,025,263	―	同上
発行済株式総数	普通株式 150,895,263	―	―
総株主の議決権	―	140,826	―

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、当行が担保権の実行のため取得し、市場売却した株式(以下、「当該株式」という。）が20,000株含まれております。

当該株式は事業年度末の株主名簿上、自己株式でありますが、当行は実質的には当該株式を所有しておりません。当該株式に係る議決権20個は議決権の数から控除しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式869株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目３番１号	8,024,000	―	8,024,000	5.31
計	―	8,024,000	―	8,024,000	5.31

２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年４月	５月	６月
最高(円)	259	251	235
最低(円)	203	198	201

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

３ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第５　【経理の状況】

１　当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

　なお、前第１四半期連結累計期間（自平成20年４月１日　至平成20年６月30日）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第１四半期連結会計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）及び当第１四半期連結累計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

２　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結累計期間（自平成20年４月１日　至平成20年６月30日）の四半期連結財務諸表並びに当第１四半期連結会計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）及び当第１四半期連結累計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1　【四半期連結財務諸表】

(1)　【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成21年６月30日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成21年３月31日）
資産の部		
現金預け金	47,266	47,121
コールローン及び買入手形	66,193	106,598
買入金銭債権	7,191	7,579
商品有価証券	191	186
金銭の信託	19,975	19,994
有価証券	※2, ※4 472,064	※2, ※4 364,972
貸出金	※1, ※2 1,236,223	※1, ※2 1,261,379
外国為替	827	638
その他資産	※2 8,039	※2 8,878
有形固定資産	※3 13,722	※3 12,230
無形固定資産	1,565	1,565
繰延税金資産	13,241	13,888
支払承諾見返	12,554	12,879
貸倒引当金	△33,770	△32,106
資産の部合計	1,865,287	1,825,806
負債の部		
預金	1,754,221	1,715,730
借用金	6,000	11,000
外国為替	7	17
社債	15,000	15,000
その他負債	12,318	10,987
賞与引当金	456	1,195
退職給付引当金	10,232	10,131
役員退職慰労引当金	225	208
睡眠預金払戻損失引当金	641	670
偶発損失引当金	333	323
利息返還損失引当金	78	67
再評価に係る繰延税金負債	877	879
支払承諾	12,554	12,879
負債の部合計	1,812,947	1,779,091
純資産の部		
資本金	24,167	24,167
資本剰余金	19,775	19,775
利益剰余金	2,073	1,645
自己株式	△2,666	△2,665
株主資本合計	43,349	42,923
その他有価証券評価差額金	776	△4,323
繰延ヘッジ損益	△263	△277
土地再評価差額金	315	318
評価・換算差額等合計	828	△4,282
少数株主持分	8,161	8,074
純資産の部合計	52,339	46,715
負債及び純資産の部合計	1,865,287	1,825,806

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）
経常収益	13,352	12,832
資金運用収益	9,997	9,950
（うち貸出金利息）	7,460	6,999
（うち有価証券利息配当金）	2,372	2,892
役務取引等収益	1,524	1,434
その他業務収益	1	44
その他経常収益	1,829	1,402
経常費用	12,411	11,555
資金調達費用	1,554	1,253
（うち預金利息）	1,315	996
役務取引等費用	862	872
その他業務費用	452	297
営業経費	6,937	6,424
その他経常費用	※1 2,603	※1 2,708
経常利益	941	1,277
特別利益	34	41
固定資産処分益	8	－
償却債権取立益	25	41
特別損失	269	21
固定資産処分損	7	21
減損損失	261	－
税金等調整前四半期純利益	706	1,297
法人税、住民税及び事業税	18	16
法人税等調整額	△156	340
法人税等合計		357
少数株主利益	67	87
四半期純利益	776	853

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	706	1,297
減価償却費	351	323
減損損失	261	－
持分法による投資損益（△は益）	△0	0
貸倒引当金の増減（△）	1,852	1,664
賞与引当金の増減額（△は減少）	△620	△738
退職給付引当金の増減額（△は減少）	40	100
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	11	17
睡眠預金払戻損失引当金の増減額（△は減少）	△60	△28
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	60	9
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	67	11
資金運用収益	△9,997	△9,950
資金調達費用	1,554	1,253
有価証券関係損益（△）	△743	△81
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△1,149	14
為替差損益（△は益）	△26	6
固定資産処分損益（△は益）	△0	21
貸出金の純増（△）減	22,211	25,155
預金の純増減（△）	24,525	38,490
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	23	△5,000
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	563	△83
コールローン等の純増（△）減	1,284	40,793
コールマネー等の純増減（△）	3	－
外国為替（資産）の純増（△）減	△122	△188
外国為替（負債）の純増減（△）	△113	△9
資金運用による収入	8,749	6,790
資金調達による支出	△989	△1,405
その他	△571	△443
小計	47,872	98,019
法人税等の支払額	△22	△51
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,849	97,968
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△273,924	△233,403
有価証券の売却による収入	35,628	33,035
有価証券の償還による収入	196,658	103,747
有形固定資産の取得による支出	△222	△716
無形固定資産の取得による支出	△88	△115
有形固定資産の売却による収入	72	5
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△32	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,909	△97,447

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△3,500	－
配当金の支払額	△436	△428
自己株式の取得による支出	△258	△2
自己株式の売却による収入	2	0
リース債務の返済による支出	△1	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,192	△453
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	△6
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,774	61
現金及び現金同等物の期首残高	27,353	36,655
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 29,127	※1 36,717

【簡便な会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）
１　減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
２　貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成21年３月期の予想損失率に必要な修正を行い計上しております。
３　税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
４　繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果に必要な修正を行い適用しております。

注記事項

（四半期連結貸借対照表関係）

当第１四半期連結会計期間末 （平成21年６月30日）	前連結会計年度末 （平成21年３月31日）
※１　貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額　6,253百万円 延滞債権額　54,082百万円 ３ヵ月以上延滞債権額　－百万円 貸出条件緩和債権額　3,189百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１　貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額　5,464百万円 延滞債権額　50,345百万円 ３ヵ月以上延滞債権額　－百万円 貸出条件緩和債権額　3,081百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※２　担保に供している資産 有価証券　33,245百万円 貸出金　7,031百万円 現金　32百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,987百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は553百万円であります。	※２　担保に供している資産 有価証券　33,369百万円 貸出金　7,937百万円 現金　32百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,523百万円を差し入れております。また、その他資産のうち、保証金は447百万円であります。
※３　有形固定資産の減価償却累計額 14,366百万円	※３　有形固定資産の減価償却累計額 14,258百万円
※４　有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は3,695百万円であります。	※４　有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は3,720百万円であります。

（四半期連結損益計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）
※１　その他経常費用には、貸出金償却７百万円、貸倒引当金繰入額2,175百万円及び株式等償却83百万円を含んでおります。	※１　その他経常費用には、貸出金償却６百万円、貸倒引当金繰入額1,664百万円、株式等売却損847百万円及び株式等償却84百万円を含んでおります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）
※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円）	※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円）
平成20年６月30日現在	平成21年６月30日現在
現金預け金勘定　40,544	現金預け金勘定　47,266
定期預け金　△10,000	定期預け金　△10,000
その他　△1,417	その他　△548
現金及び現金同等物　29,127	現金及び現金同等物　36,717

（株主資本等関係）

1　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当第１四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	150,895
合計	150,895
自己株式	
普通株式	8,033
合計	8,033

2　配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年６月25日定時株主総会	普通株式	428	3.0	平成21年３月31日	平成21年６月26日	その他利益剰余金

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日）

当第１四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日）

当第１四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90％を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前第１四半期連結累計期間（自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日）

当第１四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10％未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（有価証券関係）

Ⅰ　前連結会計年度

※１　連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれる貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

※２　「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

１　売買目的有価証券（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	186	0

２　満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,999	2,010	10	10	―

（注）１　時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
　　２　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

３　その他有価証券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	17,291	15,053	△2,237	263	2,501
債券	291,428	293,387	1,958	2,551	592
国債	143,359	144,022	663	959	295
地方債	81,572	82,026	453	665	211
短期社債	―	―	―	―	―
社債	66,497	67,338	841	926	85
その他	51,114	47,051	△4,062	―	4,062
合計	359,834	355,492	△4,341	2,814	7,156

（注）１　連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
　　２　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
　　３　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
　当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものを17,285百万円（うち株式4,754百万円、その他の証券12,530百万円）を減損処理しております。
　また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。
　・時価が取得原価の50％以上下落している銘柄
　・時価が取得原価の30％以上50％未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」と「その他有価証券評価差額金」は2,682百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

該当ありません。

5　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	170,320	2,769	2,818

6　時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年３月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,720
その他有価証券	
非上場株式	2,647
非上場外国証券	200
貸付債権信託受益権	6,182
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	894
関連会社株式	17

7　保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年３月31日）

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	80,216	104,102	82,475	32,323
国債	69,972	28,161	15,575	32,323
地方債	1,396	29,711	50,918	—
短期社債	—	—	—	—
社債	8,847	46,229	15,981	—
その他	2,884	11,639	5,732	6,632
合計	83,101	115,742	88,207	38,955

Ⅱ　当第１四半期連結会計期間末

※　企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

１　満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年６月30日現在）

	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	1,999	2,011	12

（注）時価は、当第１四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２　その他有価証券で時価のあるもの（平成21年６月30日現在）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	10,965	11,028	62
債券	423,178	427,210	4,031
国債	253,327	254,575	1,248
地方債	97,301	98,685	1,383
短期社債	―	―	―
社債	72,549	73,948	1,399
その他	27,499	24,462	△3,037
合計	461,644	462,701	1,056

（注）　四半期連結貸借対照表計上額は、当第１四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第１四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,720百万円増加、「繰延税金資産」は294百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,425百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

（金銭の信託関係）

Ⅰ　前連結会計年度

１　運用目的の金銭の信託（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	19,994	―

２　満期保有目的の金銭の信託（平成21年３月31日現在）

該当ありません。

３　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年３月31日現在）

該当ありません。

Ⅱ　当第１四半期連結会計期間末

１　満期保有目的の金銭の信託（平成21年６月30日現在）

該当ありません。

２　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年６月30日現在）

該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

Ⅰ　前連結会計年度

1　取引の状況に関する事項

(1) 取引に対する取り組み方針及び取引の内容・利用目的

当行は、有価証券等の価格リスクコントロール及び外貨建資産・負債に係る為替リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、また、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。繰延ヘッジを行うにあたっては「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）等に基づいて、ヘッジ基本方針やヘッジ有効性の評価方法等を行内規程として定めております。当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ対象はその他有価証券、ヘッジ手段は金利スワップであります。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

また、区分して処理することが適当と認められる複合金融商品の組込デリバティブについては、現物の金融資産と区分処理して時価評価することとしております。

（ヘッジ会計の中止）

従来、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度末においてはヘッジ有効性が認められないと判断されたためヘッジ会計を中止しております。

なお、ヘッジ手段についてヘッジ会計の中止以降の評価差額の変動額を当連結会計年度の費用として処理しております。

(2) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に内包されるリスクのうち、当行の財務状況に影響を与えるリスクとしては、主として市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利・為替等の相場変動によって損失を被るリスクであり、信用リスクとは、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスクであります。

(3) 取引に係るリスク管理体制

当行では、デリバティブ取引のリスク管理のため、市場取引に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）と、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を明確に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング部署としてリスク統括部（ミドルオフィス）を設置しております。

リスク統括部では、運用基準の遵守状況や各取引のポジション、損益状況、リスク量等のモニタリングを行うことにより厳格なリスク管理を実施し、結果については取締役会等へ定期的に報告がなされています。

２　取引の時価等に関する事項

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引（平成21年３月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	△273	△273
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	46,869	46,869	△734	84
合計	―	―	―	△1,008	△188

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２　時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(ヘッジ会計の中止)

従来、金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度末においてはヘッジ有効性が認められないと判断されたためヘッジ会計を中止しております。

なお、ヘッジ手段についてヘッジ会計の中止以降の評価差額の変動額を当連結会計年度の費用として処理しております。

(2) 通貨関連取引（平成21年３月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	196	―	△0	△0
	買建	9	―	0	0

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
２　時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成21年３月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成21年３月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成21年３月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年３月31日現在）

該当ありません。

Ⅱ　当第１四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものはありません。

（１株当たり情報）

１　１株当たり純資産額

		当第１四半期連結会計期間末 （平成21年６月30日）	前連結会計年度末 （平成21年３月31日）
１株当たり純資産額	円	309.24	270.46

２　１株当たり四半期純利益金額等

		前第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）
１株当たり 四半期純利益金額	円	5.42	5.97

（注）１　１株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	776	853
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－
普通株式に係る四半期純利益	百万円	776	853
普通株式の期中平均株式数	千株	143,331	142,864

２　なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

（リース取引関係）

Ⅰ　前連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

前連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１．ファイナンス・リース取引 （１）所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 当連結会計年度末においてリース資産はありません。 ②リース資産の減価償却の方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
（２）通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産　1,633百万円 無形固定資産　1,926百万円 合計　3,560百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産　1,250百万円 無形固定資産　1,451百万円 合計　2,702百万円 年度末残高相当額 有形固定資産　382百万円 無形固定資産　474百万円 合計　857百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 １年内　484百万円 １年超　448百万円 合計　932百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　647百万円 減価償却費相当額　568百万円 支払利息相当額　46百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

Ⅱ　当第１四半期連結会計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、リース取引残高に前連結会計年度末に比べて重要な変動はありません。

２　【その他】

該当事項はありません。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年８月11日

株式会社みちのく銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東　　勝　　次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　　内　　正　　彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結累計期間(平成20年４月１日から平成20年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成20年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
　　２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年８月７日

株式会社みちのく銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東　　勝　次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　内　正　彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成21年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
　　２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年８月11日
【会社名】	株式会社　みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　杉　本　康　雄
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目３番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社　みちのく銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号） （注）東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

１　【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取杉本康雄は、当行の第38期第１四半期（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。